

日本經濟政策学会編

# 資本自由化と経済政策

—日本經濟政策学会年報XVII—

1969



勁草書房

日本經濟政策学会編

# 資本自由化と経済政策

—日本經濟政策学会年報XVII—

1969



勁草書房

## はしがき

本書は日本経済政策学会の刊行する日本経済政策学会年報第VII輯である。

学会は昭和一五年創立、今、沖縄を含む全国の大学及び研究機関の経済政策学研究者を中心とする約八六〇の会員によって自主的に運営される代表的なわが国経済学会の一である。学説、世界観、主義主張の如何を問わず、会員の自由にして科学的な経済政策学研究・討議のための共通な「場」としての機能と伝統とを保持して今日に及んでいる。

昭和二〇一二三年戦争のため大会開催も阻まれた本学会は、その重要な事業の一である本年報の刊行も五回中断させられたが、年報は昭和二四年以來再刊、後二七年以降現在の姿をとるに至った。再刊の始めには、この種学術書刊行費に通有の困難の故に、文部省科学研究刊行助成費の援助を受けたが、編輯幹事の献身的な努力により、その後は学会の自主的公刊書として、輯を重ねて本書に至っている。敢えて代表理事としてのこの序文で再刊時編輯の任に当られた委員諸氏への感謝を記したい。

年報は四半世紀にあまる本学会活動の記録であるとともにわが国経済政策学研究の前進の年史でもある。学会は社会とともに前進をはかるために昭和四三年度断行した学会機関の再構成の一環として新年報編輯機構を作った。本輯はその第一回の仕事として公刊される。大方の一層の理解と協力を希望してやまない。

学会が年報でとりあげた年次研究課題は、戦争と経済政策、日本経済自立の条件、経済統制の方式、経済政策としての計画、産業構造と経済政策、経済自立の政策的課題、戦後十年の日本経済政策、戦後各国の経済政策、経済政策の対象と方法、経済計画の諸型体、

一九六八年一〇月

日本経済政策学会

代表理事 山中篤太郎

目 次

はしがき

論

説

山中篤太郎：一

資本自由化と経済政策

林 信太郎：一

資本自由化と産業政策

越後和典：三

資本自由化と中小企業

加藤誠一：三

報

告

マックス・ウェーバーの政策論的思维の構造

——実践と科学との関連について——

経済政策論の位置づけのために

大林信治：三

わが国の産業集中度と利潤率

前川忠良：四

——一九六一年～一九六五年——

労働制約下の経済成長

松代和郎：五

効率制約下の労働分析

藤枝省人：九

経済成長の労働分析

畠井義隆：六

進学率上昇についての経済的考察

渡辺尾行吾  
吾  
長

港湾における広域化問題

北見俊郎  
見  
北

繊維流通機構の問題点

石井金之助  
金  
石

社会体系会計の構想

酒井正三郎  
正  
酒

ソヴェト経済の効率

有木宗一郎  
宗  
有

東海三県製造業における近代化過程の分析

吉高橋村二郎  
高  
吉

中小企業政策の「混迷」

佐野勝次郎  
野  
佐

## 学 会 展 望

最近のわが国における「産業組織論」の展開

新野幸次郎  
新  
新

## 書 評

R・コリングス、E・プレストン『製造業における集中と価格・費用<sup>ペーリヤー</sup>差益』  
ペリヤーネフ『ソ連における差額地代』

赤沢昭三  
赤  
赤

G・オファード『発展途上経済におけるサービス産業イスラエルについての実証研究』

井上周八  
井  
井

W・ミハルスキ『社会的費用の操作的概念の基礎』

小苅米清弘  
小  
小

R・クリューガー『経済政策の手段区分標識と分類』

野尻武敏  
野  
野

A・J・ヤングソン『間接資本開発の経済学に関する研究』

施昭雄  
施  
施

S・A・マークリン『公共投資の規準経済成長の計画化のための便益・費用分析』

島田千秋  
島  
島

R・トリフайн『国際通貨制度過去、現在および将来』

柴田裕  
柴  
柴

W・ミハルスキ『社会的費用の操作的概念の基礎』

尾上久雄  
尾  
尾

## 学会記事

## 論 説

### 資本自由化と経済政策

林 信太郎

（通商産業省）

私の大学時代あるいは、職場に入りましたからも、引き続き御指導を受けております、諸先生方を前にいたしまして、こういう、高い席でお話しをするようなことは、非常にあります。が、ただ、たまたま、こういった仕事をやっておる者といたしまして、諸先生方に、マティリアルをできるだけ提供いたしまして、より良い経済政策を立てていただく、そういうふうに考えて、あえて出て参ったわけでございます。

御案内のとおり、経済学が、みごとに最初にスタートし、展開いたしましたイギリス、そのイギリスの経済がああいた姿になっております。

学問というものと現実の経済の姿というものと、何とか、もっと、接近できないだろうか、私ども政策を担当いたしております者としてはああいう、英國の姿を前にいたしまして、何としても、ああいう姿を回避したい一念を強く持っております。

したがいまして、こなされていない素材かと思ひますけれども、立場をはなれて私見を申し上げます。十分御検討願いまして忌憚のない建設的な御批判をいただければ幸いだと思っております。

まず、資本の自由化といふことの意味は一般的にはいろいろ言われております。メリットあるいは、デメリットといふふうな形でも

展開されております、が、私は日本の現実に立って、一体、どういうところに特徴的な問題があるのか、というふうな点で、まず整理してみたのがお手元にございます、レジメでございます。

御案内のとおり、資本自由化をめぐりましては、私ども官庁サイドの、あるいは、産業界の慎重ムード、それから、一部学界、あるいは、エコノミストの方々の積極論とがあるのですけれども、そういった対立が、どういうところから来ておるのか、日本経済の現実に資本自由化という事件変動を適用した場合に、どんな事態になるかという、デスクワークが、おそらく、違ってくるのではないかろかと思います。

したがいまして、主たる論点をそのようなところに合わせながら、御説明申しあげてみたい。レジメの(1)にございますように、資本の自由化の経済論理というふうな観点で整理して見ますと、まず、資本自由化とは企業活動が国際間で自由に移動することである。

資本の持つております、二面性の一つとして、金の移動が利殖の

対象として行われることがございます。

いま、問題になつております資本の自由化は利殖の対象としての資金移動ではなくて企業活動あるいは、企業の支配者としての資本が国際的に自由活動したい、或はさせろ、ということが、いま、問

題の資本自由化の論理でございます。こういうことは、同時に、企業活動の当然の属性といたしまして、金を借りたり、生産、販売、あるいは、投機等いろいろな、事業が自由にやれるわけであります。もちろん、労働者を雇うことと自由活動の一環に入ってくるわけであります。

そういうことでござりますから、アメリカがドルの流出に悩み、その国際收支が非常に問題になっておるにもかかわらず、依然として強い、資本自由化の要請がアメリカからまいております。これは、金はアメリカから必ずしも持つてくる必要はございません。日本で調達すればよろしいわけです。同時に、(イ)にござりますように、必要な金は現地で調達するという事実が、ヨーロッパにおきまして、五十八・九年、あるいは、現在今年に入りまして、ジョンソンの国際收支改善に関する一月一日のメッセージを機にいたしまして、在欧米企業はきわめて、活動的な資金の現地調達をやっております。

昨年、年間で在欧米企業は三億五千万ドルの資金調達をやりました。が、本年は一・三月で、すでに、六億ドルを越える、現地調達をやっておるわけでございます。こういう米系企業の現地調達を可能にいたしましては受け入れ国側の事情もあるわけでございまして、金融機関の本性として、安全確実な投資をしなければならない。

日本で一般的にみられる中小企業は帳面も経理も定かでないので、このような中小企業に投資するくらいならば、米系の巨大企業の子会社に金を貸したほうが、はるかに安全確実であり、大衆預金の保管者としての銀行使命の側面にも合致するわけであります。

こういう事態を統計でみますと第一表にござりますように、これ

すら受けたわけでございます。

ところが、第一表で申し上げましたような外資系企業は持ち込みの約二十倍の投資をやり、現地側でそういう、二十倍の調達が可能だという、この比率をそのまま前提として使いますと、持ち込みの金、一千億円ですが、現地で外資系企業の行います設備の規模は約二兆になります。そうしますと、七兆幾ら分の二兆で、約四分の一以上という大変な比率でございます。しかも、これは単年でござります。しかも、アメリカの企業で出てまいりますのは、部門が限定されてまいります。成長性が高いとか、あるいは、技術が極度に作用する分野だと、あるいは、アメリカで資源、ブランド、マーケティング等の非常にすぐれた要素を持っておって、日本の産業側ではこれらが劣っている分野等に集中的にやってまいります。単年度ではござりますけれども、当該産業部門における、年間設備投資のうち四分の一程度でなくして、平均で四分の一でございますから、部門が限定されます、と、半分、あるいは、それ以上というふうな姿になってくる可能性もあるわけでございます。

対日投資持ち込みの規模が三億ドルですから、大したことではないというこの認識の背景には資本自由化を資金の移動というように無意識に考えられているせいかと思います。

それから、よく言われます外貨収支にとってプラスかという点も、いま申し上げました点で必ずしもそうでないことが理解されるかと思います。外資自由化が我が国の国際收支にプラスだとする見解は前述の外資系企業の資金調達の内外区分を前提にしますと、5%の流入にのみ着目して、六〇%余の自己資金の流出のおそれが

は、昨年度の設備計画、外資系、二十七社の集計でございます。総工事費が四十二年に八五四億円、この内、国内で調達いたしますと国外で調達いたします分があるわけでございます。外で調達いたしましたのは、借り入れの外貨の部分、それから、株式なり、社債なりで、外國で引受けるもの、そうしますと、大体、合わせますと、五%内外でございます。そういたしますと、残りの九五%は国内で調達するということになってまいります。

国内の調達についてその区分を見ますと、減価償却が三三%、それから、その他二七%に国内の社債、株式の調達分を加えますと約三〇%、残り三〇%強が、金融機関借り入れでございます。このへんのところに、外資系企業、主として米系でありますが、日本におきましても、現地調達が順調に進んでおる、という事実があるわけでございます。

(イ)に移らせていただきまして、こういう観点から、一体、対日進出規模が、どれくらいかを考えてみます、現在の外貨事情、その他から見まして、日本に資本進出を可能にしておる国は、一般的にはアメリカくらいのものであります。

アメリカの現在のドルの事情からいたしまして、一・二億ドルもあぶないかと思いますが、昨年、春、夏ごろ、こういう問題が議論されましたときの情勢では年間、約三億ドルくらいが、対日持ち込みのマクシマムと言われております。当時の日本の設備投資が七兆二千とか七兆五千億円。従って七兆数千億分の一千億円と、わずか、数%にしかならない。こういうわずかな比率をもって大変だといふのは、統制を好みそうな政府の狼少年的などハイビアだという非難

日本の外貨不安時にはおこることを忘却した偏見でしよう。

もう一つは外資系企業はいまの第一表でもおわかりのように非常に高利潤を上げています。その高利潤は巧みに、諸外国の文献によれば現地国の税がかからないような形で外に流出しているといわれています。

たとえば、外資系企業が一番に支援しております石油について申上げますと、原油の採掘をしていますアラビア石油一社の利益と、一・二社の特殊な外資系企業を除く全石油精製業の全利益と比べて、なおアラビア石油の利益のほうが大きい。なぜかと申しますと、外資系は原油價格で操作をしているのだともいわれています。こうした操作は他産業においてもいろいろな形で行われております。

これは日本であまり研究なされておりませんが、欧米では相当広く、定着した見解になっています。そのため、リヒテンシタインとか、ルクセンブルグとか、あるいは、スイスとかいったような国に、いわゆる、ペーパー・カンパニーあるいは、ホールディング・カンパニーが、税あるいは、金融上の事情から多数つくられておりまして、単に、アメリカ企業だけでなく、ヨーロッパ各国の巨大企業もぞくぞく、この地域にペーパー・カンパニーをつくっております。

こうなりますと、果たして、日本の外貨事情にとってプラスかどうか、一例を申し上げますと、カナダが戦後、大胆な米資本を入れまして産業開発をやりました。百数十億ドルの米資本が入ってくる。年々、利子配当だけで十三億ドルになります。この支払いがたいへんございまして、この調達あるいは、リファイナンスのために、

カナダ政府の商工大臣は経済政策を主体的に運営できないというなげきを、表明しております。

現にカナダではいかにして外資系の比率を減らすかというふうなことが重要な経済政策になってきております。以上が(1)でございまですが、(2)はこういったことから当然の論理としてわが国の優位要素でござりますレーベー、これがワールド・エンタープライズに対しで自由に使われる。こういう論理的な帰結となります。

米系企業が日本に出てまいりますと、どのくらいのコストの差になるかという一つのデスクワークをやってみたのが第二表でござります。アメリカにおきます生産コストを百ドルといたしますと、うち、人件費をたとえ六割といたします。これを日本にもってまいりますと、一般的によくいわれております格差は五対一をとります。アメリカにおけるアメリカ企業は生産コストが、五十二ドルでござります。在日供給コストの比較は百二十ドル対五十二ドルになります。対日輸出チャージがかかるほど、この格差は大きくなります。このへんのところに、コスト競争力が非常に大きな問題になつてくるわけです。

#### 国際競争力ということが非常に大きな問題になるわけでございま

論理的背景でござります。こういった形で考えてまいりますと、米系企業が日本に出てくるということは日本の企業の持つております労働の格安という優位条件をフルに、自由に使わせるということになります。他方、貿易政策の面では御案内のとおり、まだ、先進主要国は対日差別を依然として、解消しておりません。何度も交渉いたしましたが、その理由は、日本商品というのはチープ・レバーがバックになっておるという根強い認識が背景になっておる。このへんのところにアメリカをはじめ諸外国の日本の自由化を迫まる國の言い分にきわめて一方的な言い分があるのではないかと考えます。

(3)のところでございますが、こういうことでございますから、いま申し上げましたように輸出競争力と資本自由化の抵抗力とは直接的な因果関係がないということになるわけです。

四にまいりまして、今後の競争は商品競争から企業競争へと移つてまいります。さらに、企業競争から総合的な競争へと競争のペターンが変化してまいります。輸出競争力との関係は第三表を見ていただきますと、普通鋼材トン当たりの日米コスト比較がござります。日本が八四・五ドル、アメリカが一三五・七ドル、約五〇ドルの差があります。アメリカ向けだけでも約六百万トン近い大量の輸出ができるております。しかし、内訳を見ますと労務費が、日本は二〇ドル弱、向こうが八五ドルになっております。四対一ですから、米系のアメリカ鉄鋼業が日本に出てきた場合、原料費とか金利償却を一応そのままだと仮定を置きますと在日、米鉄鋼メーカーの鋼材トン当たりのコストは七十二・四ドルになる。で、日本の鉄鋼業の競争

ですが、概念をはつきりいたしましたために商品競争力と企業競争力を輸入競争と名づけます。それから、輸出競争、輸出には、第三国での競争と競争相手国での競争、こういう形になつてくるわけです。コストの変化を、いま、ここで例示いたしました商品について日本のコストを、たとえば、八十ドル、アメリカのコストを百ドルと仮定いたします。そういたしますと、輸出競争におきましてはアメリカは百ドル、プラス、関税、チャージとなります。日本は八十ドルであり、この両者も競争が貿易自由化という与件のもとでの競争関係であり、これは商品競争でございます。これが輸出になりますと、日本品には関税と、チャージがかかります。インド向けの場合も関税・チャージはほぼ日本と競争国产品と同様にかかるとみていいと思います。ですから、八十対百と大体同じになるわけです。次にアメリカ向けの場合には関税と、チャージが日本品のみにかかるとあります。アメリカ品の場には国内販売ですからそちらがからない。ですから、こういう形になるわけです。これがどちらが大きいか、関税とチャージによるわけであります。

ところが、資本の自由化、要するに企業の対日進出の場合には在日米企業となり、そのコストは五十二ドルになり、これと日本品との競争になるわけです。従つて貿易自由化の競争のときに十分やつていただけるから資本の自由化も大丈夫だ、というのは情緒的な議論であつて、論理的な齊合性はございません。これが船舶輸出のように昭和三十一年以来、世界の輸出のトップに立ち現在その半分位をとつておりながら、なおかつ資本の自由化に対して恐いという事実の

力の背景が、マネージメントとか技術とかにあるのではなくて、依然として賃金格差にディベントしておる姿が明らかになってくる。このへんのところが労賃を年々国際レベル以上に上げていかなければならぬ企業にとって、より合理的な体制ということで、最近、大型合併、その他が出てきておるわけでござります。商品競争への決め手はコストであり、品質もコストに換算できるわけでござります。企業競争への優劣をきめるのはコストのほかに資本調達力、それから技術開発力、販売力こういったものの総合された企業全体としての力の競争といった形になつてまいります。商品だけが輸入されるのではなくて、向こうの企業が日本にやって来て經營するわけでござりますから、当然、この競争に用いられる手段がこれだけ多角化されるということでおこります。こういう観点から、続いて資本力、技術力、マーケティングがどうなるかということを申します。

その前に企業競争状態がさらに総合競争の状態に入つてくる。総合競争という意味はたとえば、日本の場合には間接金融方式をとつております。そなりますと、企業に非常に借り入れが多くなるような資金循環になつております。あるいは民間の舶来に対する事情がヨーロッパの米国製品に対する軽べつの風潮と逆でござります。いわゆる舶来尊重。そなりますと、日本の米系企業を迎えるつ日本の企業と、米系企業のチャレンジするヨーロッパ企業が、市場の性格が向こうのほうが有利で日本のほうが不利だ。こういった形、あるいは、技術開発をおこしますアメリカ政府の異常な熱い入方、巨額な研究開発資金を投資して民間企業にやらしておる。こう

いった社会的な政治的な政策的な相違がみんな総合されて直接国際競争にチャレンジいたします企業の力にあるいはプラスになり、あるいはマイナスになっておるわけでございます。それから、私ども考え方といたしましては、一番手をひきびしい批判を受けておるのは資源の最適配分という観点の問題でございまして、これにつきましては別途、根本問題があるうかと思います。

資源の最適配分でございますがどういう場で行なわれるか、一国単位なのかあるいはブロックなのか、世界単位なのか、あるいは、その資源を資本と労働だけに限定するのか、あるいは、技術にまで及ぶのか、あるいは、静態的に見るのか、動態的に見るのか、さらに、この資源の所有主体が問題でございます。何と申しますか、経営者と申しますか、資本家と申しますか、そういう主体の社会性にまで及ぶか、及ばないか、こういったことの相異によって資源の最適配分の具体的な内容が根本的に変わつてまいるかと思います。私はそういった理論的な問題はここでは割愛いたしたいと考えます。資源の最適配分論についての私どもの持つております疑惑を御披露してみたい。

(1) は外資は技術資源を公開しない。技術は一般にセラーズ・マーケットでござります。相手が選別をする。又、開発は本社に原則として集中いたします。

現地でやります場合でも研究管理をきわめて厳重巧妙にやりまして、現地に開発の成果が滲透普及しないような仕組をとっております。でき上りかたそういうものを、ロイヤリティ・ベースで渡しましても、その改良特許等の所属についてはきわめて厳重な制約条項

の計画で大幅な財政援助をて、こにしながら、プラン・カリキュールをスタートさせたわけであります。このへんのところに技術という要素が自由な取引の対象でないといふ事情が例証されております。それから、もう一つは外資は市場に対して拘束条件をつけております。その一番よい例は、たとえば、ドイツ・フォードやイギリスのヴォグザール、これはG Mの子会社でございます。これらは対米輸出は殆どありません。本社の市場戦略の結果によるとか思われません、そなりますと、外資を受け入れ、自由の要素が合理化されてみてもその国の輸出には寄与しないという結果になつてくる。それから、米本国自体のいろんな事情によつて取引が歪曲されてまいります。たとえば、在独米企業の物資調達について二万マルク以上の一取引は全部、この在独の米系企業からお互に買おうというふうな話し合いを、秘密裡に一昨年ですか、やつたといふことで大問題になつたケースもございます。このへんのところに世界の現実といふのは資源の最適配分といふうな純粹な路線を決して歩んでないといふことでござります。

ここに「自動車の場合」というのがございます。が、イギリスの場合をとつてみると、米系、純粹な民族系は、いまや、一社でございます。BL M C (ブリティッシュ・レーティンド・モーター・コーポレーション)だけでござります。あとの三社はいずれも米系、ピッグ・スリー系となっております。こういう姿が進行するとともに国内の生産は勢いよく上昇していますが、輸出の水準は横這いであり、従つて輸出依存度はやや下がるという姿になつてゐるわけでございます。

時間が関係で先に移らせていただきまして、まず、資本力、技術力、マーケティングというふうな重要な企業要素が、競争の手段になつてくる。まず資本力の点は世界産業の模範でありますスイス時計も昨年、米資本に、ユニバーサル・ビューレン、あるいはナルダンというふうにハミルトン・ブローバーにとられざるを得なかつた。もともと、スイスの企業というのは非常に資本蓄積が豊かでございます。数万台、あるいは数千台の工業機械がわずかに一フランというふうな企業が一般的でございます。にもかかわらず、わずかな積極經營、したがつて借り入れからくる意欲的な経営が思うようにならないといふ場合、すぐ、アメリカの資本力に身売りせざるを得ないといふうな姿になつた。いま、ここに書きました、イギリスの自動車の場合にはたび重なる緊縮政策で市場がどんどん萎縮をする。そのしわ寄せは民族系が集中的に受けてまいる。金の威力は不況のときに極度に効果的に發揮されると、こういう形になつてくるわけでございます。

それから、(1)にございますように、こういう観点で日本の自己資本比率を見ると、年々、悪くなつております。設備投資を大胆にやるということが必ずしも決定的な自己資本比率が悪いことの原因ではございません。ドイツの最近、二・三年まえまでのあいだた高成長の際に自己資本比率は必ずしも、日本のような悪さを示しておりません。これは、企業税制なり、あるいは社会的なマニー・ヨーローの相違からきておるわけでございます。

それから、設備がどんどん巨大化してまいりますが、それをタイ

ムリーに導入する、あるいは導入したものと適正に操業する体制、

このためにはどうしても大きなスケールにしなければならないといふうな点で資本力の問題が企業規模の問題に直結して出てくるわけだと思います。

技術力の問題。私企業ベースではこれも与えられたR&Dを効率的に使うことと合わせまして、マクロベースではそのもののペイを大きくする点と二つ並行してやるべきだと思います。アメリカでも非常にこの華やかな論争のあたところでございますが、実は私ども双方必要かと考えております。先ほど申し上げましたように、技術導入によって格差は克服されないということをございます。

資本の自由化が進みますと技術という要素が決定的な役割を果たしていくわけでございます。アメリカは非常に技術的に優位に立っております。が、これは、約五兆越えます政府の技術開発費が優位性のバックになっておるわけでございます。

それから、(3)番目にマーケティングの格差も無視できない要素かと思います。ワールド・エンタープライズ、特にアメリカ系の企業は市場先行型経営でございます。メーカーが市場先行型であるのみならず、流通企業がきわめて意欲的に新しい流通形態・流通方法をくふうし、それを普及させ、みずからも、巨大企業になっております。百貨店のみならず、メイル・オーダー、チャーン・ストア、ボランタリ・チャーン、ショッピング・センター、SSDDDS、等々いすれもアメリカでくふうされ、普及し、かつ巨大企業化したもので、ヨーロッパは戦前、あるいは戦後にこれをまねておる状態であり、日本はなお、それに遅れをとつておる状態でございます。外

ないのではないかと思います。

それから第二に(4)(1)でございます。資本自由化は、関税、特に為替レートの固定的な国民経済間の調整措置がしり抜けになるのではなかろうか、アメリカ企業が日本にやってまいりますと、要するに五分の一のレーバーを使えると当然、きわめて優利なポジションに立つことになるわけでございます。したがって、生産要素の国際間の自由移動というふうな問題と国民経済総体としてのこの調整措置としての固定レート体制と、はたして、矛盾しないだろうかという疑念があるわけでございます。

それから、三番目にコスト競争力から見ました、日本の対外経済政策の体系的な把握が必要であります。

結論から急がせていただきと、ケネディ・ラウンド、特恵、資本自由化という順番で日本の企業のコスト競争力の不利の度合が高まってまいります。いまの平均関税5%ないし30%ぐらいの間にほんどの商品が入っております。今回のK.R.によって、現行関税が平均して約30%下げるわけであります。現行関税は商品によっては五割のものも、一割のものもあるいは、三割のものもござります。平均しまして一〇%ぐらいということで、これを五年間で下げていく、特恵の場合にはまだ、制度がかたまっておりませんが、大体、一〇%ないし、一五%くらいです、もし、特恵でゼロ関税ということが適用されますと、それだけ日本企業が競争上不利になり、輸入品が逆に有利になるわけでございます。

それに対しまして資本の自由化は、先ほど申し上げましたとおり、現地にやってくる可能性のあります米企業にとりましては、そのコ

資がやってまいりますときには、このマーケティングからスタートするわけでございます。そういう意味でこれに対応する場合、日本の企業の中でも特定の分野におきましてはマーケティングが非常に強いウエートをもつ分野がございます。化粧品をおきます、資生堂、鐘紡のような存在でございます。これは、花椿の会というような形のチエン・オペレーションがバックになつております。そういう場合には、これをでこにしてマックス・ファクター等々、巨大世界化粧品企業と十分対抗し得るわけでございます。

それから、理論問題として四つに、幾つか疑念を整理してみたわけでございます。第一に資本の自由化というものは生産要素の自由移動という面をもつております。資本という特定のものだけの自由移動を認めることだけで政策論としていいのだろうか。その他の生産要素について、どう考えるか、特に国民経済によりましては、資本を優位要素としてもつておる国と日本のよう勞働を優位要素としてもつておる国との間のこの矛盾をどう処理するか、資本だけが自由になりますとその資本について劣位の国は損をするのが当然でございます。したがいまして、よく言われます資本自由化を支持する論理として資本輸出国には、利潤が発生し、輸入国には所得と賃金がそれだけ高まる。結果的に総合しまして、世界経済にプラスだといふ。

この論旨をそのまま、「資本」という言葉を「労働」という言葉に置き換えてみると、逆方向においてそつくりそのまま、妥当いたします。そうなりますと、資本自由化の経済論理ということではなくて、生産要素の移動の経済論理という形で考えてみなければなりません。

このへんのところにアメリカの対外政策と日本の対外政策が原理的に一つの矛盾する面が出てこよろかと思ひます。

それから、五番目の二枚目に資本自由化の評価でございます。消費者の立場から二つの選択があります。

第一は輸出をふやして成長をマクシマムにする立場であり、第二は直接合理化効果を国民に還元する考え方でございます。私どもは前者の立場を日本のような对外依存度の大きい、かつ、国内市場の狭い国民経済としては、とらざるを得ないのでなかろうかと考えております。それから、「刺激」になるから進めろということにつきましては強過ぎる刺激は「激薬」だという判断をしております。これは私のことばではございませんで、ロンドン大学のG.C.アレン教授と会ったときの向こうの言い分でございます。

それから、限界企業の価値、乗っ取りの問題に触れておりますが、要するに、日本では価値のないものでも外資系企業から見ますとき

わめて価値が大きい、時間的にも、あるいは、経営的にもそういうことでござります。あと、問題点としまして、輸出と外資、これは必ずしも、平行しないという実情は先ほど申し上げましたとおりでございます。

それから、技術導入の資本の自由化がからんでまいります。今後の技術導入の前進は経営権の譲渡を要求してまいります。経営権を渡して技術をもらうか、あるいは、経営権を維持して技術は自主開発に切り換えていくかこのへんのところに、戦後約二十年続きました導入による繁栄の終焉の接近あるいは、ジレンマが出てこようかと思っております。

それから、合併等の問題でございます。が、日本企業が強くなる。それ以上にワールド・エンタープライズのほうが強力であり、あるいは、独占の弊害を各地で実際に露呈しております。したがって、もし、日本の合併、大型合併というのがけしからぬというのであれば資本自由化はもととけしからぬと言わなければならぬのじやなかろうか。そのへんのところに私どもいたしましては、まず、日本の企業が強くなつて、それで外資系企業と十分競争できるような姿になるのをみながら、資本の自由化を進めると、こういう、姿勢をとつておるわけでございます。

政府の方針でございますが、輸出百数十億ドル、さらにこれを伸ばしていくという私どもの国柄からいたしますと、仲間づくり合いはどうしてもしなければならない。したがいまして、OECDのコードはどうしてもこれをやはり、誠実に実行してまいらなければならないと思つております。しかし、OECDの自由化コードは日本国ではなかなかうかという提案をいたしました。

彼は全面的に賛成だということで、また、帰りましたら引き続きもつと話をしようということになつております。現在のアメリカの国際収支改善にとつても、ヨーロッパにとつてもベスト・ウエイではなかろうかという提案をいたしました。

彼は全面的に賛成だということで、また、帰りましたら引き続きもつと話をしようということになつております。現在のアメリカの国際収支改善にとつても、ヨーロッパ側で海外投資が流出していることです。それをなおやめきらないアメリカと、そのへんのところにもし、現在二百億ドルに達しております在欧の米系子会社の株を、たとえば、半分でも売れば百数十億ドルの調達になるわけでござります。そうなりますと、ヨーロッパ側の企業もアメリカに支配、屈従するというふうな苦痛から免がれるわけであります。こういうところに私は世界経済の調和的な動きがあろうかと思います。同時に、私どもがうち出しました、資本自由化に関する五〇%原則、五〇対五〇で仲よくやろうという方針が本当に日本の方針のみならず世界経済の資本自由化にとっての一つの基本的なプリンシップになるのではないかとすら考えております。どうも御静聴ありがとうございました。

民経済の混乱を起こしてまで資本の自由化をしろとは決して言つておりません。昨年七月の自由化措置につきましてはアメリカを除しまして中立的な支持、あるいは、好意的な支持をフランス、スイス、あるいはスエーデン等から得ております。それから、国内情勢これはいろいろ企業なり、産業の利害がからみまして、必ずしも正確な意見が反映していると思いません。

私どもの方針といたしましては日本の国民経済の発展ということを基本にいたしましてかつ、国際経済社会の一員であるという面を考えながら前向きで徐々に進めてまいりたい。その進めますテンポをより高めますために、産業の再編成、合併だとか、持ち株会社だとかあるいは、業務提携、共同投資、輪番投資等々いろんな企業といふふうになつております。けれども、ここ二・三年来域内関税の撤廃をジャンヌ・ダルク以来の国難と称しております。要するに、ドイツのアタックが非常にこわい、と、そういう国柄でございますから、域内関税がゼロになって一年と二年と経つに従つて在あるいはその他にございます、米系企業のフランスへの進攻がどんな結果にはね返つてくるか、そういう事態の推移を私ども見て最終的な判断をしてよろしいのはなかろうか。現在、社会発展計画には四十六年までにかなりの分野で資本の自由化を進めるとうたつておりますけれども、具体的にどの産業でどの程度ということはうたつております。かつ、この

この報告は資本自由化に対処する産業政策が、いかなる性格のものであるべきかについて、原理的な反省を加えることを意図するものである。第一に、昨年七月実施された第一回対内直接投資の自由化措置のさい、外資審議会答申（昨年六月二日）、ならびに閣議決定（六月六日）が表明した政策論の性格を検討し、第二にそれと関連して、現に誘導促進されつつある産業再編成の基本的な問題点を指摘したい。

## I 自由化措置の基本的的前提

外資審議会の答申にのっとり、自由化措置を決定した「閣議決定」と称する文章には、資本自由化の目的として「日本経済の長期的発展」、「内外企業の共存共榮の実現による国民的利益」、あるいは「国民经济的利益の確保」がうたわれ、その進め方としては、わが国企業の「総合的な実力ないし競争力」と称するのをまず強化し、しかる後、そのような競争力のついた産業から漸次これを資本自由化にもってゆくという方針が示されている。そしてこの方針の実現には、「外資と対等の条件で競争しうる基礎」をつかかうべく、産業体制の整備・産業再編成の推進と、「外資の搅乱的行動」を防止することが、基本的に必要であると考えられているかに思われる。

争力だけではなく、ひろく技術開発力・市場開発力・資本力をも含めた競争力を意味するとされている。この点と関連して最近一部論者が、資本力格差・技術格差・マーケティング格差等々の格差と称するものを強調していることは周知のとおりである。

しかし同一市場に属する企業の総合的な競争力ないし実力と称するものをしさいに検討すると、私はあまり意味のないものと有意味のものとに区別できると考える。前者は、たとえば、「外資系企業は電報一本で一〇〇億円ぐらいの金が飛んでくる」とか、「外国企業は自己資本比率が高く、金融費用の負担が軽いから、それだけコスト面で有利である」といった内容のもので、それがあまり有意味な議論でないことは、すでに小宮塙太郎氏によって批判すべきである。第二に有意味なものも、これを非経済的な性格のものと経済的性格のものとに分類することができる。前者は政治的権力との結びつきとか、社会公共関係における利便、特殊個人的な経営者の才能といった非市場的要因を意味する。いまこの非市場的要因を除外すれば、経済的に有意味な同一市場における企業の競争力ないし実力を有するかどうか（その程度はどうか）、という二つの要因に収束できると考えられる。

ここで独占力というのは、市場支配力と同義語であって、具体的には販売量を制限して価格を維持ないし上げることのできる力、産業全体の設備能力の拡張をば調整し、抑制しうる力、膨大な広告費や広範な販売組織によって、生産物差別化を推進し、市場占拠率を高めたり、参入企業を排除したりすることのできる力、新技術の

かのような思考にもとづく自由化措置の根底には、第一に、日本の企業が「総合的な実力ないし競争力」を十分にもつにいたってない段階で自由化を行えば、「国民经济的利益」をそこなくといふ認識が大前提として存在するようと思われる。第二に、国内企業がそうした実力ないし競争力をつけることは望ましく、そのためには産業再編成が必要条件になるという認識が存在することも明らかである。しかしこの「国民经济的利益」とは何か、総合的競争力をつけるために、なぜ産業再編成が必要なのか、さらになぜ政府がこれを支援誘導すべきか等の諸点についての「閣議決定」の論旨は、必ずしも明確ではない。

## II 企業の総合的な競争力とはなにか

そこで私はまず何よりも、資本自由化措置に関する政府の見解の大前提、つまり国内企業が総合的な競争力ないし実力を身につけていない段階で、その企業の属する産業の資本自由化を行なえば、国民経済的利益をそこなくという命題を検討したい。それには、はなはだあいまいな、「企業の総合的な実力ないし競争力」と称する概念を吟味する必要がある。

閣議決定の文章では、それは、「単に商品コスト・価格面での競

保有や特定商品・特定市場における高い占拠率を背景に、排他的取引協定や抱き合わせ契約等によって、非独占的分野へその支配力を波及・拡大しうる力、さらには新製品・新生産方法等の技術革新の導入を自己に不利とみるや、これを長期間にわたり運らせる力等を意味する。

いわゆる複合企業（conglomerate firm）・世界企業・多国籍企業等々のもつとされる企業の総合的な実力とは、規模の経済性にもとづくものでない場合には、おおむねこのような独占力をさすか、ないしは規模の経済性と独占力とをかね備えたものか、そのいずれかである。

さて、いまかような独占力をもつ企業を、総合的な実力ないし競争力をもつ企業と同義語と解するならば、そのような企業は、経済厚生、とりわけ資源分配の最適化や動態的な経済の効率性をそこなう存在であるから、本来国民経済的利益に反するものといわねばならぬ。

産業政策の第一の課題が、まさにそした独占力を排除する点にあることは論をまたない。したがって、かよくな独占力をもつ企業をまず育成しておいてから、資本自由化を行なうということは、背理といわねばならぬ。

このことと関連していふことは、資本自由化に対処すべき産業政策もまた反独占政策の強化にほかならないという点である。

したがって、資本自由化にあたっては、まず第一に、特定産業における上位企業の占拠率を一挙に高めることにより、市場支配力を生むおそれのあるような巨大資本の進出を原則として禁止すべきで

ある。

この反面、競争を活発ならしめるような効果をもつと考えられる比較的小規模な外資の進出は、業種のいかんを問わず自由化すべきであろう。

さらにこの点と関連して指摘しておきたいことは、上位企業の占拠率を一挙に高めるような国内企業間の企業合併を一方で認めるならば、外資系企業が将来そのような合併を行なう場合はもちろんのこと、上位企業の占拠率をたかめ、市場支配力を生むおそれのある外資の進出を禁止するという、資本自由化に対処すべき産業政策の基本の方針は合理的根拠を失うことになるということである。

国内企業と外資系企業に対し、別個の独禁政策を実施することが不可能かつ無意味であることは論をまたない。つぎに企業の総合的な競争力ないし実力を、規模の経済性を実現している状態と考えた場合について論及したい。規模の経済性は、プラント・レベルでのそれにおいては、かなり明白に認められること、すなわち、現在利用可能な技術の下で、単位当たり生産コストを最低ならしめるようなプラントないし工場の規模（最適規模）が存在することに疑問の余地はない。

しかし、規模の経済性という場合には、企業レベル（多数工場企業）の経済性も考えられるし、生産・物的流通の面での「実質的経済性」以外にも大量購入や販売促進の面でのペキヨーニアリー（金銭的）なものも存在するといわれている。ただそれらの多くのものは、大企業の「アドバンテッジ」といわれるもので規模の経済性を必ずしも意味しない。たとえば広告費を含む販売促進の費用の効果

しの企業間競争で実現できるかどうか。ここに産業政策上の重要な問題が介在しており、後述の産業再編成論議もこの点にかかわりをもつ。しかし当面の問題はそこにあるのではない。かりに日本の企業が規模の経済性を十分享受するにいたっていないという意味での企業の総合的な競争力ないし実力を欠いている場合に、資本自由化を行なえば、はたして国民経済的利益を失うかどうかというのが、ここでの問題点である。

ここでまず注意すべきは、資本自由化が行なわれても、外資が常に日本の企業が最適規模でない分野へ進出していくとは限らないということである。外資の進出を左右する最も重要な条件は、日本の企業が最適規模であるかどうかという問題とは直接関係がなく、おそらくは、日本で上げうるであろう期待利潤率と日本以外における利潤率を、長期的な観点から比較検討し、日本に進出することを有利と判断すれば進出するであろう。外資がどのような分野へ、どの程度の規模で進出してくるかについては、さまざま見解が流布されているが、いずれも憶測の域を出ず、学問的に根拠があるとは思われない。

ただ、いふことは、すでに日本国内で企業がコスト・ミニマムの規模を実現すべく、激しい投資競争を展開し、したがって、寡占的大企業でさえ、超過利潤を固定化しえない産業では、利潤率も当然低いと考えてよい。他の条件にして等しければ（とくに需要の成長見込みなど）、こういう分野へ好んで外資が進出していくとは考えられない。

は、費用の大きさにシステムティカリに影響されるものではないのである。同様なことは最近強調される技術の研究開発と企業規模との関係についてもいえる。私は技術開発に關し、規模の経済性が存続しないことを別の機会に論じてるので参考にしていただきたい。

第二に企業レベルでの規模の経済性は、それが存在するとしても非常に大きいものかどうか。この点についても定説はない。ペインのような学者は、むしろ否定的な答を出している。

さらに、第三にペキヨーニアリーな経済性ないし「大企業のアドバンテッジ」は、個別企業に競争上の利益をもたらすとしても、常に必ずしも、ソーシャル・ベネフィットをもたらすものではない。たとえば、マーケティングの規模の経済性というのは、実は生産物差別化そのことを意味し、大量購入の利益が買い手独占のものを意味する場合も少なくないであろう。だから規模の経済性を問題にする場合、これを競争制限にもとづく大企業の有利性と混同してはならないのである。この点はもとと詳論したいがここでは余裕がない。

要は日本の企業がすべて言葉の厳密な意味で規模の経済性を実現して、あらゆる財がコスト・ミニマムで生産され、しかもそれがコストに近似した価格で販売されること、さらに技術革新が進展し、生産可能性のフロンティアそのものが拡大されつつあるような状態が、資源の最適配分・経済の効率性という見地から望ましいということである。

したがって、最適規模の実現という意味での企業の総合的な実力ないし競争力は独占力の場合と違って、国民経済的に望ましいことは論じるまでもない。さらにそのような望ましい最適規模が、野放において等しければ外資が進出するかどうかは、はなはだ疑問とせねばならぬ。

第二に、かりに日本の企業が最適規模に達していない状態であるがゆえに、効率的な規模で外資が進出することがありうると仮定しなければ最適規模は実現できず、それゆえ産業再編成が行なわれないと説く。しかし、「過当競争」がはたして存在するかどうかは別として、活発な競争のため、利潤率が著しく低い産業へ、他の条件において等しければ外資が進出するかどうかは、はなはだ疑問とせい。

もちろんこの場合、進出した外資企業がその産業部門を独占するという状態は、国内企業が独占する場合と同様、望ましくない。したがって、産業政策上注意すべきことは進出してくる外資の効率的規模が、その産業部門で市場支配力をもつに十分なほど大きいかどうかであろう。

もし最適規模を実現することが、市場支配力を発生させるに十分なほど市場の大きさに比して、規模の経済性の大きい産業があるな

らば、それは資本自由化とは別個の産業政策固有の問題として、その産業に対し公的規制を加えるなり、国有化を行なうなり、いずれにしても競争原理とは別個の原理と方法にもとづく規制を必要とする。この点はあとに再びふれる。

しかしこうした特殊なケースを除き一般的には、効率的な規模ですぐれた技術・経営管理の方法を採用する外資企業が国内に進出することは、日本の企業に刺激を与え、技術開発を促進せしめ、効率的な経営管理の方法の採用を強制する役割を果たすことになる。最適規模はそうした競争過程を通して実現されるものなのである。

資本自由化の意義はまさにすぐれた外資の進出によって国内企業を競争の烈風にさらす点にある。資本主義のもとでの経済厚生の増大は、そうした競争の刺激を不斷に産業社会に注入することによってのみ実現されることを忘れてはならない。

### III 産業再編成論の問題点

以上私は、総合的な企業の競争力ないし実力と称するものは、これをどのように解釈するにせよ、まずこれを強化してのち、資本自由化にもってゆくという政策論に根本的な疑問をいたかざるをえないゆえんを明らかにしたつもりである。

資本自由化を積極的に推進すべきかどうか、それに対処する産業政策はいかなる性格のものであるべきかという問題は、総合的な企業の競争力をつけるため産業再編成が必要であるかどうか、その進め方いかんという問題と一応別個の問題である。

産業再編成促進論者の基本的な誤謬は、この両者を混同し、資本

産業再編成との関係であって、独禁法は独占的弊害の防止およびその排除に、はたしてどの程度有効であるかという独禁法の限界の問題である。

第一点については、熊谷尚夫教授がその問題の所在を的確に指摘しておられる。その要点はいわゆる日本の企業の過小過多の非効率といわれる現象を、市場構造に依存するものと、経済予測の不完全にもとづくものとに、換言すれば均衡が成立した状態においてもなお永続する性質をもつところのものと、過渡的な不均衡過程においてのみ成立しうるところのものとに、明確に区別する点にある。

前者の場合は、市場構造とりわけ強い市場支配力と比較的低い参入障壁との組み合わせの産物であり、市場支配力を低下させるという面での競争促進こそが、過小・過多の排除に確実な効果をもつと考えられる。この意味では、産業再編成論、とりわけ「過当競争」排除論の政策的含意は正しくないといえよう。さらにいえば、競争を活発化する資本自由化の促進は、それが市場支配力の低下と結びつきかぎり、過小・過多の非効率性を排除するうえでも著効を有するものと考へてよい。

これに対し、経済予測の不完全性にもとづくもの、すなわち過渡的な不均衡過程において発生する過剰設備なし非効率的設備等は特定の市場構造や競争の程度・形態と不可分に結びついているとはいえない。それは完全競争下でも、寡占の下でも、さらに純然たる独占においても需要予測にして適中しなければ必ず発生するものである。だから、これを「過当競争」論の形にすりかえてしまうことは根本的な誤謬である。

自由化促進の前提として、総合的な企業の競争力をつけるため産業再編成が必要であるかのとく説くところにある。

産業再編成については、論者によつて、重点のおきどころにニンアンスがあるが、ほぼ共通する内容は、企業合併・投資調整・業務提携・持株会社・共同販売会社の設立等の手段を採用することにより、産業をより少數の企業ないし企業グループに「集約化」することと、そして政府もまたこれに対し、構造改善金融等の支援を行なうこと、つまり企業集中の促進を意味する。

もちろんこれにより、外国企業と「戦える」競争力をつくり出すという主張から、みずからを国際企業に成長させることが日本の企業の進むべき道であるといった主張まで、さまざまな主張があり、産業のおかれているそのときどきの国際的・国内的条件と、企業集中の現実の進行状態を背景としてなされてきたことは周知のとおりである。

しかしこうした主張はおおむね企業レベルでの主張が多い。企業レベルないし産業レベルでは産業再編成が必要な場合も、そうでない場合もありうると思われる。経済学の立場からは経済厚生の次元に立ち返りそうした見解の政策論的含意を検討すればたり。

もちろんこの場合においても、個々の再編成のケースは、個々の具体的な産業の状態に即して議論されねばならないが、紙幅も限られているので、一般論として、つぎの二点を指摘するにとどめたい。

第一点は、一般に産業再編成促進論者の現状認識の基礎にあると思われる日本の企業規模の過小性、企業数の過多性の非効率が、いったい何に原因するかという問題である。第二点は、現行独禁法と

つぎに産業再編成と独禁法ないし独禁政策との関係について議論を進めよう。

周知のように産業再編成促進論者は、だいたいにおいて、今後の市場拡大予測をかなり低めに行ない、他方規模の経済性・スケール・メリットを強調する。その典型をなすものは日本経済調査協議会の見解である。この協議会は昨年、鉄鋼・自動車・石油精製・合成繊維等の重要な産業をそれぞれ、二・三の企業グループに「集約化」するという構想を提言した。

もちろんこの協議会は、日本の産業が昭和三〇年代のような需要の高い伸び率や、市場の急速な拡大を期待できないという需要予測についての認識を基礎に、そうした「集約化」(集中化)を提言したのであるが、ここでは、その需要予測がどの程度の客観的根拠をもつか、また「集約化」の必要がはたしてあるかどうかを検討するに十分な紙幅をもたない。私はただつぎの点を指摘するにとどめる。

すなわち提言者はいう。かくて「集約化」された企業間で「有効競争がきびしく維持される必要がある。今後の独禁政策は、最適規模の達成を目的とする企業集中を容認する一方、競争抑止的な行為はきびしく排除する方向を指向すべきである」と。最近の大型合併構想の当事者や政府筋の見解にも、これに類するものが多い。しかし規模の経済性と両立する集中度が二・三社一〇〇%といった非実効競争的市場構造を前提して、この下で実効競争が行なわれるようになれば、独禁政策で競争抑止的な行動を排除せよと説くことは暴論である。

ステイグラムいうように、「競争的構造のないところに競争的行

動はありえない」。このことは産業組織論の初步的論理に属する。

もつとも、高い集中度でも実効競争は存在しうるという反論もある。その典型は需要の成長率が著しく高く、したがって参入障壁の低い場合である。しかしそのような場合は、産業再編成論はその根拠を失なう。日本経済調査協議会は需要の成長率が低下する傾向にあることを前提として、かかる提言を行なっているのである。

この場合、正しい問題の提起は規模の経済性と両立する集中度が実効競争を期待しえないほど真に高い産業が存在するならば、独禁政策はもはや有効ではないのであるから、すでに言及したように、そのような産業に対しては公的規制なり国有化なりの、競争原理に代わるべき規制の原理と方法を提言することである。しかし、この場合にも、一概に公的規制なり国有化が望ましいとはいえない。過度集中産業の生む協調的寡占の弊害と公的規制や国有化の行なわれる場合に生じるおそれのある別の弊害を、現実に即して具体的に比較検討すべきであろう。

規模の経済性の著しく大きい産業について産業再編成がこうした問題を提起していること、にもかかわらず、こうした問題に対する明確な解答が出されていないことは事実である。ここに産業政策の当面する重要な問題がある。この問題に対する配慮と正しい解答を欠くままに推進される産業再編成は、口に独禁政策の強化を唱えつつ事実上独占的弊害を増大させる危険性をはらむといわねばならぬ。

産業再編成と独禁法との関係については、「公取と通産省の独禁法運用についての覚書」に示された企業合併の認可基準の適否、日本の独禁法では非効率的な巨大企業の分割・分離を行ひえないといふとの判断を前提している。したがって、越後教授は、その報告の重点を同時に外国企業によつてわが国企業が圧倒されることになるかどうかの検討に向かへられるのである。わたしはこの着眼点の意味を高く評価したいと思う。しかし、問題はないことはない。以下教授の報告の主旨をより明確にして頂くために若干の点を御質問申し上げる。

(1) 教授はまず総合競争力論者の論点を批判するために、外国企業の外国への進出行動の基準について一つの仮説を提起される。それは、外資は日本の企業が規模の経済性のない部門に進出するのではなくて、その国の期待利潤率と日本に進出したばかりの期待利潤率とを比較して、後者が前者よりも高いときにのみ進出する。ところが、日本は「過度競争」のために外國に比べて利潤率は低いから、いわれているように簡単に進出することはないとの仮説がそれである。しかし、この仮説はどの程度説得的であろうか。一産業の期待利潤率は、教授が否定された規模の経済性をも含んだコスト格差（このなかには勿論技術格差によるそれを含む）、それぞれの国が必要の成長見込率に規定される。ことに、この需要の成長見込率と関連して、技術進歩、賃金率の上昇などの動態的な予測が重要な問題となる。したがつて、単純に、日本は過度競争のため現行利潤率が低いから外資の参入はないと仮定してよいのであろうか。わたしは、教授がその仮説の説得力を高めるためにも、このいわば外資行動仮説のより説得的な展開を希望したいと思う。

(2) 教授は総合競争力論者の見解を批判するために、また、工

う限界、合併によらずに規模を拡大し占拠率を高める場合、これを有効に阻止しえないと、いう矛盾、さらには独禁法と特許法の調整の問題等、独禁政策上の問題点はそこにある。

さきに資本自由化に對処すべき産業政策として強調した反独占政

策の強化もまた、こうした独禁政策の問題点の検討をふまえてなさるべきであろう。（本報告で直接引用ないし参考した邦語文献のうち主なものは以下の通りである。記して謝意を表する。①小宮隆

太郎「資本自由化の経済学」『エコノミスト』昭和四十二年七月二十日号。②林信太郎「産業再編成の必要性と進め方」『エコノミスト』昭和四十二年四月二〇日号。③熊谷尚夫編『市場構造と経済効率』。④日本経済調査協議会編『日本の産業再編成』。中村秀一郎「資本自由化と産業再編成」「産業再編成と企業戦略」所収）。

#### 質問（神戸大学 新野幸次郎）

資本自由化を理由に、「大型合併」を推進しようとする「産業再編成」論に対して、体系的な批判を加えようとされた論旨の一貫性にまづもつて敬意を表したい。

越後教授は、まず、いわゆる総合競争力なる概念が曖昧であり、その内容は既存の経済学の概念で十分説明できるものであるということからその論理を展開される。しかし、それは、教授が、総合競争力という概念を利用した人々の意図を鋭く見抜いていられるからである。すなわち、総合競争力論者は、それによって、もしわが国のように技術開発力、市場開拓力および資本調達力の少ない企業を現状のまま放置しておくと、これらが他の点で格段の優位性をもつ外国企業に圧倒されてしまうであろう。

場規模の経済性に比べると企業規模の経済性は小さいといわれる。わたしも、アメリカなどにおける実証的研究に関する限り、このことを認めたいと思う。しかし、問題が現実的であるだけに、教授の論理説得性を強くするためにも、とくに、外国企業との比較においてこの点についてもう少し突っこんだ御説明を補つて頂けたらと思う。

(3) わたしは、経済政策の多くの問題についての論理的解答は、多くの場合、answer begging question的な性格をもつてていると思う。政府は、最近、大型合併を成功させると、いうそのquestionの解決に役立つと思われるありとあらゆる好都合な論理を援用しようとしている。しかし、教授も自覺していられるようにこのようないわば answer begging question は、往々にして支離滅裂になる可能性もある。このような議論の批判には、したがつて、その論理的一貫性の欠陥をつくことも大切であるが、それとともに、その問題提起の限界、あるいは、その前提としている根本理念への疑問あるいはその根本理念の含んでいる問題点をも解明してみることが必要であると思う。教授は時間の関係上、その点にまで十分言及されなかつたけれども、できればこの機会にふれて頂きたい。それと同時に、本日の主報告をなさった教授のこの問題に対する根本的理念についてもふれて頂くと御論旨が一層明快になると思うが如何。

答 第三点から先にお答えしたい。私の報告は、まさに新野教授の提起された問題点、すなわち政府の自由化政策および産業政策が前提している「根本理念」への疑問、ないしその問題点の解明を意図

したものにほかならない。報告において私は、「閣議決定」にいうところの「国民経済的利益の確保」という政策目標が、具体的には何を意味するかを問い合わせ、それが国内の個別企業ないし産業の利益の擁護を意味すると理解されても、いたしかたのない所以を縷々説明した。国内企業の総合的競争力をつけるという方針が、外資の国内企業に与える影響力をミニマムにおさえるという言葉に、さらに産業再編成が競争制限という言葉に、それぞれ翻訳しうるもののであることも、繰りかえし述べたつもりである。いうまでもなく産業政策の目標は、資源配分の最適化・経済の効率化といった経済厚生の増大にこそおかれるべきであるのに、それは事実上国内企業の利潤ないし経営者の地位の安定化を目標とする競争制限政策にすりかえられているというのがすでに十分に言及した私の意見である。

この管見は新野教授の提起された第一の問題に対する解答と密接な関連性をもつ。私は教授が誤解されているように、報告の重点を「日本の企業が外資系企業に圧倒されることになるかどうかの検討」に向けているわけではない。私にとって問題なのは、わが国市場が強大な資本によって独占されることである。市場支配力を振るう資本の国籍の如何は、とくに問題としていない。国内企業が最適規模に達していない分野へ外資が進出することは、それが日本産業の効率化を促進するかぎり望ましいといえよう。資本自由化の積極的意義もまたここにある。もつとも、最適規模企業の独占企業であったり、規模の経済性と両立する集中度が、協調的寡占を必然化するほど高くなるかどうかは、「規模の経済性」そのものの実証的研究をふまえて具体的に論じるべき問題である。中村教授の質問によつて規模の経済性につき、あらためて問題の重要性を痛感した次第である（越後記）。

資の投資行動を支配しているなどとは、決して考えていない。「他の条件が同一ならば」という前提をおいた上で、期待利潤率の高い部門ほど、外資にとって魅力も大きいはずであるという、資本投下の一般的原則を述べているにすぎない。教授のいわれる「外資行動仮説」を説得的に展開すべきは私ではなく、こうした資本投下の一般的原則からは理解できない主張を含む、過当競争論者・産業再編成論者ではあるまい。私に「外資行動仮説」なるものの立証責任はないと思料する。とはいって、この問題は、別に詳察をする重要な問題である。将来の研究の一課題としたい。

第二の「規模の経済性」の問題についても同断である。私がこの問題を、どのような文脈において取上げようとしたかをお考へいただきた。なお「規模の経済性」の問題自体について、日本では信頼すべき実証的研究の成果はまだ公表されていない。私も二、三の学者の協力をえて、重要産業の若干につき研究調査を進めてはいるが、ここでその成果を発表するにはいたっていないことを甚だ遺憾に思う。

以上、新野教授のユニークな理解にもとづく質問により、報告の趣旨に多少の補足的説明を加えることができたことを感謝したい。

追記　南山大学中村精教授より、「資本自由化で最も問題になるのは、戦略的成长産業である。これらの多くは、寡占的となる産業であり、かつ競争の刺激が国内企業を破滅させる恐れのある産業ではないか」との質問をうけた。「寡占」の定義そのものが問題であるが、寡占的となれば、なぜ競争の刺激が国内企業を破滅させる恐れがあるかは理解しがたい。また、市場の成長率が高いことがその產

# 資本自由化と中小企業

加藤誠一

（立教大学）

## 一 資本自由化の本質と要請

(1) 資本取引の自由化は、資本過剰が原因であり、その本質は「独占資本主義時代の特徴的現実」としての「資本輸出」にほかならない。資本過剰(「資本主義の『爛熟』」)については、遊休生産設備の増加および平均利潤率の低下としてあらわれ、アメリカについては、P・A・バランとP・M・スウェイジーがしめしているように、資本にとってはすでに国内で有利な資本投下が困難になっている事情からも明かである(Paul A. Baran & Paul M. Sweezy, *Monopoly Capital*, New York, 1966, 小原敬士訳『独占資本』岩波書店、昭和四二年一〇月、二九七ページ)。したがって、資本輸出の目的は、先進資本主義諸国との独占資本が、自国でよりも他国で剩余価値を直接に入手し、より高い利潤を獲得することにあるのであるから、国内産業保護を目的とした輸入制限でも国民経済にはなんらの利益ももたらさないというA・スミスの自由貿易論的見解とは本質的に異っている。資本自由化の本質をこのように「過剰資本の海外輸出」として理解すると、受入国の資本自由化の影響について、メリットとデメリットにわけて考える見方はナンセンスであり、メリットがあるとすれば、それは資本自由化の結果として、

九、四一六百万ドルであって、「投資所得の還流」は一二、〇三七百万ドルであったが、この流入額は年額四億ドルに近づいている(前掲証書、一二九ページ)。だからこそ、アメリカの国際收支対策も、利子平衡税は証券投資にのみ課税し、海外への直接投資は課税対象からはずしている。

(四) わが国の資本自由化は、アメリカを中心とした先進資本主義諸国からの強い要請によってすすめられたが、わが国の独占資本はみずから発展と市場拡大のために資本自由化に便乗し、その危険をおかしてまでも資本自由化を推進する側面をもつていて。したがって、わが国の独占資本が、自由化反対、国際競争力強化のための再編合理化というときには、外資と「提携」するばあいは少しでも有利な条件を確保するという狙いがある。

(五) 外資進出の形態は、西欧の例からみても合弁会社方式が多いと考えられる。一九六六年までのわが国外の外資導入は累計五一億ドルであり、株式取得による経営参加はそのうちの三億ドル(六・一%)にすぎないが、この経営参加的株式所得は年々増加する傾向にあり、西欧の例からみても、テイク・オーバーによる企業買収よりは、合弁形式をとりながら増資で乗つとる方が採用されている(たとえば、シモンズ東京ペッド、豊年リーベ)。

## 二 資本自由化の中小企業への影響

(1) 資本自由化の中小企業への影響調査としては、現在のところの五つがある。(1)日本軽工業団体連合会『資本自由化にかかるアンケート調査』(昭和四二年一月)。(2)日本中小企業指導

それに派生するものとして生じたのであって、積極的な意味でのメリットではない。

(1) 資本自由化の要請は、戦後における資本主義の単一市場の崩壊による戦後資本主義市場の再分割競争の結果であって、資本主義の不均等的発展の法則にもとづく戦後世界経済の生産力平準化がその原因である。しかし戦後は、単一市場の崩壊によって資本主義市場が一定の後退を余儀されながらも、アメリカを中心とする支配体制の再編成がおこなわれており、資本自由化もそうした戦後の新しい条件のなかで、新しい力関係に対応した資本主義市場の再分割というかたちでおこなわれている。しかも、資本主義諸国間の矛盾は激化しながらも、対立の側面だけでなく同盟の側面も強くなっているので、「帝国主義戦争の不可避性」というよりは技術と資本力を背景とした独占相互間の優劣競争となつてあらわれている。

(2) アメリカの資本輸出(直接投資)は、一方では国際収支の悪化を招き、ドル防衛と矛盾する要因ともなるが、他方では、(1)商品輸出のテコとなり、(2)投資収益の増大をもたらし、国際収支の安定要因もある。バランとスウェイジーによれば、一九五〇年から六三年までのアメリカの直接海外投資は合計一七、三八二百万ドルであったが、これにたいする直接投資所得(利子や配当)は二

セントー『中小企業における資本取引の自由化問題』(昭和四二年三月)。(3)全国中小企業団体中央会『資本自由化に対する影響調査』(昭和四二年五月現在調査)。(4)中小企業金融公庫「資本自由化に伴う中小企業への影響」(『中小企業金融公庫月報』、昭和四二年六月号)。(5)東京商工会議所『資本自由化と中小企業界、その現状認識と対策の方針』(昭和四二年九月)。ここでは、日本中小企業指導センター(現在の中小企業振興事業団)の調査を中心に検討することにしよう。

(1) 中小企業指導センターの調査によると、昭和三九年の『工業統計表』から全製造業種五二、業種(たばこ五業種をのぞく)のうち中小企業の出荷額五〇%以上の業種(以下「中小企業業種」とよぶ)は三五九業種あり、このうちすでに外資が進出している業種は、食料品、金属家具、機械、スポーツ用具など六〇業種である。この六〇業種は中小企業業種三五九の一七%にあたり、事業所数では一〇〇%、従業者数の二四%、出荷額の二六%をしめている。また、六〇業種の外資進出業種は、機械関係一八、金属製品七、非鉄金属二、化学七というように、重化学業種で六〇業種のうち三四業種(約六〇%)を占めている。つぎに、六〇業種について、業種バターンをみると、中小企業業種でも比較的大きい中規模企業(従業員一〇〇~一九九人)が大きなシェアを占めている業種に、また大企業と中小企業の共存業種に、外資が集中して進出していることがわかる(前者の例としては、金属家具、紙器、ドア・ロック、バルブ、研磨布紙などが、後者の例としては、塗料、ほうろう鉄器などがある)。要するに、昭和三九年までをとてみると、中小企

業業種にも重化学工業部門を中心にかなりの外資が進出し、大企業との共存業種でしかも比較的に規模の大きい中規模企業業種に進出している（この調査では、零細企業が多く大企業の存在しない業種は寒天だけ）。さらに、外資の進出要因をみると、（1）需要の成長性の高い業種、（2）量産化が可能な業種、（3）競争力の低い業種（技術、品質、経営管理）などとなっている。進出目的は、市場独占・支配と労働力利用であるが、とくにわが国においては高度の技術を消化できる低賃金労働の利用が特徴的である。では、資本自由化の中企業への影響はどうであろうか。

（三）資本自由化の中小企業への影響についても予測の域を脱しないが（昭和四二年七月一日実施の第一次自由化措置は、国際競争力の強い五〇業種に限定されていたので、こんどの自由化の範囲拡大のなかで中小企業への影響もあらわれる）、自由化されれば中小企業は、外資あるいはそれと結びついた国内大企業から直接・間接に大きな影響をうけることは明確である。

（1）直接的影響（中小企業分野への外資進出）の大きいのは、つぎの二つの理由による。（1）資本自由化は貿易・為替の自由化とは本質的に異なるからである。貿易・為替の自由化では、運賃コストや関税障壁のために国内製品に有利で国外製品には不利であり、しかも同一製品なら国内製品は低賃金コストでさらに有利であったから、貿易・為替の自由化の直接的影響は予想されたほど大きくななく、むしろ間接的影響のほうが大きかった。しかし、資本自由化ではわが国のそうした有利性が失われる。（2）わが国で影響をうける中小企業種は、外国では大企業分野であり、したがって影響は大企業よ

り外資一二%）、（2）下請系列化や専属下請を望むもののも少く、（3）支払条件は現金払いが多い。しかし、外資系の下請利用は価格面からの利用が多く、値段が安いからという理由をあげているものが六二%もある。したがって、日本の下請のなかにはついてゆけないものもある。（2）西欧でも同様であつて、K・プラウホルンによれば、西ドイツにおいては、自動車下請、洗剤、清涼飲料など、資本自由化で中小企業の倒産は増加している（Kurt Blaumann, Ausverkauf in Germany, 1963; 宮楨宏訳『ドイツ投げ売り』、至誠堂、昭和四二年三月）。したがって、「中小企業にとって自由化こそ成長のチャンス」「労働集約的な中小企業分野にははじめからはいってこない」（末松玄六『独立企業論』、ダイヤモンド社、昭和四二年一〇月、第一〇章）といふのは、中小企業への影響の過少評価ではないかと考える。

（七）つぎに、資本自由化の中小企業への影響をどうみるかといふ問題がある。つまり、国内独占の強化を中心とした経済構造の変化と資本自由化のどちらが中小企業に打撃をあたえているかという問題である。しかし両者は切離しては考えられない。巨大資本を中心とする構造変化が中小企業の体質を脆弱にしており、外資はわが国の巨大資本と結びついたり、中小企業分野に進出することによって、それに拍車をかけている。

りはむしろ中小企業のほうが大きい（たとえば、ベッド、ドア・ロック、製パンなど）。

（2）間接的影響（大企業分野への外資進出）は、大企業業種に外資が進出し、関連業種や下請関係をつうじて中小企業に影響をあたえるばかりである。西欧の例からみても、外資とくにアメリカ資本の進出目標は、自動車、電機、機械などの成長業種であるが、これらの業種は外資進出に備え、下請選別、単価引下げ、品質管理の強化などで下請への影響は大きい。では、資本自由化で大企業の下請利用はどう変化したか。

（四）家庭電器では、下請不足から外注の内製化がすすみ、不況でも親企業の減産率を上まる外注削減はしない体制をつくっている。自動車では、優秀下請をグレーピングして窓口企業とし、集中発注やニネット発注をしており、他の下請は窓口企業にたいする二次下請とする方向をすすめている（集中発注方式は主として日産自動車が採用し、トヨタ自動車は二社発注方式を採用）。また、合織織物では、後発メーカーの新規参入により、ナイロン、ポリエステルの過当競争で下請系列も流動的になり、そのためコンバーチャー・システムで系列化を進めている。いずれにせよ、外資進出に備えての市場確保、そのため下請の再編強化がすすめられ、下請は親企業の生産体制の補完という性格を強くもつようになった。

（五）では、外資系親企業は日本の下請をどう取扱うのか、またそれによってわが国の大企業による下請利用は変化するのか。中小企業庁『外資系企業下請管理状況調査』（昭和四二年九月）によれば、外資系にあっては、（1）下請依存度は低く（国内三〇—四〇%、

### 三 資本自由化に対応する中小企業政策の方向と効果

（一）政策の基本的態度としては、日本の経済自立を高めていく方針を堅持することが前提である。具体的には、（1）基幹産業にたいする外資支配の排除、（2）自立的な技術開発、（3）不平等条約の廃棄など。中小企業については、影響や技術格差の大きい業種にたいする資本自由化の取止めまたは延期が必要であり、一方ではそうした措置をとると同時に、他方では中小企業の体質改善と自立技術の開発をおこなうことが必要になる。

（二）資本自由化の不利は独占禁止法で制限できるという見解もあり、企業の買収支配は株式取得の比率に制限があつてできないし、外国会社でも不公正取引があれば独占禁止法で禁止できるとしているが、株式取得の比率に制限があつても、相手側に払込能力のないことをみすかして何回も増資し、いつのまにか一〇〇%出資会社とした例もあり、現行独占禁止法では外資による経営支配や市場搅乱を完全には封じられない。（シモンズ東京ベッド、豊年リーバ、ケントクなど）。

（三）資本自由化にたいする国の中企業政策は、『中小企業白書』（昭和四二年度）にもしめされているように、基本的には中小企業の構造改善の推進などによるこれまでの中小企業近代化政策を推進し、中小企業の体質改善をおこなうことにある。具体的には、設備近代化、業種別近代化、集団化（企業合同、共同工場、工業団

地)、流通近代化(商業團地、協業スーパー、寄合百貨店、商店街近代化、ボランタリー・センターなど)である。こうして、一方では業種別ならびに設備の近代化を押しすすめ、生産性の向上を図る。同時に、さらに個々の中小企業の力では十分な近代化が実現できないばあいには、中小企業者の事業を集約化するよう、中小企業団体組織法の一部改正によって新しく協業組合が創設され、構造改善を促進助成する専門機関として昭和四二年八月に中小企業振興事業団が発足した。

(四) 中小企業の体质強化のために、中小企業の近代化が必要であることはいうまでもないが、わが国の中小企業の実情からみて、近代化の出発点としての、大企業の不当圧迫と不公正取引を排除する環境は正がます必要である。不当圧迫と不公平競争の排除としては、独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法などがあり、官公需確保法なども制定されたが、反面会社更生法などによって倒産中堅企業が独占的巨大企業による安上りの買収の対象にされたり、さらには会社更生法が中堅親企業の緊急避難のために使用されたり、あるいは独占的巨大企業が経営多角化という名目で中小企業分野に不当にしかも公然と進出しているのが実情である。こうした不公正取引や不当圧迫は一般の中小企業やその労働者に深刻な影響をあたえている。したがって、近代化の前提としてこうした環境は正が必要であるが、環境は正としてはさらに、本来の最低賃金制の確立と社会保障の充実をはかることが必要であり、中小企業政策としてはまことにこうした中小企業政策の基本的的前提を確立することである。

#### (五) 資本自由化に対応するための中小企業の体质改善としては

うかは別としても、組織化のひとつの方針である。だがこれも規模利益の追求が唯一の目的であるが、最近の大型合併、独占体制の強化の傾向のなかではその効果もきわめて限られたものとならざるをえない。むしろ、独占禁止法の適用除外として成立した協同組合の歴史的役割をこのさい再評価してみる必要がある。なお、斜陽産業や構造変化に即応しない中小企業については、協業化で経済性の可能性があるかどうかは疑問であるから、そのような中小企業においては、それらの生活と營業を保障するかたちでの事業転換対策が必要になるであろう。

(六) 過当競争の排除は、中小企業を外資圧迫から守るために間接的措置としては必要であり、過当競争業種にたいしては、現行では中小企業団体組織法による安定命令が発動されることになつてゐる。ただ、このばあい、中小企業カルテルの問題もあって、安定命令の発動は、近代化努力を前提して認可されることになつてゐるが、過当競争の原因がむしろ外資の圧迫から生じてゐる業種もでてきており、外資圧迫を野放しにした安定命令には効果がないといふ問題も生じてゐる。

(七) 要するに、資本自由化の中小企業における影響については、はなはだ憂慮すべき結果が予想される。中小企業は外資あるいは国内大企業から直接・間接に大きな影響をうける。わけても、資本自由化を前提とした国内独占体制の強化による経済構造の再編成が中小企業の存立基盤を弱めており、資本自由化がそれに拍車をかけるという事情のもとでは、深刻な影響のある中小企業業種について、資本自由化の取止めまたは延期措置がとられなければならない

中小企業の規模単位の拡大は必要であるとしても、現行の中小企業近代化政策においては、中小企業にとっての規模利益の効果が過大視されている。最適経営規模論については、(1)規模基準の算出について(A・ビーチャム)、(2)経営単位(工場)としてではなく経済単位(会社)としての現実的効果について(E・T・ベンロー)、(3)さらに中小企業における最適規模実現の意味について、すでにその非現実性が指摘されているところである。とくに、中小企業の最適規模については、最近のような技術革新のもとでは、下請中小企業の規模が中小企業の意志とは別に、親企業の意志によつて決定されることが多く、規模算定がむしろ親企業の利益のための手段として利用されることもあるし、かりに中小企業が最適規模に近い規模の拡大を実現したとしても、J・スタインドルがいっているように、大企業もまたこれを簡単におこなうことができるし、かりに中小企業が規模利益を実現したとしても、それが中小企業の手許にのこるという保障はない。こうして、中小企業の最適規模についてのこるという保障はない。こうして、中小企業の切捨てが国民経済の発展のための必要悪だとする考え方については、再検討の必要がある。

(八) 資本自由化の中小企業への影響についての前記の五調査を総合すると、つぎの諸点が指摘できる。(1)中小企業分野への進出度合はかなり大きい(もともと東商調査では、縫製品、フェルト、プラスチック製品など「外資進出は考えられない」とする業種が三六・三%ある)。(2)進出業種は、重化學工業を中心とする成長業種(指導センター調査)、雑貨(軽工連調査)、食品・鉄鋼・機械・金属・織維・化学・商業(全中調査)など、多くの業種にわたっている。(3)進出企業規模は、中堅企業業種(指導センター調査)であるが、雑貨のような小零細業種(全中調査)もふくまれる。(4)進出理由についてはどの調査も「市場独占」をあげているが、さらに指導センターいがいは「労働力の活用」をあげ、全中調査では「下請利用」をあげている。

(5)進出条件としては、各調査とも、アメリカを中心とする外資本が、強大な資本力を背景として、最新の技術、強大な宣伝力をもつて市場の相当部分を蚕食してくるとしている。(6)進出形態は「合弁形式」がもつとも多く、東商調査では「技術提携」「技術導入」がこれについて多い。(7)外資進出の影響としては、指導センター、軽工連、全中の各調査とも直接的影響(中小企業分野への外資進出)の大きいことを指摘しているが、東商調

査では、直接的影響よりも間接的影響（大企業分野への外資進出）の大きさを指摘している（たとえば、過当競争の激化、体质改善の阻害、流通・雇用問題など）。なお、おなじ間接的影響ではあるが、中小企業金融公庫調査では、国内独占企業の再編成にともなう下請へのしわ寄せをあげている（自動車工業）。

(8) 資本自由化にたいする意見としては、全中調査では「時期尚早」が大部分、東商調査では「五年以上延期してもらいたい」が半数以上の業種をしめている。(9) 資本自由化にたいする対策としては、影響や技術格差の大きい業種にたいする資本自由化の取止めまたは延期のほかに、これとならんで、中小企業の体质改善や技術開発にたいする積極的対策が強く要請されている。

(2) 中小企業研究センター『自動車部品工業実態調査集計報告書』（昭和四三年三月）によると、自動車工業の資本自由化が部品メーカーにあたえる影響について、不安だとするもの三二%、変らないが三七%、楽観しているが三〇・八%である。不安を強く訴えているのは、電装部品、機械加工（ボルト、ナット）、プレス部品、各種ベアリングなどの業種で資本金一、〇〇〇万未満の小零細業者。これにたいして、鍛造部品、完成部品、用具、工具、バッテリーは楽観業種になつていてる。

付記  
一般質問としては、「中小企業の近代化は資本自由化対策とはならない。近代化したほうが外資にとって魅力ではないか」（名古屋大学・藤井隆氏）、「資本自由化で中小企業の合理化はおこなわれても、近代化がおこなわれていないことに問題があるはしないか」（関

い将来に見込まれるという状態にも生ずると思いますが、そのようないわば進出前の影響は進出後の影響とどのように異なるでしょうか。

第四に、外資の影響は、外資進出の形態（たとえば、既存国内企業株式の一部取得による経営参加、既存国内企業の買収・合併、国内企業との合併会社の新設、外資金額出資による新会社設立等々）によつても異なると思いますが、どのように異なるでしょうか。

三 企業（または資本）は、一般に、与えられた条件の下でできるだけ多くの利潤をあげるよう努力するだけでなく、できるだけ多くの利潤をあげられるように条件そのものを変える努力もすると思います。これを、外資の進出について考えてみますと、外資は、一方で、いろいろな側面での日本の条件への適応をはかりつつ、できるだけ多くの利潤をあげるよう努力するとともに、他方では、それらの日本の条件を外資にとって都合のよいように変革する努力もすると考えられます。そこで、たとえば、日本の特色が強くみられるといわれている下請関係について、外資がどのように適応し、またどのように変革するかを御教え下さい。

答 一、解答に先立つて、まずつぎのことをお断りしておこう。それは、本報告の目的が、中小企業については資本自由化がまだ本格的に実施されていない現段階で、中小企業業種への外資進出の条件とか分野を個々のケースについて予想したり予測したりすることにあるのではなく、むしろ資本自由化の本質を理論的に分析すること

東学院大学・北見俊郎氏）、「外資系企業は労働集約的な部門にはいりにくいというが、外資のなかには機械部品下請を既存の日本的な労働条件で下請させている例もある」（盛岡短大・浦野晴夫氏）などがあった（これらは本文中に解答ずみ）。

#### 質問（名古屋大学 滝沢菊太郎）

一 資本自由化が完全実施された場合でも、外資はすべての業種分野に進出してくるとは考えられない。とすれば、いかなる分野に進出してくるのかが問題になる。外資進出の可能性の大きい分野とはいがなる条件をもつてているのか、その条件を、日本側の業種の条件と、進出してくる外資側の条件とに分けて御教え下さい。

二 外資の進出が中小企業に与える影響は、中小企業の存在している当該業種に外資が進出してきた場合と、その関連業種（前段階業種、後段階業種、補助部門業種、サービス部門業種等々）に外資が進出してきた場合とでは当然異なると思いまが、どのように異なるのでしょうか。また、外資が中小企業と直接的に競合する場合の影響と、外資が大企業と競合し、その余波が関連中小企業に及ぶるわば間接的な影響、さらに、外資の進出が国民経済全般（金融面、労働面、生産技術面、経営管理面等々）に影響を与え、その余波が中小企業に及ぼす影響、なども異なると考えられますか、どのように異なるでしょうか。

第三に、外資が中小企業に与える影響は、具体的に外資が進出してから後に生ずる影響だけではなく、外資の進出が近

に重点があり、それとの関係で中小企業への影響と対応策とを検討することにあるということなのである。したがつて、ご質問の趣旨は、本報告の目的とは若干異っているかもしれない。また、中小企業については、資本自由化が本格的に実施されない現段階のもので、ご質問のように、中小企業にたいする外資進出の条件や分野や影響を予測するということになれば、それほどまだ多くはない既進出外資に限定して解答するほかはないという制約があることもつけくわえておきたい。

二、そこで、中小企業分野への外資進出を既進出外資に限定するかぎりでは、本報告でものべたように、『工業統計表』および『外資導入年鑑』から検討して、(1) 中小企業業種でも出荷額の伸びが大きい高成長・高利潤分野で、(2) 業態からみてもあるいは量産可能な、したがつて中小企業でも比較的上層の規模業種である。たとえば、スチール家具、ファウンドリーリング、ガラス製品、ねじ、包装機械、塗料、電線、ベッド、紙器などである。これらは、最初から中小企業分野へ直接に進出するばかりであるが、間接進出のばあいには、生産・流通両部門から、とくに大企業に進出したあと、多角化や下請にまで手を伸ばす例もでている。

三、つぎに、資本自由化の日本側条件と外資側条件についてのご質問であるが、外資進出の背景には、わが国経済の成長の高さ、高度の技術を消化できるわが国の低賃金労働の魅力がある。そして、外資はその巨大な資本力や宣伝力や販売力をもって、わが国の低競争力業種に進出し、わが国の市場支配をはかることが目的である。ただ、個々のケースではつぎの要因がくわわっている。(1) 国際的

に生産技術が劣っている（ファウンデーションガーメント、包装機械、バルブなど）、（2）外国企業のブランドが輸入品などによってすでにわが国に浸透しており、舶来品を好むわが国の消費性向と相まって外資を誘ったもの（革靴など）、（3）東南アジア市場の確保を主な動機としてわが国に進出したもの（包装機械など）、（4）マーケティングや経営の技術のおくれがからんで外資進出の対象となつたもの（革靴など）など。

四、資本自由化の中企業への影響については、これも本報告でのべたように、直接的影響と間接的影響があり、外資あるいは国内巨大企業から直接・間接に大きな影響をうけると考えられるが、さらに間接的影響としては、関連業種への影響と下請系列企業への影響があり、貿易自由化とは異りいずれも影響は大であるが、前者については、大手製パンメーカーへの外資進出で中小製パン業者への市場圧迫が脅威になっている例がある。

五、さらに、国民経済への影響（金融、労働、生産技術、経営管理など）が中小企業にどういう影響をおよぼすかという質問についても、これも本報告でのべたように、積極的なメリットは考えられない。メリットがあればそれは派生的なものでしかない。この問題については、本報告では十分に触れる余裕がなかったので、つぎに補足しておこう。

まず、（1）資本自由化で技術導入が容易になったとしても、むしろ技術独占、技術の本国開発主義によって自主的技術開発能力を失う危険があるのでないか。すでに西欧ではアメリカとの技術格差は拡大し、最近では西ドイツですら技術導入には消極的態度をしめ加している。合弁型でも増資によって持株比率を高め、企業の乗取りが可能だからである。

七、最後に、外資の日本的特色への適応と利用が、わが国の下請関係を変化させるかどうか、という質問についてであるが、外資系企業の下請利用は、現在のところ、下請依存度は低く、支払条件も現金支払いが多い。しかしその反面、格付選別、品質管理・生産管理の「合理化」、原価の引下げなど、価格面からの要求がきびしい。つまり、外資系の日本下請利用は値段が安いからである。しかも、外資系の日本進出期間が長ければ長いほど日本化している（一社あたり取引企業数は増加している）。したがって、外資進出で下請関係が変化するというのは早急な見解である。

また、外資系の支払条件がよいので、能力のある優秀企業が外資系のもとに集まることになるから、日本の既存下請関係にも変化があるのでないかという見解もあるわけだが、これは外資系が日本の下請をいかに選択するかにかかっている。現在のように、商社などをつかって縁故で下請を選択し技術指導をやっていれば、下請にも変化が生じるかもしれないが、しかし、四、五年もたてば外資系も日本的な下請利用になるのではないか。部品は自社生産のものを本国から輸入するだろうし、そうなれば下請利用は日本的低賃金利用いがいのものではなくなるのではないかと考える。

すようになっている。（2）外資進出で資本不足が緩和されるのではないかといつても、外資進出には資本参加がともなうし、現実には資金の現地調達がおこなわれているので、国民経済全体としてはむしろ資本不足に拍車をかけることになる。（3）外資進出は金利以下の剥削をもたらすというが、ドル防衛の關係からアメリカ企業は現地で資金調達をしているから、受入国の資金量が不足し金利が上ることすらある。（4）外資進出で雇用機会が増大するというが、外資進出で人手不足に拍車をかけるばかりも十分に想定される。（5）外資進出で高能率高賃金へ移行するというが、たびたび繰返しているように、外資進出の目的が低賃金で高い能力を買うことにあることは明確である。また、アメリカ式職務給が合弁会社に導入されば賃金格差緩和の剥削になるというが、例外をのぞいて、合弁会社には日本の親会社からの出向が多く、賃金体系には変化は起きないのではないか。（6）さらに、外資系企業の労務管理は、これも例外をのぞいて、一般には日本の労務管理を土台にしてアメリカ式の能効主義をいくらか加味したものにすぎない。

要するに、資本自由化は国民経済の利益からいって、日本経済の自立性を失う危険が大きい。それは資本輸出が相手国を従属させる獨占的高利潤獲得が目的だからである。一〇〇%自由化でアメリカ資本の進出を歓迎した西欧諸国でも（とくに西ドイツ）、アメリカ資本の勢いに正面して、経済的ナショナリズムからにわかに警戒心を高めている。

六、外資進出形態による影響については、西欧の例からみても、テイク・オーバーは現地の抵抗が強く、最近では合弁会社形態が増

大林信治

(神戸商科大学)

## 一 問題の提起

ウェーバーの政策論といえば、従来、経験科学としての政策論として、専ら目的が与えられた場合に、その手段の適合性を考量するといういわゆる「技術的批判」をその本来の課題とするものとひろく理解されている。これは、ウェーバーの立場を継承的に展開する場合はもとより、それに批判的にその「超克」を主張する場合にも、それぞれの立場によってニーアンスの違いはあるが、大体においてウェーバーの科学的政策論の立場として共通に理解されているといふのであるように思われる。

しかし、ウェーバーにとって何よりも大きな関心事は実践の問題であった。しかも実践において責任をもって決断的に行為することが切実な問題であった。従って、ウェーバーは、政策論が単に心情的な世界観の立場に終ることに激しく反対すると同時に、政策論が単なる技術論に墮することを厳しく批判しているのである。それにもかかわらず、それが全く逆に、単に技術論的なものとして一般に受けとられ、またそのようなものとしてしばしば批判されてきたというのは、一体何故であるか。それは、何よりもウェーバーその人の「人間と思想」に対する十分な理解を欠いていたからであるように思われる。

実際、きわめて多面的かつ重層的であるウェーバーの考え方を正しく理解するためには、多方面にわたるかれの膨大な諸業績を多面的に掘りおこし、掘り下げていかなければならない。幸いわが国では、最近この方面の研究も多くの人々によって着実に進められているが、一般にはまだウェーバーの政策論といえども「技術的批判」という見方が依然として支配的であるようと思われる。

そこで、ここではウェーバーの「政策論的思惟の構造」をできるだけかれの思想との全体的連関において捉え、ウェーバーにおける「実践と科学との連関」の仕方を明かにすることによって、その科

学的政策論の意味と意義とを再確認するとともに、かれの政策論的思想の背景をなす独自の思想の一端を明かにしたいと思う。また同時にそれによって、従来のウェーバー理解に対する一つの批判的な問題提起をしたいと思う。

なお「実践と科学との連関」ということについて若干の注釈を加えておきたい。周知のように、ウェーバーは「事実の真理を洞察せよ」という科学的義務と「自己の理想に忠実であれ」という実践的義務を掲げ、この二つの義務の次元の異質性を強調する。しかし、このことは直ちに「この二つのものが全く異なる人間の在り方を代表し」「専門型の人間に、全人的な人間が分業化してゆく」ことを要求しているのではない。従つてまた、ひとが科学的認識に従事するときに同時に、「市民」として価値判断し、実践的行為をするなどと考えていたのではない。むしろウェーバー自身は、現実の合理化ないし専門化の過程において、全人の人間が部分的人間に分裂し、「精神のない専門人」(Fachmensch ohne Geist)になっているのを深く憂慮していたのである。従つてまた、科学者が与えられた目的の意味を根底的に反省することなく、ただそれに科学的ないし技術的助言を与えることに没頭したり、責任をもつて決断すべき政治家が何らの科学的洞察をもたず、ただ自己の政治的心情に従つて行動し、結局実りのない情熱に終ってしまうことを強く戒めているのである。

とにかく、ひとが強い実践的関心に支えられながら、責任倫理の立場に立つて、つねに科学的合理性を承認する限り、実践と科学と

である。あるいはそれを承知していたとしても、少なくともそれを全く切り離してか、分裂的に矛盾するものとして理解してきたからであろう。いずれにしても、ウェーバーの所説はきわめて一面的に、それぞれの論者の立場に引き寄せて解釈してきた。これはひとりわが国だけの傾向ではない。欧米諸国においても、とくにウェーバーの故国ドイツにおいてさえも、すでにかれの生存中からいわれてきたことであり、そのため、ウェーバーはかれに追従して「Wertfreiheit」(没価値性として)を主張する人々に対し、「Pseudo-wertfrei」(偽没価値性として)と呼び、「nur scheinbare Wertfreiheit」と批判しなければならなかつたのである。

そこで、ここではウェーバーの「政策論的思惟の構造」をできるだけかれの思想との全体的連関において捉え、ウェーバーにおける「実践と科学との連関」の仕方を明かにすることによって、その科

なく、あたかもそれが現実そのものの理論的模写であるかのように考へているのである。ここに自己批判を忘却した一切の認識のもつ一元的傾向の陥り易い陥穽がある。

しかるに、現実性への強い感覺をもつてゐたウニーバーは、まさにその故に誰よりも厳しく科学的認識の一面性と相対性を強調したのである。それは決して消極的な理由からではない。むしろ一面性を一面性として反省し、相対性を相対性として自覺することによつて、限りなく現実の多様性に開かれているからである。従つてそれは、安易な体系を求めることがなく、現実の無限の多様性に対してどこまでも開放的受容的であるとする態度のあらわれであるとともに、ソクラテスの「無知の知」が決して不可知論でも相対主義でもなかつたように、ウニーバーの立場も決して単純な不可知論でも相対主義でもないものである。

さらに現実を多元的に構成するためには、たんに認識のもつ不可避免的な「一面性」を承認するだけでなく、積極的に現実のなかにある諸側面の相互連関を分析しながら、それを積み重ね、現実についての多元的立体的な形像を構成してゆく思考法が必要になってくる。そしてそれには独自の方法論的反省が要求されることになるが、今これについて立ち入ることはできない。

### 三 技術的批判の意義と限界

政策的実践において責任をもつて合理的に行はしようとする者は、まず決断に当つてその行為の意味と結果とができるだけ明確に把握しなければならない。人間の行為的 세계においては意図したことと

その結果とはつねに必ずしも一致するものではなく、むしろ現実の過程のなかで無数の他の原因や諸条件との協働(Zusammenwirken)によつて全く思いがけない結果を伴うのが普通である。しかし、それにもかかわらず、その行為を指導した表象系列がその行為を惹き起した一つの決定因であることに変りなく、われわれが責任倫理の立場に立ち、「人間の行為の因果的意義」を問題にする限り、自分の行為の結果の見透しうる限りについては、それを他に転嫁できるなどと考えてはならず、「これこれの結果は自分の行為に帰属される」と考えなければならない。そのためには、何よりまず「技術的批判」の有効な活用が不可欠の条件として要請される。この意味において、技術的批判はウニーバーの政策論的思惟のなかできわめて重要な位置を占めているといわなければならない。

しかし他方において、ウニーバーは何より政策の問題を技術の問題ととり代えてはならないと強調している。ウニーバーによれば、「ある問題の政策的性格の標徴は、實にそれが確定した目的からするたんなる手段の技術的秤量にもとづいて支配されるものではなく、問題が一般的文化問題に入りこんでいる故に、整序的価値規準そのものがつねに争われるのであり、また争われねばならぬという点にまさに存する」という。そしてこの整序的価値規準の争いは今日しばしば信じられているように「階級利害」の間だけでなく、世界観の間においてもまた行われるというのである。取扱われている問題が一般的であり、問題の文化意義が普遍的である場合には、手段の論議においてもつねに根底に整序的価値規準が争われ、それはもはや合目的性という純技術的な問題ではないのである。

ところで、政策論がたんなる技術論に陥らないためには、ただ与えられた目的のもとで手段の適合性を吟味するという「目的的合理性」の追求のみにとどまることなく、さらに具体的目的の根底にある価値理念を開示し、かつこれを論理的に展開することによって、ひとが意欲し選択する諸目的をその意味連関において知らしめ、あるいはひとが無意識の裡に前提している究極の価値規準を意識せしめ自省せしめるところの「価値合理性」をも追求するものでなければならない。そしてまさにここに、ウニーバーの科学的政策論のもう一つの重要な積極的な意義があるのである。

### 四 意味連関の解明と価値解釈の意義

価値解釈は因果分析とともにウニーバーの科学論の二つの軸をなすものである。すなわち価値解釈は歴史的個体の構成にかかるものであり、因果分析はその因果的発明にかかるものである。ところで、從来のウニーバー研究においては、多くの場合、価値解釈の意義は因果分析の前提的操作として「価値関係」のなかへ組み入れられ、専ら因果分析への従属的関係からその機能はみられてきた。しかし、価値解釈はむしろ因果分析のWegweiserinとして、因果分析を従属的手段として取り扱うような独立の機能をもつてゐる。

個性的現実がそれによつて「意義」を獲得する具体的觀點はさまであり、觀點の種別性を規定するものは価値である。そして個々の場合に、現実がいかなる価値に關係づけてみられてゐるか、またみられるかということになると、どうしても価値関係の内容的规定が必要になつてくる。ことに事實を研究する者は、その研究の

意義と限界を明確に自覺するためにも、その価値関係を内容的に理解することが必要である。ウニーバーの価値自由の要請は何よりも自分が多いかなる価値理念に立ち、いかなる觀點からみているかを明晰ならしめよという要求を含んでゐるからである。そしてこれは価値解釈の重要な課題である。

さきにも述べたように、限界の自覺は同時に新たな觀點への可能性を開くものである。現実を多元的立体的に把握しようとする限り、特定の觀點を固定化し絶対化してはならない。そうするときは、科學は価値理念から遊離して完全に技術化してしまうことになる。つまり觀點が固定化するのは、生の現実の非合理性とその内容の汲み尽しがたいことが無視されているからである。そこで価値解釈の第二の機能は、さらには積極的に与えられた現象の「可能的価値関係の分析」を展開することである。

もとより価値解釈は価値判断とは區別される。価値解釈は「価値自由」(wertfrei)である。すなわち自己の価値判断を抑えて対象に対して「理論的に立場を交替する」ことである。それによつて解釈者自身の「内面的生活」やその「精神的地平」を抜け、生活様式のさまざまな可能性とニュアンスをそれはそれとして把握することを可能ならしめる。こうしてその人の「心」(Psyche)の「価値に対する感受性」を一層鋭くする力を与えるのが、価値解釈のもつ積極的意義である。

しかしこれで価値解釈の意義が尽くされたわけではない。価値解釈は可能な価値関係を見出すことによつて、限りなく「事柄」(Sache)に帰依することを目指している。すなわち価値解釈の理想は、解釈

された内容の限定性を明証ならしめることによって、かえって現実の汲み尽しがたい深さを暗示するのである。そしてこの「暗示」という思想のうちにウェーバーの価値解釈の *Sache* 対する誠実さがある。

## 五 内在的批判——内的無矛盾性の要請——

内在的批判というものは政策の理想や価値判断に対して自ら評価的態度をとることなく、それらを科学的に批判することである。今日のようにさまざまの世界観が人々の間に分裂し、互いに対立しているところでは、相手の理想や価値判断に対して直接自己の世界観的立場から超越的に批判するよりは、相手の立場に即して目的および手段について「内的整合性」もしくは「内的無矛盾性」の要請にしたがって内在的に批判することが必要である。その方がより生産的であるだけでなく、かえって立場を異にする者間に科学的論議と相互理解の可能性を開くことにもなるからである。

内在的批判といえば普通にはウェーバーの「技術的批判」として知られている。すなわち目的一手段の系列における内的整合性の分析を事とするものである。しかし、政策の理想や価値判断の科学的批判はそれにのみとどまるものではない。さらに目的および手段の意味連関の解明によって「意欲されたもの自身の意義の知識」を提供することもできる。

いえそれだけではない。ウェーバーにおいて価値判断の科学的取扱いは、意欲された目的の根底にある理想を理解せしめるだけでなく、さらに進んでそれを批判的に評価するものでありたいという。

ここに価値判断論議の重要な意義がある。すなわちそれは、われわれが「何故に、どの点で」互いに一致しないかという認識に到達するのに役立つのである。これはまさに一つの真理認識である。しかしこの方法によって、われわれは一般に拘束的な何らかの命令や規範に到達することはできない。むしろそのような目標は価値判断論議の「見かけ上の『相対化』作用」によってかえって困難にされる。しかし、科学的批判や価値判断論議によって相対化されてしまうような倫理的確信や宗教的信念は無価値である。むしろ科学的批判や価値判断論議を徹底することによって、かえってそれを超える倫理的確信や価値への信仰の絶対性が強く自覚されてくるのである。知性のなしうる最後の仕事はわれわれを世界観の前にまで導いてゆくことであり、そこでわれわれは決断的に選ばなければならぬ。この選択を可能にするのが情熱であり、価値への信仰である。

このようなウェーバーの思想は、総じて「人生がその真相において理解される限り、神々の永遠の争いのみよりなる」という根本の事実に基いている。ところで、この「価値の対立」の主張はしばしば「相対主義」として誤解されているが、ウェーバーの場合、むしろそれはたえず高い可能性への開放性として解されるべきである。したがって多くの理想が多くの立場に固定され、互いに無関心に並行し、あるいは実践的にただ敵意をもつてのみ闘争するということを意味するのではない。ウェーバーにおいては、闘争は互いに愛し合う人間の間の内面化された闘争であり、このような闘争のなかでのみ真理への意志と自由の精神は現実性を獲得するのである。

何はともあれ、ウェーバーは価値の対立を外から第三者の立場で

すなわち意欲されたものの内的無矛盾性の要請に照して理想を吟味することである。これによって、意欲する人を授けてかれの意欲の根底にある究極の価値規準を意識せしめ自省せしめることができる。なおこの「内的無矛盾性」の要請は、一定の究極価値への内的関係の恒常性というウェーバーの「人格性の倫理」と深く関連している。ひとが自己に誠実である限り、必然的にかれの究極価値に対する首尾一貫的態度決定をしなければならないからである。こうして内在的批判は各人にそれぞれ自己の行為の究極の意味について自ら責任を負うことができ、少なくともそれができるようにしてやることができる。ここでにおいて内在的批判は自他に「明晰さ」と「責任感」を与えるという倫理的義務をも果すのである。

## 六 積極的批判——価値判断論議の意義——

価値自由の要請によって自己の価値判断の究極の規準が何であるかをつねに自覚するという義務が果されるなら、純科学的関心において実践的に評価する態度をとることはたんに無害であるのみか、きわめて有用であり、命ぜられてさえいるのである。すなわち「他人の意欲の意味ある評価は、いずれも自己の『世界觀』からする批判、つまり自己の理想の地盤からする他人の理想との闘争である他はない」からである。こうしてウェーバーは、「個々の場合に、実践的意欲の根底にある究極の価値公理がたんに確定され、科学的に分析されるだけでなく、他の価値公理との関係において明かにされるべきならば、まさしくこれらの究極の価値公理の連関的叙述による『積極的』批判がさけがたいことになる」というのである。

## 七 理想の叙述と価値自由の要請

展望し、傍観しているのではない。自らこの中へ入りこんでゆき、自己の精神の中にこの対立の両極の全幅を張りわたし、その対立の緊張のうちに実践的に生の統一を成就しようとするのである。

以上ですべての問題が尽されたわけではない。さらに積極的に自己の理想を主張することもまたウェーバーの政策論的思惟の範囲を超えるものではない。もとよりその陳述が科学だというのではない。そこで語るのは意欲する人間である。この点、ウェーバーは科学の問題と政策の問題とを混同せぬよう極力注意している。そこでウェーバーにおける科学的不偏性 (*die wissenschaftliche Unbefangenheit*) の第二の根本命令は、「もひしが自己の理想を主張する場合には、人々に対してそして何より自分自身に対して、そこでは思惟する研究者が語るのをやめて、意欲する人間が語っていること、およびその箇所を明かならしめよ」ということである。つまりウェーバーの価値自由の要請は、「事実の科学的論究と評価的価値判断とのたえざる混同」に向けられているのであって、決して「自己の理想を主張すること」に向けられているのではないのである。

これに對して、いわゆる「価値判断排除の立場」は、価値自由の要請から必然的に教壇における実践的価値判断の禁欲が帰結されると主張する。そして政策論は純粹に経験科学の限界内にとどまるべきであり、目的設定の問題や価値判断はすべてその政策論的思惟の範囲から排除されるべきであるとされる。

しかし、これらの議論にはいくつかの決定的な誤解と混同がある。

何よりもウニーバーの価値自由の立場は科学だけの世界に閉じこもうすることではない。従つてまた、それは一切の世界観的立場の実践的闘争に対してたんなる傍観者であらうとすることを意味するものでもない。ウニーバーが十分習熟したいと願つたことは、認識と価値判断を峻別 (Scheidung) する能力であり、事実の真理を直視すべき科学的義務と自己の理想のために尽すべき実践的義務とを共に遂行するということであった。ウニーバーにおいて価値自由の要請は直ちに価値判断の排除 (Ausscheidung) を要求することを意味するものではなかつた。

教壇において実践的価値判断を告白すべきか否かの問題は、それ自身一つの実践的価値判断に基くものであつて、科学的には決裁することのできない問題である。すなわち、ウニーバーの教壇禁欲の主張は、かれの独自の思想的自覚のもとに、教師としての義務に対するかれの実践的態度の表明であつて、決して一般に教師は教壇で価値判断を排除しなければならないといつていふのではないのである。

(付記)

なお詳しく述稿「M・ウニーバーの政策論の基本的性格」(『商大論集』第十九卷、第四・五号、昭和四十三年一月) および「M・ウニーバーの政策論的思惟の構造」(『商大論集』第二十卷、第五・六号、昭和四十三年十一月) を参照されたい。

質問一 (東北学院大学 赤沢昭三)

① M・ウニーバーの政策論的思惟構造について、たんに目的合理性だけでなく、価値合理性をも重視しなければならないとする先生の立場からすれば、経済政策論はどのような学問

主張することは、ウニーバーにとって、かれの知的誠実さからしてどうしてもできることではなかつたのである。むしろ価値間の対立の尖鋭化、すなわち「神々の争い」は今日の常態であり、「世界を呪術から解放した」現代文化の宿命であると考えられてゐるのである。

従つて、氣賀博士等によつてなされているといふ、「政策目的の客觀性を社会哲学によつて基礎づけようとする立場」を真にウニーバーを克服する立場とは私は考へない。というのは、ウニーバーの提起した問題状況をその深さにおいて受けとめ克服するのでなければ、本当の克服とはいえないからである。もちろんこういうからといつて、ウニーバーは、そして私自身も、政策目的の妥当性をつねに哲學的に反省し基礎づけようとする努力を軽くみるのではない。むしろそれを人一倍重視しているつもりである。しかし、ただそれによつて安易に政策目的の客觀性の基礎づけをえたと主張するなら、いかにそれが哲學的であつても、一定の世界観的立場を普遍化し絶対化していくということになつてはしないだらうか。

(2) 私の問題提起は、ウニーバーの政策論的思惟の構造を解明することによつて、実践と科学との二つの在り方を示すことの在り方として、専門的に分業化してゆくのではなく、この二つの義務が同一主体のうちにいかにして意識的に連関せられるかの方向、すなわち「実践と科学との連関」の一つの在り方を示すことであった。まず科学的認識にあたつては、科学にとって重要であるが、科学的に論証しえない究極的実践的価値規準を意識的に明瞭に指摘し、考慮せよということであり、実践的態度決定に當つてはつ

体系をとることになるでしょう。例えば、我が國の氣賀健三博士等のなされてゐるよう、政策目的の客觀性を社会哲学によつて基礎づけようとする立場（いわゆるウニーバーを克服する立場）をどのように考えられますか。政策論そのものについての方法論的体系を説明いただければ幸いです。

(2) 先生のいわゆる「実践」と「科学」と経済政策論との関係について、もう少し詳細に説明して下さい。

答 (1) およそ経済政策的実践が一定の目的の実現を目指す実践活動である限り、目的の設定とその合理的手段の選択とは政策論的思惟において中心的課題であるといわねばならない。さらに目的の設定が問題になる限り、究極的にはそれを基礎づけている世界観的立場の解明と選択もまた当然問題とならざるをえない。

しかし、ウニーバーの場合、その政策論的思惟によって普遍的に拘束的な規範や理想を発見し、そこから実践に対する処方箋を導き出そうとするのではない。普遍妥当的な究極の理想という形で政策論上の問題のための一つの実践的公分母をつくり出すといふようなことは一般にいかなる科学の課題でもないと考へている。

いやそれだけではない。たゞ社会哲学によつて政策目的の拘束性や根拠や性質がいかように解明されようとも、それによつて各人にいかなる世界観を選ぶべきかを客觀的に告知することはできないと考えている。それというのも、ニーチェによって開示された西歐の精神史的状況、すなわちこれまでの文化生活の一切の領域を統一的に支配してきたキリスト教の元論的価値体系の崩壊もしくは問題化の状況にあつて、形而上学によつて普遍妥当的な真理や価値を

ねにできるだけ「科学的であるいふ」(Wissenschaftlichkeit) を要求するのである。詳しく述稿を参考されたい。

質問二 (東洋大学 阿部源一)

価値判断と価値判断との対立を解決する方法は何であろうか。

価値の多元論からすれば、多数決の方法が帰結であると考へられるが、ウニーバーの見解は如何。

答 ウニーバーにおいて実践的価値判断の問題は究極的には信仰の問題であり、価値判断の対立は、あたかも神と魔の間のそれのように、永遠に和解しえない争いとして、原理的に解決することのできないものである。しかしこのことは直ちに価値判断の対立がそれぞの相對的立場を固定化して、互いに無関心に並行し、あるいは実践的にただ敵意だけをもつて闘争することを意味しない。

われわれがつねに人間の有限性を自覺し、しかもより高い可能性への畏敬の念を失はず、たえず自己自身を超えて行こうと欲するならば、信念を異にするものとの討論は不可欠の条件である。われわれは、このような討論における思惟を通してのみ、互いに何を意欲しているかを明晰にすることができる、相手の立場に即して考えてみるという心構えがあつてはじめて、互いに敵対者として真に出会いことができ、闘争において互いに相手を精神的に助けることができるのである。この意味において、ウニーバーは「われわれを最も力強く動かす最高の理想はいつの世でも他の理想との闘争においてのみ実現される」というのである。つまり眞理への意志と自由の精神はただこののような内面化された闘争の中でみつねに現実性を獲得するのである。

従つて、ウェーバーが政治における「利害関係の調整」のための現実的方法として多数決原理を採用するとしても、それはたんに多数の支配を意味するのではなく、いわば多数理性の支配を意味している。そしてそこにおいて政治を闘争として正しく機能させるためには、政党の近代化とか政治家および国民一般の政治的成熟ということが不可欠の条件として要求されることになる。もちろんこの政治的成熟によって、政治の闘争としての性格を圧殺し、諸集団の利害と理想の相剋を超える超闘争的立場を要求しているのではない。それらは決して一つの「より高い統一」へ和解し入れられるものではないからである。

### 質問三 (一橋大学 板垣与一)

ウェーバーの政策論の構造を、たんなる技術論的なものとし

てとらえる從来の一面的な見方を批判し、ウェーバーそのものに即して内面的に理解し発展させようとねらつておられる方向は、大変有意で豊富に富むと拝聴いたしました。ただ次の点で報告者の御見解をうかがいたいと存じます。さきほどの御報告の中での「価値—目的」の次元（心情倫理）と、「目的—手段」の次元（結果倫理）とを明確に区別され、前者は「価値合理性」の世界、後者は「目的合理性」の世界であり、両者の統一において「責任倫理」としての実践概念が、ウェーバーにおいてとらえられていた、と解釈されたのであるが、それはいわば「人格的実践」としての実践概念であつて、必ずしも「歴史的実践」という政策論的認識において特に問題とせられている実践概念と同じものとして解することはできないのではないか。ウェー

バーにおける歴史的実践概念に關係のある目的の概念は、彼が「科学者とその時代を支配する価値理念」（Wertideen）と呼んだところの歴史的に規定された「価値理念」と結びつけて考察されるべきではないか。それは、あなたのいわれる第一次元の目的と第二次元の目的とのいわば中間に、両者を媒介するような意味での「価値理念」として理解されるべきではないであろうか。

異なる次元に属する二つの「目的」をどう統一的にとらえるのか。私の考えでは、右に述べた Wertideen（歴史的に規定された）の構造を明らかにすることが、ウェーバーにおける「歴史的実践的」なるものの概念をつかむ手懸りとなると思われるし、それがウェーバーにおける政策論的思惟を解明するのに、重要なあると思われるが、あなたのお考へはどうか。

答 行為の結果が何であれ、その行為の心情の純粹さに倫理的価値を認めるのが心情倫理である。しかし、社会的政治的実践においては、意図したこととその結果とはつねに必ずしも一致するものではなく、むしろ歴史的現実の過程のなかで無数の他の原因や諸条件との協働（Zusammenwirken）によって、全く思いがけない結果を伴うのが普通である。こうした「一切の歴史的根本的事実」を認識するところから責任倫理の立場が自覺されてくるのである。

この責任倫理の立場には二重の意味の責任が含まれている。すなわち、一つは自分の行為の結果に対する責任であり、他是自分の選択した価値への責任である。そして前者を基礎づけるのが因果連関の分析によつて獲得される目的合理性であり、後者を基礎づけるのが意味連関の解明によつて到達される価値合理性である。もちろん

両者は互いに関連し合い補完し合うことがあるが、とにかく、責任倫理の立場はこの目的合理性と価値合理性をともに不可欠の前提として要請するのである。この意味で、責任倫理の立場においてはすべての社会的政治的実践は本質的に「人格的」実践でなければならぬ。

これに対して、とくに政策論的認識においては「歴史的実践」という実践概念が問題にされなければならないといわれるのは、政策的実践における目的および主体の歴史的規定を重視するためである。しかし、すでに述べたように、ウェーバーの責任倫理の立場が歴史的現実への深い洞察から出発し、つねに歴史的現実に立脚して目的を立て実践的態度決定を行おうとするものである限り、責任倫理の立場に立つ「人格的実践」が全く歴史的規定を無視するものであるということにはならない。

むしろ私には「人格的実践」と「歴史的実践」とを対置する考え方のうちにかえつて二つの問題が含まれているように思われる。第一の問題はウェーバーの「人格的実践」を責任倫理の立場の実践概念として承認しながら、なおそれをどこか心情倫理的なものとして理解しているのではないかということである。しかし、第二のより重大な問題は「歴史的に規定された」という価値理念の構造にかかる。ウェーバーにおいて文化現象の意義はそれぞれの時代の実践的文化問題の推移によって、「文化の性格および人々を支配する思想そのものとともに当然歴史的に変動する」から、「探究の対象が何になるか、またこの探究が因果連関の無限性のうちへどこまで拡つてゆくかを規定するものは、研究者と彼の時代を支配する諸価

値理念である」ということになる。これはウェーバーの歴史意識に発した価値関心の実質的規定である。

しかし、探究の対象が「研究者と彼の時代を支配する諸価値理念」に規定されるといつても、研究者が、いわんや実践者がこの価値理念を肯定的に受け入れるとは限らない。また「時代を支配する価値理念」といつても、それは単一なものではなく、つねに複数でいわれており、価値間の争いが常態なのである。さらに「時代を支配する価値理念」が研究者のそれとつねに同一であるとは限らない。研究者が自己の価値観に照して無価値なもの、反価値なものと思われる、それでも、それがその時代の文化に何らかの意義（ネガティブな意義を含めて）をもち、重要ななら、社会科学者はそれを問題にせざるをえないし、実践者はそれを考慮しなければならないだろう。

しかし、ウェーバーが「現実的基盤に立つて」というときは、直ちにその時々の支配的動向や支配権力の選択する方向のみが現実的であり歴史的であると考えているのではない。ウェーバーは政策現実の矛盾錯綜した多元的構造とその可塑的性を十分認識しているのである。従つてウェーバーが「現実政策」（Wirklichkeitspolitik）というときでも、歴史学派の人々のように、「その究極的理想をその時々に表現しようとする手段および方法においてだけではなく、理想そのものの放棄において、結果ないしその時々に効果を約束するものに内面的に適応しようとする」のではなく、このような日和見主義的「現実」政策に対し、「あくまで自己の理想と既成の現実との間の緊張関係を存続させながら、その理想の実現のために現実的手段を求める政策」をはつきり区別しているのである。さらに

「効果多き政策はつねに『可能なるものの技術』であるということは、正しく理解されるなら当っているが、可能なるものは可能なるものの彼岸にある不可能なるものを把握することによってきわめてしばしば達成せられたということも、それに劣らず正しい」といっている。まさにここに歴史の形成における価値理念の積極的意義が認められているのである。このように積極的に歴史を形成する価値理念は利害状況を共鳴盤としてその力を發揮するのではあるが、それはつねに必ずしも「歴史的に規定された」時代を支配する価値理念に結びつけられたものでなければならないということにはならないのである。

質問四（補足力学）北野煎壽男

四  
（社）方學

ウヨーハーの全体的解釈に従来説的な安易な見方を乗り越える貴重な貢献を加えられたと思ひます。ただ彼における Wissenschaft の概念、特にそれと自然主義的な Logico-experimental な経験科学との関係、価値の科学的体系的考察の必要とその限界の自覚との関係をいつそう明確にして下さるとよしと思ひます。

各  
らヨーロッパが「Wissenschaft」などともいふ必ずしも今日普通にいわれている狭い意味での「経験科学」を意味するのではない。それは本質的にヨーロッパの伝統的な意味の学問概念であり、何より批判的精神性がその中核をなしている。従つて相争う価値判断の根底にある究極の価値規準を解明するという「経験的ではなく、純論理的」に思惟する仕事、もまた「科学的」といわれるるのである。しかるところこのような意味論関の解明はときには哲学的学科の課題であるとともに、

る一切の原理上の進歩が実用的専門科学の進歩でもあり、理論的認識の拡張が技術的可能性の拡大と直接結びついていた」という。このようにウェーバーは、科学的研究の意味は事象の法則の発見より他にないという法則科学の実用的性格を深く洞察しているのである。しかしウェーバーは、みずからの一「社会科学」の価値を、概念構成

うのである。このような批判は法則科学の支配知からは決して出てくるものではなかろう。

質問五（中央大學）

ウニーバーが *Wertfreiheit* を主張したのは、「呪術からの世界解放」以後の世界においては万人に対して強制的に妥当する統一的価値理念が失われているという自覚、言いかえれば価値理念の多元性の自覚、ヤスベース的にいえば世界史的全体を対象とする「全体知」(Totalwissen) 拒否の哲学にもとづくものと思われる。ウニーバーは、そのような価値理念の多元性の歴史的発生過程を彼の宗教社会学的諸研究の中で、「理想型」的に構成しようとした。「理念と利害状況 (Interessenlage) との相関性」は、そのような理想型的發展構成の主要テーマの一つである。「ウニーバーの経済政策論的思惟の構造」を問題とする場合、経済政策の目的の普遍妥当性の曖昧と関連して「理念と

利害状況との相關性」に関するウェーバーの宗教社会学的歴史研究が当然顧みられてよいのではないか。報告者は、ウェーバーの経済政策論的思惟の構造における歴史的位置づけをどのように考えておられるか、ということを質問したい。

答 ウェーバーのきわめてユニークな「政策論的思惟の構造」が近代ヨーロッパ文化の特殊な問題状況のなかで、かれに独自の思想的自覚を背景にして展開されていることは、いうまでもないことであるが、ここではそのような問題状況がいかにして歴史的に生じてきたかを問題にしているのではない。むしろ、「神々の争い」という現代文化の宿命のもとで、政策的実践において責任をもつて合理的に決断する主体の在り方の論理的構造を問題にしているのである。その限りにおいてこの政策論的思惟の構造の分析は具体的な政策を実質的内容として含むものではない。

たしかにウェーバーの宗教社会学において展開された「理念と利害状況の相關性」の構想は歴史の変革形成の過程をダイナミックにとらえる論理としてきわめて注目すべきものであるが、歴史の形成力・変革力として現実的な力をもつた理念がその時代の特定の利害状況に強力な共鳴盤をもつたということから、「理念と利害状況の相關性」によって、一定の理念およびそれにもとづく政策目的の普遍妥当性を吟味しようとするなら、それはウェーバーの意図を超えるものというべきではなかろうか。ウェーバーは科学的に証明さるべき何らの理想を知らないといい、「その時々の支配的な理想に対しても、最も偉大な思想に対しても、個人的能力において冷静な頭脳を守ること、必要な場合には『流れに抗する』ことが職業的『思想

答  
利害状況との相關性」に関するウニーバーの宗教社会学の歴史研究が当然顧りみられてよいのではないか。報告者は、ウニーバーの経済政策論的思惟の構造における歴史的位置づけをどのように考えておられるか、ということを質問したい。

ウニーバーのきわめてユニークな「政策論的思惟の構造」が近

利害状況との相關性」に関するウニーバーの宗教社会学的歴史研究が当然顧りみられてよいのではないか。報告者は、ウニーバーの経済政策論的思惟の構造における歴史的位置づけをどのように考えておられるか、ということを質問したい。

答 ウニーバーのきわめてユニークな「政策論的思惟の構造」が近代ヨーロッパ文化の特殊な問題状況のなかで、かれに独自の思想的自覚を背景にして展開されていることは、いうまでもないことであるが、ここではそのような問題状況がいかにして歴史的に生じてきたかを問題にしているのではない。むしろ、「神々の争い」という現代文化の宿命のもとで、政策的実践において責任をもって合理的に決断する主体の在り方の論理的構造を問題にしているのである。その限りにおいてこの政策論的思惟の構造の分析は具体的な政策を実質的内容として含むものではない。

たしかにウエーバーの宗教社会学において展開された「理念と利害状況の相關性」の構想は歴史の変革形成の過程をダイナミックにとらえる論理としてきわめて注目すべきものであるが、歴史の形成力・変革力として現実的な力をもつた理念がその時代の特定の利害状況に強力な共鳴盤をもつたということから、「理念と利害状況の相關性」によって、一定の理念およびそれにもとづく政策目的の普遍妥当性を吟味しようとするなら、それはウエーバーの意図を超えるものというべきではなかろうか。ウエーバーは科学的に証明さるべき何らの理想を知らないといい、「その時々の支配的な理想に対しても、最も偉大な思想に対しても、個人的能力において冷静な頭脳を守ること、必要な場合には『流れに抗する』ことが職業的『思想

いわれる。そのため、「どうもウェーバーの科学概念は曖昧であり、科学と哲學の区別もはっきりしない」という疑問もおこってくる。しかし、その場合でも、はつきりしていることは思辨的な哲学（形而上學）はその科学概念から除外されているということである。ただ問題の性質によってその考察方法が哲學的であるとしても、ウェーバーの視点はいつも経験的現実の基盤から離れてはいない。この意味でウェーバーはあえてそれを広義の経験科学の中に包摂するのである。しかし狭い意味で「経験科学の問題」というときは、専ら因果連関の分析が問題になっているのである。

家』にとつて特に明白な義務である」とさえいっているのである。

なおウニーバーの政策論的思惟の構造における歴史的位置づけについて、板垣氏への解答と重複するのでそれを参照されたい。

#### 質問六 (明治大学 松尾 弘)

ウニーバーは方法二元論の立場に立っていると思うが、もしそしたら、価値判断そのものの科学化は不可能であろう。私のこの理解の仕方に問題があるという御報告のようだが、これについて教えを頂きたい。一元論とか二元論とか、そういうことをいうのは誤りなのか。

答 「ウニーバーは方法二元論の立場に立っていると思う」という質問者の見解は、従来の新カント派とりわけリッケルトの認識論の線上におけるウニーバー解釈が前提になつてゐるようと思われる。そして「存在するもの」の認識と「存在すべきもの」の認識とは原

理的に区別されなければならないということであろう。

しかし、普通、方法二元論というときは、とくにリッケルトにおいては、自然科学的方法を無批判に文化科学の領域にもちこもうとする自然主義一元論に對して、自然科学と文化科学の概念構成および考察方法の本質的な相違を主張し、「没価値的」(wertfrei)自然と「価値附着的」(wertbehaftet)文化の純概念的区別を科学の二分法の本質的方法論的原理として把握するものであった。すなわち自然科学の一般化的・法則定立の方法に文化科学の価値関係的、個性記述的方法を対立せしめた。しかし、この意味の方法二元論と存在と當為(価値)の考察における二元論との間には本質的に区別されるべき次元の相違がある。

#### 質問七 (大阪経済大学 平 実)

##### 神々の争い

個別の価値判断の競合性

相対的価値判断は絶対的

価値判断によつて止揚せられる必然性

絶対的価値判断を形成可能にする

客観的なものをいかにして求めるか等々。

それから、一元論とか二元論とかいうのは誤りかということであるが、私は、十分な概念規定をすることなくただ一元論とか二元論とかいうのでは、ウニーバーの立場を理解する助けにならないばかりか、かえつて誤解と混乱を惹きおこすことになるのではないか、と思うだけである。

いすれにせよ、私のウニーバー研究はこのような新カント派的ウニーバー解釈に対する疑問から出発しており、この報告もそうした問題意識につながつてゐる。ウニーバーには新カント派的立場では汲み尽せない多くのものがあるというだけではなく、それとは本質的に異なる立場であるというのが私の見解である。

たしかにウニーバーは「存在するもの」から「存在すべきもの」を推論することができないということをカント哲学から学び、当為

においてはそのような仕事は断念されているからである。ウニーバーが「眞の価値哲学」というときも、「諸価値のよく秩序づけられた概念図式」をつくつたり承認したりすることをいうのではなく、いわんや一般に拘束的な何らかの規範を獲得せんとするのでもない。それはあくまで「意味解明的な考察」を超えるものではなく、広い意味での科学的思惟を超えるものではないのである。

またウニーバーが事実の科学的認識と実践的価値判断の問題を峻別せよということは、何も価値判断に対する科学的批判を拒否することではない。しかし、いうまでもなく、価値判断の科学的批判は決して価値判断そのものの科学化を意味するものではない。私の強調したいのは、価値判断を科学の名において主張することではなく、価値判断が独創的なものにならないために、できるだけ科学的批判を媒介させることが必要であるということである。

それから、一元論とか二元論とかいうのは誤りかということであるが、私は、十分な概念規定をすることなくただ一元論とか二元論とかいうのでは、ウニーバーの立場を理解する助けにならないばかりか、かえつて誤解と混乱を惹きおこすことになるのではないか、と思うだけである。

ウニーバーの「神々の争い」とは価値の相対主義であり、それらの個別的な相対的価値判断は一つの絶対的価値判断によつて止揚せられるべきであり、しかも絶対的価値判断は何か客観的なものについて基礎づけられるべきであるといふ考え方を前提にして質問しておられるように思われるが、まず第一にいわなければならぬことは、ウニーバーの「神々の争い」というのは普通にいわれる意味での価値相対主義ではないということである。ウニーバーは、最高究極の価値判断が、われわれの行為を規定しわれわれの生に意味と意義を与えるところのかの「人格」の最も内面的な要素として、なにか「客観的に」価値あるものを感じられることももであり、実際にわれわれがそれを主張しうるもの、ただこの最高究極の価値判断がわれわれにとつて妥当するものとして、われわれの最高の生活価値

から流れ出るものとして現われ、かくして生における諸々の抵抗との闘いのうちに展開されるからこそであるといふ。われわれが自分の生をかかわらしめるところの価値が、たとい個々の場合には全く各自の個性(Individualität)の世界の内部にあるとしても、人格が価値としての妥当を要求するところの関心事のために「生き通すこと」が、まさしくその人格にとって自己をかかわらしめる理念として妥当するというのである。いすれにしてもこのような「価値への信仰」を前提してのみ価値判断を外部に向つて主張する企ては意味をもつてゐるのであるが、かかる価値の妥当性を評価することは信仰の問題であり、また恐らく生および世界の意味を思弁的に解明し考察する場合の仕事であつて、経験科学はそうした事柄を扱うものではないといふ。これらのウニーバーの価値判断についての考え方を理解するためには、単純に相対的と絶対的、主観的と客観的という図式で割り切ることは適當ではない。「客観的」ということが経験科学的な基礎づけを意味するなら、絶対的価値判断の客観的基礎づけはウニーバーにおいては初めから断念されているといわなければならぬ。しかしこのことは、すべての価値判断の立場をそのまま固定化して、対等に並列させることを意味するのではない。「神々の争い」は決して直接的な主観と主觀の争いではないのである。それは、互いに他の理念との闘争のなかで、徹底的な自己批判を通して、限りなく自己を起えてゆく弁証法的構造をもつた「価値への信仰」として、つねに内に超越性を含んでゐる。この意味において価値判断の単なる主觀性、相対性は超えられているといえる。

# 経済政策論の位置づけのために

前川忠良

（長崎大学）

マルクスは経済学の方法について、「経済学批判序説」、「資本論」

その他、いわゆるプラン等を残しているが、マルクスの終世の目標

となつた「資本論」さえ、未完成の中に死去し、かつ世界経済論、

経済政策論等の方法については、明確な形で展開された著述はない

といえる。従つて、経済政策論の方法については、「資本論」の具

体化という問題意識から、種々の議論が展開されている。しかし、

一般にマルクスのプランや「経済学批判序説」等を基準とし、「資

本論」の解釈に重点が置かれているが、ここではそれらについての

論評ではなく、マルクスの幾つかの基本的思考方法を積重ねること

によって、経済政策論の方法についての試論を展開する。

（註）われわれが、少し変った立場からマルクスの発展を志すとき、マルクスの名を用いなければ、マルクスを盗むものと云われ、マルクスを用いれば、マルクスをかたるものと非難を受ける場合がある。マルクスの解釈にとどまることは、経済学の発展に必ずしも結びつかない。マルクスの思想の枠を越える

という発言は、誤解を受ける表現であったが、前記の批判に対する断りの意味である。

## 一 マルクスの幾つかの思考方法

ものとし、社会の論理、商品の論理は、歴史的発展段階の形態規定との関連に於て、その論理次元を区別する。

(a) マルクスは、経済学すなわち「資本論」を、資本主義社会の運動法則としてとらえると同時に、発展法則として表現し、かつ恐慌をその必然性として論理の結論に置いた。

## 二 マルクス理解の立場

(a) マルクスは「ユダヤ人問題によせて」から、その全理論体系の確立にその一生をかけ、特に「資本論」の刊行に際しては、「経済学批判」を「資本論」の名のもとに書きかえ、かつ全四冊は一つの芸術的全体をなしているとい、また全面的書きかえの必要性を述べたこと等から、マルクスが晩年考へていた経済学の方法は全著述内容の変化を慎重に見る必要があろう。

(b) 例えは、「物神性」の位置づけについては、「経済学批判要綱」、「経済学批判」、「資本論」初版本、「資本論」現行版に至るまで、内容上乃至は比重上の変化が見られ、特に「資本論」初版と二版との内容変化は、価値形態論及び物神性に於て著しい。

## 三 社会的概念規定としての「資本論」

(i) 社会的概念は、社会的存在乃至運動の反映である限り、その概念内容も常に変動し、生成、発展、消滅の過程をたどるが、その全過程を貫く概念一般は、その自己否定点に於て自己完成し、自らの本質を明らかにする。商品生産の発展は、その自己完成的否定点に於て、貨幣を生み、更に資本を生む。資本主義社会に於ける恐慌

(i) マルクスは社会を土台、上部構造の関係に於てとらえ、経済的諸問題を土台として基礎づける。

(ii) マルクスは資本主義社会を商品生産の発展の結果としてとらえ、かつ社会の発展もまた自然法則として物の発展として、従つて商品生産社会では社会的物としての商品発展の必然性としてとらえ、その限りに於て、社会科学としての客觀性を主張する。具体的、歴史的には疎外論として、論理の前提としては物神性をおくる。

(iii) マルクスは運動の根源を矛盾に於てとらえ、人類歴史の経済的発展を、人間と自然との矛盾、人間と人間との矛盾、及び両者の矛盾の關係として、社会の構成、運動をとらえ、かつ発展段階の相異を形態規定によって区別する。従つて、全人類的には、生産力を矛盾の動因とするが、特定の発展段階に於ては、逆に社会科学としての一定の法則性をもつものとして、従つて生産關係または、商品の価値法則に規定されるものとする。換言すれば、社会及び商品の自然的側面と社会的側面との矛盾の關係としてとらえられる。人間もまた同様である。この関係は、土台、上部構造論と相俟つて十文字的構成をなし、運動はそれらの諸關係の上に展開される。

(ii) マルクスはその認識論から、論理は歴史と照応の関係にある

は資本の自己否定としてあらわれるが、景気変動は商品次元、貨幣次元の自己否定的運動の表現である。

(ii) 歴史の一時点は現在肯定であるとともに、現在否定である。

資本主義社会は歴史に於ける一段階として、それに特有な法則をもち、それは自己肯定の論理を構成する。しかし同時に、資本主義が歴史の一段階にすぎないという意味では、人類史的に規定された生成、発展、消滅の過程をたどる。それは自己否定の論理を構成する。前者を無矛盾の循環論理とすれば、後者は矛盾の動因たる生産力、従つて商品論理的には使用価値視点の導入された発展論理である。資本主義經濟の解明は、資本主義特有の運動法則を明らかにするとともに、その発展法則を明らかにするものとされるが、それは資本一般の自己肯定と自己否定の歴史乃至は論理を明らかにすることである。すなわち、循環論理は矛盾の相互依存の面を、発展論理は矛盾の相互排反の面を基盤とする。

(ii) 循環論理と発展論理は本来矛盾の関係にある。かつ論理は無矛盾であることを原則とする。この両者の論理は如何にして統一されうるのかは、社会的概念の自己完成的否定の論理との関係に於てである。資本主義社会の生成、発展、消滅の全過程を貫く概念一般は、その自己否定点に於て自己完成し、論理的資本概念一般として、歴史と論理が完結された形に於て、かつ資本の循環論理が発展論理と照應関係に於てとらえられる。また商品、貨幣、資本という歴史的發展段階の相異は、論理的には論理次元の相異としてあらわれる。従つて、資本の論理的本質は、歴史的、具体的な恐慌の時点に於て明らかにされる。「資本論」は社会的概念規定であることによつて、

その概念内容は無矛盾の循環論理構成を編別構成の根幹としてとるが、発展論理を内包する関係に於て表現される。もとより論理的考察の出発点は現実的恐慌であり、その論理的終局点は資本の自己否定である。

#### 四 経済政策方法論の位置づけ

(1) 「資本論」は完結した循環論理形式をとるが、矛盾の論理としての発展論理は、二側面論として内包されている。しかし、この商品、貨幣、資本の発展論理は、即、歴史ではない。資本論の具体化の問題は、その単なる延長ではなく、抽象次元の相異として展開されねばならない。

(2) 資本論の後半体系は、商品、貨幣、資本の発展とは決して同次元ではない。人間主体、場所乃至自然地理的条件、時間等矛盾の運動因一般が導入され、二側面論を補足するものとして、より具体化された次元である。それは経済政策原理論の対象として現われ、決して「段階論」ではない。資本一般が規定されるように、国家一般、使用価値一般、乃至資本主義経済政策一般という規定は可能である。

(3) 及び(2) 前述の論拠により、経済政策論は三位一体的三つの分析視角に於てとらえられる。経済政策原理論、経済政策史、現状分析(恐慌論、中小企業論等)であり、かつ恐慌論に於て、経済政策原理論、経済政策史が統一的にその本質に於て理解されるだろう。

(註) マルクスは「ドイツ・イデオロギー」に於て、その社会学の大綱を暗示する。簡単にいえば、物質的欲望(食欲)、欲望の充足が生み出す新たな欲望(人間的欲望)及び性欲は、

逆に経済学乃至経済政策学が社会学の原理論に前提される関係と考えられよう。

(4) 政策論は社会の矛盾を対象とするものであっても、分析視角は政策主体によって限定される。具体的には国家政府であり、経济的権力の意志の反映されたものである。

(註) 資本の論理が貫徹する社会であっても、そのためには一定の社会秩序が必要であり、更にその矛盾の解決のために國家権力が導入される。それは暴力が価値法則に對して相対的独立性をもつからである。

労働組合運動等、政策に影響を与えるとしても、それは資本の論理に於て実現されるにすぎない。それは労働組合運動論として、経済政策論と區別すべきだと考える。

(5) 経済政策論については、客観的価値判断が問題とされるが、生産力の発展は歴史の方向であっても、価値判断は主体の問題にすぎない。われわれは政策を明らかにし、その必然の歩みをとらえることが出来ても、どの政策が客観的価値判断に一致するか否かの判断を、経済政策論の方法論に持ち込むことは、経済政策論の位置づけを混乱させるのみだろう。

(註) マルクスは人間社会を自然の発展として、質的転化を遂げたものとして、社会の発展法則を見、自然一般と区別する。人間と猿との差異は生産というものに表現された、人間の手と意志の存在に於てとらえる。自然界の相互関係は自然法則に基づく單なる関係にすぎないのに対し、人間の自然に対する関係、乃至人間と人間の関係は、矛盾の関係と云える。人間の自然に

歴史の前提であると同時に、社会の、従つて人間の三つの契機である。表現をかえれば、生産力、社会状態、意識の三つの契機である。しかし、マルクスが「ドイツ・イデオロギー」的分析から抽象された「資本論」では、性欲は捨象された。マルクス以後、性欲の社会科学的試みは行われなかつた。エンゲルスの「家族、私有財産、国家の起源」に於てさえ、マルクスの社会学的体系を充分展開することは出来なかつた。しかし社会は基本的には食欲と性欲の発展に於ける矛盾の関係であろう。

マルクスは人間社会の歴史を経済的発展として基礎づけた。小生はこのことを、発展としての歴史は物質的生産以外にないと理解する。例えば、キリストの人間的偉大さは、現代世界にどれだけ普遍的でありますか。性愛、肉親愛、同朋愛、人類愛としての人間の自己犠牲愛へ発展は、人間の動物的次元を自己否定し、自己完成にすゝむ。それは物質的生産技術の如く、歴史に於て繼承されるものではなく、人間個人の一生の発展に於て実現される可能性にすぎない。

こゝに、発展としての歴史法則と歴史事実とを区別し、「資本論」の法則と、現実の社会の矛盾との同一性と異質性との区別の理由があり、「資本論」の次元とその具体化としての「社会学」的次元の相異を見る。政策原理論と経済政策史、現状分析の経済的視角に對し、更に現状分析に於ては、社会的矛盾の問題として、社会学的要因の導入の必要性もそこにある。その意味で、「社会政策」は経済政策の単なる一分枝でもなく、また社会学的問題が、経済原理論に前提づけられるのではなくして、

対する矛盾は技術の発展を生み、人間社会の矛盾は人間の社会的実践となつて現われる。何れも人間意識を前提とし、意識のないところに矛盾はないと言える。人間と自然との関係と、人間と人間との関係は厳密に区別されねばならず、自然的概念、技術的概念、社会的概念の区別を主張する理由もある。

マルクスが社会の法則としてとらえたものは、社会的物としての商品の発展乃至循環論理であり、それは現実の社会の一定の抽象の次元に於ける、主体への一般的な反映にすぎない。現実の社会に於ける人間の実践として、選択の可能性を否定したわけではない。従つてまた、生産力の発展の必然性と価値判断とは必ずしも一致するものではない。価値判断は主体の問題であり、政策主体の価値判断に基く実践乃至結果という事実があるにすぎない。

経済政策論を資本主義社会を対象とするものと限定し、社会主義社会に於けるそれを計画経済として区別する理由は、政策主体の目的意識的実践とその実現可能性の相異によるのである。従つて、経済政策に於ける経済的権力とは、資本主義社会のそれを意味する。

技術は自然法則の目的意識的適用が、客観的体系として、主体から離れて客体化されたものであり、技能と区別される。また技術に関する記述乃至技術の対象化された機械や装置である。生産には個人的生産と、分業、協業による社会的乃至集団的生産がある。マルクスは分業、協業を生産力の発展としてとらえる。従つて、集団の生産組織技術は可能であるが、そこには

集団意志の統一が条件として必要である。従つて、一般に集団による生産は、統一意志によつて規定された意志分業体系と、過去の生産意志の対象化された機械や装置との統一に於て実現される。

資本家は多数の労働者を雇傭し、資本家の意志統一による集団生産を行う。社会主義社会に於ても、国家の意志規制による計画経済が展開される。従つて、統一意志による集団生産技術の適用は、意志通りの目的を実現する。しかし、資本主義社会に於ては、技術という意味での目的実現の保証は、経済政策には存在しない。そこには可能性の单なる模索があるにすぎない。もちろん、経済政策が国家権力を背景とする限り、個々の経済政策はその限りの意志規制に於て、目的実現の保証は存在する。

しかし、資本主義社会に於ては、自由な意志の相互関係に於て、価値法則乃至資本の論理が貫徹する。従つて、個々の政策は資本の論理に埋没し、長期的な資本主義の法則としてみた場合には、歴史に於ては何らの意義も持ち得ず、「資本論」に於ける主体の捨象としてあらわれる。従つて、経済政策の可能性は客観的法則に規定された限りに於てであり、短期的には可能性の選択は幾つか存在しうる。何れを選ぶかは、人々の価値判断の問題であり、実践の問題であつて、そこに法則としての客観的価値を求めるることは無理である。その意味で客体の法則と主体の価値判断は次元を異にする。原子力の競争利用と平和利用とは主体の価値判断の問題であり、原子力は実践のための可能性としてあらわれる。現実的には「あること」は特殊、具体的で

あり、特殊、具体的とは「ありうること」である。科学はその意味で、限定された「可能性」でありうる。

(註) 本論の叙述は、学会に於ける発表レジメを沿んどそのまま転載し、質問に関連して、(註)に於て附加する形式をとつた。紙面の都合上、充分解答出来なかつた点は後日機会を求めることとするが、経済政策論の経済学体系に於ける位置づけは、基本的問題であつて、單にマルクス経済学だけの問題ではない。こゝではマルクス的理解の上での一試論であり、単なるマルクス解釈の枠を越えようとする冒險的姿勢であったことは理解して載げると考えるが、諸先生の御指摘にはいろいろ啓蒙されるところが多かつたことにつき感謝致します。

## 参考

- (註) 拙稿「経営と経済」  
II 「上部構造の相対的独白性について」  
II 「歴史論理・照応・不照応の問題」  
II 「経済政策論の位置づけのために」

# わが国の産業集中度と利潤率

—一九六一～一九六五年—

## 一はじめに

ある産業において市場成果が望ましいものである為には、その産業が長期に亘つて他の産業よりも高い利潤率を享受することがあつてはならないと考えられている。何故なら競争が自由に作用する限り、このような利潤率の高い産業にはもつと多くの資源が流入し、供給が増加することによって価格が下り、利潤率は他の産業と平均化すべきであると考えられるからである。ところである産業において利潤率を高める為に競争を制限し、独占あるいは有効な通謀的寡占を可能にする為には、就中当該産業において集中度が高くなればならないと考えられる。J·S·ペインは市場成果を規定する要因として特に市場構造の重要性を指摘したが、市場構造の中でも産業の売手集中度は独占あるいは通謀的寡占を生ぜしめる特に重要な要因である。ペインの“Relation of Profit Rate to Industry Concentration: American Manufacturing 1936—1940”Q.J.E. Vol.65, No.3においてはアメリカ製造業の売手集中度と利潤率の関係が検討され、就中集中度の高い産業と集中度の低い産業の間には利潤率にかなりの格差があることが指摘されている。ところがわが国において行なわれた同じ方向の研究は小宮隆太郎教授の『日本における独占と企

松代和郎

（神戸商科大学）

業利潤』〔企業経済分析〕昭和三十七年所収)を始めとして、利潤率は産業集中度とそれ程高い相関を有しないだけでなく、ペインの指摘したような高集中度産業と低集中度産業の利潤率の格差もわが国では認められないとされ、現在もこのような見解が支持されているように思われる。本報告は最近の五年間(一九六一～一九六五年)のわが国の製造業についてこの点に関する検討を改めて行ない、少なくともペインの指摘した程度の関係はわが国においても明確に認められることを明らかにする。

## 二仮説

ある産業において、産業の売手集中度が高ければ、その事がその産業において独占乃至通謀的寡占を可能にし、それ故に又そのような産業では利潤率も高くなるというのがここで検討される仮説である。ところで利潤率に影響を与えるのはこのような意味における産業の売手集中度のみではない。それぞれの産業における需要と費用の状況や参入の難易もその産業の利潤率に対して大きな影響を与えるであろう。しかし今かなり多數の標本となる産業を、集中度の高低によって二つのグループに分けるならば、需要と費用の条件の相違はこれらのグループの間にほぼ平均化して現われるであろうと想

像される。従って個々の産業における需要と費用の状況の相違にも拘らず、もしわれわれの仮説が正しければ、高い集中度の産業は低い集中度の産業より高い利潤率を示さねばならないと考えられる。その上高い集中度の産業は低い集中度の産業に比して通常参入の障壁も高いから、このことによっても高い集中度の産業グループは低い集中度の産業グループより高い利潤率を示すことが予想されるのである。

### 三 利潤率の計測

産業集中度に対応させられる利潤率の指標としては、さし当たり売上高利益率、自己資本利益率、総資本利益率が考えられるであろう。ところでわれわれは市場支配力を反映する指標として売上高利益率をとることはできない。売上高利益率は、価格の平均費用に対する比率に対応する指標であるが、たとえ売上高利益率が高くても資本回転率が非常に低いような産業では資本利益率は低く、必ずしも市場支配力が大きいとはいえないからである。そこで問題となる指標としては自己資本利益率と総資本利益率が考えられるが、われわれはこのうち自己資本利益率をすることにする。その理由は先ず第一に経営者が先ず関心を持つのは自己資本利益率であり、自己資本の他人資本に対する割合はその産業の成長性や安定性に応じて定められる、いわば投入量の組合せの問題と考えられるからである。したがって市場支配力が全く存在しない競争的一般均衡を仮定しても、そこで自己資本利益率は均等化するが、総資本利益率は均等化しないと思われる。更に最近のアメリカの製造業についての研究においては、適当な集中度の尺度を見出すことができない。以上

替品を含めた市場の集中度によってその効果が大きく影響されるから、狭い特定商品のみについて測られた集中度は余り意味がない。又企業が多角化している場合、各企業がほぼ同じ商品に同じ割合で多角化している場合には、それら多種生産物の合計についての集中度を求めるによつて市場支配力の程度を推測することができるが、各企業がかなり異なった種類の商品に異なった割合で特化している場合には、適当な集中度の尺度を見出すことができない。以上

では自己資本利益率は産業間自己資本比率の相違によって余り影響を受けないが、総資本利益率は産業間自己資本比率の相違によつてかなり影響を受けることが明らかにされており、このことからも自己利益率をとる方が望ましいと思われる。又われわれは税込利益率ではなくて税引後利益率をここでは問題とする。それは市場支配力の全く存在しない完全競争的一般均衡において産業間で均等化するものは、税引後利益率であると考えられるからである。

なおある産業に属する個々の企業の自己資本利益率から産業の利益率を導く為には、われわれは個々の企業の自己資本利益率の単純平均ではなく、産業の自己資本合計のうち個々の企業の自己資本の占める割合で加重した、個々の企業の自己資本利益率の加重平均を用いた。これは産業内各企業の自己資本合計で各企業の税引後当期利益を割ったものに等しい。又われわれは最近の五年間を対象としているから、集中度と対照させられるのはこのようにして得た特定の期の産業利益率の対象期間五年間にについての単純平均である。

### 四 産業の選定と産業集中度の計測

企業の利潤率を当該産業の集中度と対照させる場合には、そこで測られた産業集中度がその産業における市場支配力をかなりよく反映したものでなければならない。このような見地から見れば、輸入額が国内生産額に比して特に多いような産業では、国内生産額のうちにおける各企業の占める割合を問題としても余り意味がない。又外は主として通産省統計調査部編の種々の年報に掲げられている全国出荷額と各社の営業報告書記載の各社出荷額から計算した。

業種		1社(%)	2社(%)	3社(%)
1 石砂	炭 糖 ル 計 ト が 品 船 ス ム ブ グ ル ン*1	12.5 12.4 46.5 15.9 17.5 13.8 16.6 20.3 52.6 74.4 34.4 27.2 17.2 39.3 40.9 13.3 30.2 28.2 16.6 63.3 20.9 26.9 25.7 62.9 39.5 29.8 49.8 24.6 12.0 56.8 26.8 24.1 18.7 23.1 42.1 11.9 45.3 52.6	21.3 23.8 72.8 31.1 34.7 26.0 31.5 38.3 89.5 100.0 54.5 54.2 31.6 74.9 63.2 25.9 54.0 45.8 29.3 86.4 38.0 45.6 49.3 87.9 60.5 45.8 77.6 39.3 23.9 69.1 42.1 45.7 35.7 44.3 71.9 20.2 83.6 74.9 29.3 34.4 81.4 49.9 53.3 41.5 63.8 86.7 27.7 -*4 -*4	29.3 35.2 97.1 40.5 47.5 32.1 40.3 47.4 100.0 100.0 61.4 76.8 43.4 92.5 91.5 35.0 59.8 54.1 37.0 92.8 48.1 57.3 62.2 96.1 79.1 58.7 84.4 49.4 34.4 81.4 49.9 53.3 41.5 63.8 86.7 27.7 -*4 -*4
2 ビ 3 洋 4 セ 5 耐 6 石 7 造 8 板 9 写 10 自 11 動 12 車 13 線 14 ミ 15 ア 16 フ 17 小 18 石 19 塗 20 時 21 鉄 22 力 23 自 24 鋳 25 牛 26 鉄 27 ピ 28 食 29 植 30 自 31 蒔 32 薔 33 ベ 34 人 35 信 36 自 37 歯 38 万	火 油 ガ ガ ラ イ チ ユ ン ブ ル 一 チ ニ ア リ ケ シ ミ ア ル ロ ロ エ 麦 及 び 合 成 洗 料 計 鋼 メ 動 鐵 乳 及 道 牛 及 道 ア ノ 及 オ ル ガ ン 食 肉 加 工 品 ソ モ 物 性 油 脂 及 び 輪 車 轆 池 (平 ゴ ム ベ ル ト, V コ ン ペ ア ゴ ム ベ ル ト, そ の 他 の ベ ル ト) 黒 鉛 電 極 号*3 車 き 筆	12.4 46.5 15.9 17.5 13.8 16.6 20.3 52.6 74.4 34.4 27.2 17.2 39.3 40.9 13.3 30.2 28.2 16.6 63.3 20.9 26.9 25.7 62.9 39.5 29.8 49.8 24.6 12.0 56.8 26.8 24.1 18.7 23.1 42.1 11.9 45.3 52.6	23.8 72.8 97.1 40.5 47.5 32.1 40.3 47.4 100.0 100.0 61.4 76.8 43.4 92.5 91.5 35.0 59.8 54.1 37.0 92.8 48.1 57.3 62.2 96.1 79.1 58.7 84.4 49.4 34.4 81.4 49.9 53.3 41.5 63.8 86.7 27.7 -*4 -*4	35.2 97.1 40.5 47.5 32.1 40.3 47.4 100.0 100.0 61.4 76.8 43.4 92.5 91.5 35.0 59.8 54.1 37.0 92.8 48.1 57.3 62.2 96.1 79.1 58.7 84.4 49.4 34.4 81.4 49.9 53.3 41.5 63.8 86.7 27.7 -*4 -*4

\*1 昭和39年 \*2 昭和37年 \*3 昭和37年 \*4 不詳

## 五 結 果

われわれの選定した三八の産業について産業の二社及び三社累積集中度と先に述べた意味での産業平均利潤率を対照させ、三社累積集中度の高いものから順に並べて見ると第2表のようになる。

これを見ると集中度が低くなるにつれて利潤率が下がつて行く傾向が大体認められる。しかし相関はそれ程明らかでない。このこと

は三社集中度が不明な歯磨と万年筆の三社集中度を推定によって九〇%以上と考え、集中度十位分位数に応する産業数とそれらに所属する産業の利潤率の平均を対照させると更にはつきりする(第3表)。

しかし試みに各産業の三社集中度をこれらの階級の代表値によつて表わすこととし、それらと各々の産業の利潤率との相関係数を計算して見ると〇・六四であった。また集中度の指標として二社集中

第2表

業種	3社集中度(%)	2社集中度(%)	利潤率(%)
1 写真機	100.0	100.0	10.1
2 板ガラス	100.0	89.5	12.1
3 ブルガーランド	97.1	72.8	10.7
4 鋳鉄	96.1	87.9	14.1
5 管	92.8	86.4	10.4
6 計算機	—	83.6	21.1
7 鋳物	92.5	74.9	20.5
8 歯科用具	—	74.9	15.1
9 年鑄	91.5	63.2	7.4
10 万メートル	86.7	71.9	12.4
11 信託	84.4	77.6	14.6
12 自動車	81.4	69.1	19.6
13 牛乳	79.1	60.5	12.1
14 人造乳	76.8	54.2	6.4
15 黒鉄	63.8	44.3	6.3
16 自動車	62.2	49.3	14.4
17 小麦	61.4	54.5	12.0
18 鉄道	59.8	54.0	11.5
19 鉄力	58.7	45.8	11.0
20 酸及電	57.3	45.6	5.6
21 石膏	54.1	45.8	12.9
22 薔薇	53.3	45.7	5.2
23 製品	49.9	42.1	12.7
24 食肉加工品	49.4	39.3	12.8
25 鋼	48.1	38.0	7.9
26 セメント	47.5	34.7	7.2
27 鋼線	47.4	38.3	9.3
28 電線	43.4	31.6	7.9
29 ベルト	41.5	35.7	8.4
30 石油	40.8	31.5	6.0
31 油紙	40.5	31.1	5.4
32 油脂	37.0	29.3	11.8
33 砂糖	35.2	23.8	1.0
34 植物油	35.0	25.9	2.2
35 耐火	34.4	23.9	8.1
36 石灰	32.1	26.0	7.8
37 転石	29.3	21.3	△3.4
38 自由	27.7	20.2	4.7

と〇・六五である。われわれはこのような相関係数の値にはそれ程の重要性を与えない。しかしここで計算された利潤率とわが国の三社乃至二社累積集中度の間の相関係数はベインが調べた一九三六年から一九四〇年までのアメリカ製造業の利潤率と八社累積集中度との間の相関係数〇・三三より高いということは注目に値する。

第2表においてもと目立った特徴は産業の三社累積集中度が四九%以上の産業と四九%未満の産業では(あるいは三社累積集中度で表わせば三九%以上の産業と三九%未満の産業では)産業の利潤率にかなりの差があるということである。三社累積集中度が四九%以上である二四の産業では、それらの産業の利潤率の平均が一二・一%であるのに対して三社累積集中度が四九%未満の一四の産業ではそれらの産業の利潤率の平均が六・〇%である。嘗てベインは一

九三六年から一九四一年までの

期間についてアメリカ製造業の

四二産業のうち上位八社が産業

出荷額の七〇%以上を占めてい

る産業と上位八社が産業出荷額

の七〇%未満を占めている産業

との間で利潤率に明確な格差があ

ることを認めた。その場合八

社累積集中度が七〇%以上の二

一の産業の利潤率の平均は一

二・一%であり、八社累積集中

度が七〇%未満の二一の産業の

利潤率の平均は六・九%である。われわれは日本の場合における上位三社の累積集中度が四九%以上の産業と四九%未満の産業の間の分界線(あるいは二社三九%以上と三九%未満の間の分界線)が一九三六～一九四一年のアメリカ製造業における上位八社七〇%以上の産業と七〇%未満の間の分界線に対応するものと考える。

わが国の場合についてさらに、三社累積集中度が四九%以上である二四の産業のグループと四九%未満である一四の産業のグループのそれぞれの利潤率の平均値の差に関して有意性の検定を伴なうと、これら両グループの利潤率には差があるという命題が〇・一%より小さい危険率で確定される。この有意水準の値もベインの得た結果と一致するものである。

以上が結果の大要であるが、この結果は最近わが国でとみに問題となつて来た合併問題に対しても重要な示唆を与えているように思われる。すなわち王子製紙、十条製紙、本州製紙の合併、八幡製鉄、富士製鉄の合併は、もしそれが実行されれば、まさしくわれわれの指摘した分界線より下にある産業が分界線より上の位置に自己を押し上げるという結果をもたらすのである。

市場構造と市場成果との関係についてわが国ではこの種の実証的研究の累積が待望されている。このたびの御報告は、この期待に答える力作として私としてはきわめて高く評価したいと思います。しかしそれだけにまた教えて頂きたい点もいくつかあります。以下そのうち若干のものをとり上げて見ます。お教えを得られれば幸わせです。

### 質問一 (神戸大学 新野幸次郎)

市場構造と市場成果との関係についてわが国ではこの種の実あることを認めた。その場合八社の利潤率の平均は一

二・一%であり、八社累積集中

(一) 利潤率を測定するにあたって自己資本利潤率をとりあげられた意義はよくわかりますが、御報告ではそれを企業の行動原理と結びつけて説明されようとした。時間の不足もあってその説明がかならずしも十分でなかつたと思います。補つて頂けると幸せです。

(二) 報告でもおふれになつてゐた小宮論文では生産集中度と利潤率との関係はかならずしも明確になつていませんでした。あなたの計算結果と小宮論文のそれとが相違した理由について説明して頂きたいと思います。

(三) と関係があると思いますが、利潤率と集中度との関係に歪みをもたらすものとして、とくにそれぞの産業のこの期間の需給の成長率の相違があげられます。小宮教授が一九五六年上半期から一九六〇年上半期の利潤率であり、あなたのそれが一九六一年から六五年に至るそれであるということはこの関係にどのような歪みを与えているのでしょうか。お教えを頂きたく思います。

答 (一) ここでは企業は自己資本に対する利益率を最大にするよう行動するものと仮定し、自己資本と他人資本との割合はいわば投入量の組合せの問題として産業の成長性や安定性の程度によつて左右されるものと仮定して作業しました。このような仮定が正しいかどうかについては最近アメリカの製造業について M. Hall と L. Weiss による傍証がありますが、わが国の場合についてはまだやはり検討を要すると考えております。なお寡占的大企業が必ずしも利潤極大化を求めない。特に株主の為に利潤の極大化を追求することはない、

というボーモルや O. E. ウィリアムソンその他の考え方は、この報告のような産業グループの成果の比較にそれ程重大な影響を与えるようなものではないと仮定して作業しました。

(二) 質問二の(一)と同題旨のご質問を考えますのでそこで一括して答えさせて頂きます。

(三) 需給の成長率の産業間の相違が、集中度以外に利潤率に重大な影響を与える要因であるという点については、ご指摘通りと考えております。ただ需要に対する設備の適応は capacity-output relationship に反映されますが、これはそれ自身産業の競争の程度によつてかなり支配されております。したがつてさしありは産業における需給の成長率そのものが直接に産業の成果に影響すると考えなくともよいのではないかでしょうか。少なくともこの研究ではそのよう

に仮定して作業しました。

なお小宮教授の調査時期が一九五六—一九六〇年で報告者の調査時期が一九六一—一九六五年であるということから、この間の需給の成長率には産業毎にかなりの違いがあると思われますが、小宮教授の結果とこのたびの報告には調査及び計算の方法にかなりの違いがあり、したがつてこのようない調査期間のこのようない違いが及ぼした影響を知る為に両者を比較することは不可能です。この報告の目的是さし当り一九六一—一九六五年の期間について産業間における需給の成長率の相違といった攪乱要因の存在にも拘らず、どの程度利潤率が産業の集中度によつて支配されるかを確定することにあり、それ以上の立入った関係については残念ながら目下報告者は詳らかにすることができません。

## 質問二 (神戸大学 百々和)

(一) 小宮集計と松代集計の結果の違いが出て來た基本的な原因はどこにあるか。

(二) 利潤率に影響を与える産業需要の所得彈力性あるいは価格彈力性をいかに考慮したか。

答 (一) 産業の選定と集中度の計測の相違に基本的な原因があると思われる。小宮教授の計測では例えば国内生産額に比して輸入の比率が圧倒的に多い原油採掘が五社(実際には二社)一〇〇%の集中度として計算されている。また多角化した企業から成る産業の集中度を求めるのに、そのような企業の特殊な一製品のみについて集中度を計算している場合(たとえばラジオ受信機、綿紡績といった多くの産業)が多い。このような集中度のとり方では、集中度と関係ある産業の利潤率とは屢々対応しない結果を与える。

(二) 産業需要の所得彈力性乃至価格彈力性が産業の利潤率に影響を与えることは明らかだが、それが具体的にどのように影響を与えるかは単純ではない。したがつて又何らかのこれらを表わす変数を用いて偏相関分析の方法によりその影響を計測することも一般には困難である。そこで本報告では産業の利潤率に影響を及ぼす集中度以外の諸要因、特に産業毎の需要及び費用の諸条件の相違は、標本となる産業数が多い場合、高集中度の産業グループと低集中度の産業グループの間に平均化して現われるものと考え、集中度の異なるこれら両グループの産業利潤率の平均に有意な差があるかどうかについて集中度の影響を判定した。

## 質問三 (盛岡短期大学 浦野晴夫)

(一) 利潤率の測定に自己資本利益率をとられたが、その産業分野でどの程度の利潤率をあげているかを測る為にはその営業主体にどれだけの資本が機能したかがまず前提である以上、他人資本を含めて総資本対利益率を考えるべきではなかろうか。そしてその後にそのような利潤がどのように分配されているかと いうように論旨を展開すべきである。

(二) 「産業集中度と利潤率」なる論題の主旨に沿うためには巨 大企業が多くの場合多角経営をしている以上製品単位で考察するには問題がある。もっと構造的に巨大資本の利潤率と中小資本の利潤率で考えうるように業種を選定する必要があるのではないか。

(三) この「資料」の意義をむしろ中小企業分野での、専門化した中小企業(専門メーカー)の場合にはこの程度に利潤率が上がるという程度の資料の一つとして考えられるのではないか。なぜならこの資料で産業集中度が高いとされている業種のかなりの部分は斜陽ないし横這い的な中小企業の分野とされている業種が多いからである。

答 (一) ご質問の前半に対する報告者の答は本文の中に書いておりま すので、ここでは省かせて頂きます。後半に関して、利潤の分配関係に立入ることは細かい研究の為には必要なことと思いますが、産業間利潤率の比較の第一次的接近としてはそこまで立入る必要はないのではないかと思います。

(二) 巨大企業が多角化している場合でも、それらの企業が同種の商品にはほぼ同じ割合で多角化している場合には、近似的に産業の集中

度を測定することができると思います。しかし企業間における色々違った形での多角化がこの種の研究に最も重大な困難を生ぜしめるということは認めねばならないと思つております。又巨大資本の利潤率と中小資本の利潤率の相違はここではさし当たり問題にしませんでした。

(3) 報告者は第2表で集中度が三社四九%以上(二社三九%以上)の部門(第2表の上から二四の部門)を集中度の高い部門として一括したが、これらの部門の「かなりの部分が斜陽的ないし横這い的な中小企業の分野である」とすることには同意できない。ただこれらの部門に含まれる企業の一企業当りの平均自己資本規模を、集中度の低い残りの一四部門に含まれる企業の一企業当りの自己資本規模と比べると若干前者の方が小さいといえる。そこでご質問にお答えする為には規模別の利潤率の格差はどの程度のものなのか、それは今述べたわれわれの二つの産業グループの間の規模の差と相俟って、果してそれだけでわれわれの得た産業の利润率の格差を説明することができるかどうかを検討する必要があると思います。この点について報告者は、将来もう少し詳しく述べたいと考えております。

## 労働制約下の経済成長

藤枝省人

（慶應大学）

戦後の日本経済は急速な成長発展をもたらしたが、経済環境の変化も急激であったことは周知である。なかでも昭和三七年頃を転機として、資本蓄積と労働供給との間に顕著なギャップがあらわれてきたことは注目に値する。この傾向は一時的な現象と考えるべきではなく、したがって、今後日本経済が安定的な成長を持続していくためには、労働節約的な資本蓄積によってこの労働供給の制約をどのように克服するかが最も重要な課題となるものと思われる。

この報告は以上の問題意識のもとにおいて、労働供給量が相対的に稀少になるとき、最大の国民所得成長率を達成するためのプロセスを検討しようとするものである。

### 一 理論的アプローチ

この報告の理論的フレーム・ワークは国民所得分析と産業連関分析の結合という点にある。

それは、政府の財政政策による支出計画と労働供給量に対する制約条件を考慮したとき、産業別収支額を分析し、その最大化を達成するための最適国民所得成長率を考査することである。

まず、産業連関分析について最終需要の構成要素のうち、消費支出と輸出は目標変数として外生的に与えられるものと仮定する。民

間の設備投資は産業別生産関数を前提として、資本設備と労働投入量に関する費用を最小にするプロセスから導出される。すなわち、各産業における労働投入量と資本設備との間の代替関係は一次同次の生産関数、とくに、CES(代替の弾力性が一定)型生産関数によつて示されるものとしよう。この関数はコブ・ダグラス型生産関数よりも一般化された生産関数であり、ある一定の産出量において資本設備と労働投入量との間には代替性が維持されている。この場合には、設備投資は産出量が増加するときに必要とされるのみならず、さらに、実質賃金率の増加とともに、生産性を高めるために労働投入量に対し資本設備がとつて替るときにも発生すると考えられるであろう。

政府支出は政策変数として外生的に導入されるものと仮定する。以上の諸仮定から、CES型生産関数のもとで、外生的に決定された労働人口を完全に雇用して生産される各産業の産出量は、最終需要の総計である国民所得を決定することになる。

#### 1 産業連関モデルの構成

一国の経済社会はn個の産業から構成され、産業間の投入産出構造を次式であらわす。

$$(1.1) \quad X_{ij} = A_{ij}X_{it} \quad (i, j = 1, \dots, n)$$



ある。やなわら、産業連関表から各産業の産出額はどの様に算出されるか。

$$(1.14) \quad X_t = AX_t + BX_t X_t + CX_t - MX_t + BDX_t + C_t + E_t + G_t$$

ここで、労働投入量の制約条件式である、

$$(1.15) \quad \sum_{j=1}^n L_{jt} \equiv L_t = \bar{L}_t$$

を加えることによって、経済全体として各産業に対する最大の需要量を計算することができる。ただし、 $A$ は、 $t$ 行、 $t$ 列の要素が  $a_{ij}$  からなる投入係数行列、 $C$ 、 $E$ 、 $G$  は、 $t$ 期のそれぞれ消費支出、輸出、政府支出からなるベクトルである。 $L_t$  は、 $t$ 期においてすべての産業に投入された労働量、 $\bar{L}_t$  は、 $t$ 期に利用可能な労働制約量をあらわす。 $L_t$  は時間  $t$  の関数として産業連関モデル以外から決定される要素である。

(1.15) 式を産業別に産出量であるわすため、(1.6)ののような変換を試みよう。

(1.17) 例 (1.2) 式に代入し整理する。

となる。(ただし、

$$S'_{jt} = S_{jt} [\omega_{jt} \delta_j / r_j (1 - \delta_j)]^{-\frac{1}{\rho_1 + 1}}$$

したがって (1.15) 式は、

$$(1.16) \quad \sum_{j=1}^n S'_{jt} X_{jt} \equiv L_t = \bar{L}_t$$

のパラメーターを決定する問題は、(1.6)に考えることのができる。

(1.16) 式の  $L_t$  は時間  $t$ 、係数  $\alpha$ 、 $\beta$  の関数であるから、 $T$  期間全体において  $L_t \sim \bar{L}_t$  の形で定義するといふがわかる。

(1.18)  $Z(\alpha, \beta) = \sum_{t=1}^T [L_t - L(t, \alpha, \beta)]^2$   
(1.18) 式は、(1.6) 式であるだけ小数点以下二桁まである。 $\alpha$ 、 $\beta$  を選択すればよし。

## II 経済政策モデルによる日本経済の予測

経済政策モデルによつて日本経済の実証分析と予測をするにあたつて、まず統計資料に関する情報を整理しておこう。

このモデルに登場するパラメーターを推定するために、資本ストック、労働投入量、実質賃金、個人消費支出、輸出、政府支出等の変数と、資本コスト、産業連関の投入係数に関する情報が必要である。これらに関する統計資料はつまづ通りである。

資本ストック( $K$ )・産業別粗資本ストック (経済企画庁総合計画局調)

労働投入量( $L$ )・就業人口 (経済企画庁総合計画局調)

実質賃金( $W$ )・国調ベース

輸出( $X$ )・新中期マクロモデルの条件付予測Iの外生変数 (昭和三十三～三九年のトレンダム)

と書くべきである。

(1.14) (1.16) 両式は  $n+1$  個の方程式から構成され、 $\omega_{jt}$  に未知数は  $X_{1t}$ 、 $X_{2t}$ 、…、 $X_{nt}$ 、 $\omega_{1t}$ 、 $\omega_{2t}$ 、…、 $\omega_{nt}$  の  $2n$  個からなり、 $(C_t, E_t, G_t)$  は外生変数である。すなはち、すべての産業における平均的実質賃金率を  $\omega_t$  とし、各産業の  $\omega_{jt}$  ( $j=1, \dots, n$ ) は  $\omega_t$  の一次関数と仮定する。すなわら、

$$(1.17) \quad \omega_{jt} = \beta_{0j} + \beta_{1j} \omega_t \quad (j = 1, \dots, n)$$

ただし、 $\beta_{0j}$ 、 $\beta_{1j}$  は常数である。

方程式を解くことは簡単ではない。各産業の産出量  $X_{jt}$  を予測するプロセスは、以下に述べるステップを通じておこなう。

まず、平均的実質賃金率  $\omega_t$  を規定する指數関数  $\omega_t = \alpha_t g_t^\alpha$  を考えることにする。 $\alpha$ 、 $g$  は常数である。

(1.16) 式を満足する  $\omega_t$  を選択するためには、(1.6)のステップを検討すればよい。

(a) はじめに適切な関数  $w^t = \alpha_t g_t^\alpha$  を選択する。ただし、 $\alpha_t$ 、 $g_t$  は常数である。

$\widehat{\omega}_t = \alpha_t g_t^\alpha$  を用いて (1.14) 式を解き  $X_t$  を求める。

(b)  $X_t$  を用いて (1.16) 式から  $L_t$  を求め、

(c)  $\alpha_t$ 、 $g_t$  を変化させ、 $L_t$  と  $\bar{L}_t$  に接近するようにする。

ステップ(c)において、完全雇用を達成するまでに実質賃金率関数

政府支出( $G$ )・新中期マクロモデルの条件付予測Iの外生変数 (昭和二十九～三九年のトレンダム)

個人消費支出( $C$ )・新中期マクロモデルの条件付予測Iの結果

資本コスト( $R$ )・法人企業統計年報から算定

投入係数( $A$ )・昭和三八年産業連関表より作成

産業分類は(1.6)通りである。

1 農林水産業、2 鉱業、3 軽工業、4 重化学工業、5 建設業、6 公益事業、7 サービス業その他。

### 1 CES型生産関数の推定

CES型生産関数に労働投入量に関する均衡条件 (労働の限界生産力が実質賃金に等しい) を適用すれば、

$$(2.1) \quad \frac{X}{L} = \left( \frac{A^\rho}{1-\delta} \right)^{\sigma/\rho}$$

が得られる。ただし、 $\sigma = \frac{1}{1+\rho}$  である。同様にして、資本ストックに関する均衡条件 (資本設備の限界生産力が資本コストに等しい) を適用すれば、

$$(2.2) \quad \frac{X}{K} = \left( \frac{A^\rho}{1-\delta} \right)^{\sigma/\rho}$$

となる。したがって、

$$(2.3) \quad \frac{K}{L} = \left( \frac{A^\rho}{1-\delta} \right)^{\sigma/\rho}$$

が得られる。(2.3) 式を対数線型に変換し、 $K$ 、 $L$ 、 $\sigma$ 、 $\rho$  に昭和三〇～三九年間の統計資料をあてはめ、最小自乗回帰によるパラメーターの推定をおこなう。これによって得られたの推定値を用いて別途の推定をする。(2.3) 式から推定値を用いて労

計測結果		R	0.95452
$\log\left(\frac{K}{L}\right) = \sigma \log\left(\frac{\delta}{1-\delta}\right) + \sigma \log\left(\frac{\omega}{\gamma}\right)$		$\hat{\sigma}$	0.67050 (0.06944)
J log $\left(\frac{1-\delta}{\delta}\right)$	$\hat{\sigma}$	2.05783 (0.26923)	0.92979
1. 農林水産業	-1.61797 (0.17956)	0.78555 (0.13724)	0.88273
2. 鉱業	2.00691 (0.66659)	1.79841 (0.46340)	0.78086
3. 軽工業	-0.64034 (0.35761)	1.18351 (0.20788)	0.88165
4. 重化学生産業	0.92528 (1.08877)	2.22298 (0.24459)	0.94903
5. 建設業	-0.96350 (0.49968)	0.62605 (0.10369)	0.89305
6. 公益事業	2.34586 (0.56246)		
7. サービス業他	-1.86815 (0.23216)		

(注) ( )は標準誤差, Rは重相関係数。

#### p, δ, A の推定結果

A		0.01448
$\hat{\delta}$	0.00385	0.06033
1. 農林水産業	-0.51405	0.06576
2. 鉱業	0.49142	0.48198
3. 軽工業	0.27299	0.63534
4. 重化学生産業	-0.44395	0.14786
5. 建設業	-0.15505	0.00249
6. 公益事業	-0.55015	
7. サービス業他	0.59732	

労働分配率を算出すると精度が落ちる事が判明した。その方法はつきの通りである。労働分配率の実績値を $\varepsilon$ とすれば、労働投入量に関する均衡条件式を用いて $\rho = \frac{1}{\varepsilon} - 1$ とすればよい。

$$(2.4) \quad \frac{1}{1-\delta} = \left( \frac{1}{\varepsilon} - 1 \right) \left( \frac{L}{K} \right)^{-\rho}$$

が得られる。 $(2.4)$  式の $\rho = \frac{1}{\varepsilon} - 1$  を代入すれば、 $\rho$  が算出で

ある。パラメータ A は以上のとおりを生産関数に代入し、変数 X, K, L に昭和三〇～三九年の統計資料をあてはめて算出した(A)。以上のようにして得られた A,  $\rho$ ,  $\delta$  は上の表の通りである。

#### 2 日本経済の予測結果

これらの予備的作業の後、昭和四〇～四六年の期間における日本経済の条件付予測をおこなった。

まず、 $\varepsilon$ の期間の目標変数として、個人消費支出、輸出額、さらに政策変数として政府支出額をそれぞれ前記の値に設定し、また経済企画庁総合計画局の推定による就業人口を与件変数として導入する。

ケース I は、経済全体の平均実質賃金率が過去一〇年間のトレンドである五・八五%で上昇する場合。国民総生産はどのように変動するか、

合の国民総生産の変動を示したものである。 $\varepsilon$ のケースでは労働需要が急速に減退し、わざかに労働供給が需要を上回っており、したがって、労働供給の制約下で予想される最大の国民総生産はほぼケ

### カースト

平均実質賃金が5.85%（過去10年間のトレンド）で成長する場合

(単位: 10億円 35年価格)

年	度	39	40	41	42	43	44	45	46	備考
個人消費支出	実績値*	40	41	42	43	44	45	46	備考	
政府財貨サービス経常購入	12,291.9	12,959.8	13,970.6	15,124.4	16,444.3	17,945.6	19,639.1	21,538.8	測定の外生変数*	新中期マクロモデルの条件付予測
政府固定資本形成	1,773.4	1,798.8	1,861.8	1,956.8	2,056.6	2,161.5	2,271.7	2,387.6	同上*	
民間設備投資	2,222.9	2,483.1	2,840.2	3,337.8	3,885.2	4,390.3	4,900.0	5,387.6	同上*	
民間在庫投資	5,912.7	6,530.7	9,592.7	14,656.9	25,522.9	49,198.3	101,566.8	216,745.3		
輸出と海外からの所得	957.9	1,259.1	1,517.5	1,926.2	2,681.9	4,196.5	7,396.9	14,278.1		
輸入と海外への所得	3,191.3	3,767.7	4,227.3	4,780.9	5,467.1	6,259.8	7,188.4	8,283.4	同上*	
国民総生産	23,350.5	25,075.2	29,580.2	36,239.9	48,485.9	72,552.4	117,903.7	230,421.2		
労働需要量(千人)	44,968	47,882	53,309	61,983	77,890	108,950	172,079	301,850		
労働供給量(千人)	42,260	48,160	48,918	49,641	50,232	50,782	51,173	51,410	経済企画庁総合計画局推定	
労働需要量-労働供給量	-2,292	-278	4,391	12,342	27,658	53,168	120,906	250,440		
平均実質賃金(円)	327,187	342,027	362,028	383,220	405,638	429,355	454,481	481,052		
新中期マクロモデルによること	—	5,873.4	6,362.8	7,133.2	8,012.0	9,170.9	10,670.7	12,597.0		
新中期マクロモデルによること	—	25,514.9	26,614.1	29,265.9	32,387.5	35,964.9	40,114.5	44,928.3		

$$(注) \frac{\partial Z}{\partial \alpha} = -0.41356 \times 10^4, \frac{\partial Z}{\partial \beta} = -0.71555 \times 10^6, Z = 0.81661 \times 10^7$$

\* 「<sup>ii</sup>」景気循環モデルによる日本経済分析」経済審議会計量委員会編、1966年

ースⅡに示された推移をたどるものと思われる。

ケースⅠに比べてケースⅡでは、国民総生産の増加率は著しく低くなっている。これは実質賃金率が急速に上昇した結果、労働需要が減退し、費用最小化による最適資本装備率を媒介として設備投資需要が減退したためである。さらにケースⅡでは、昭和四六年に国民総生産がわずか前年より減少しており、なかでも設備投資は昭和四四年より減少しはじめ、昭和四六年には急激な減少が見込まれている点に注意しなければならない。これらに対する主な理由は、最終需要のうち個人消費支出、輸出額（目標変数）と政府支出（政策変数）が低く設定されていることにあると思われる。

この国民総生産の減少を防ぐためにはつぎのような手段が考えられる。ケースⅡにおける貿易収支は黒字を示しており、それ故に目標変数、なかでも個人消費支出をより高い水準に設定し、政府支出をより積極的におこなうことが望まれよう。

最後に、この政策モデルによる条件付予測をおこなうには、目標変数と政策変数をどのような水準に設定するか、が重要な前提となることは言うまでもない。今回の作業は政府の中期マクロモデルと対比することを目的にしているために、これらの変数も中期マクロモデルの数値を採用するにとどまっているが、今後は目標変数と政策変数についてもより詳細な分析をしたいと考えている。

#### 質問一 (中央大学 藤田至孝)

答 労働需要、供給の概念について賃金は実質賃金ではなく、名目賃金をとるべきではないか？

答 賃金上昇はたしかに名目賃金の上昇という形をとっていますが、

#### ケースⅡ 平均実質賃金が7.27%で成長する場合

(単位: 10億円 35年価格)

年 度	40	41	42	43	44	45	46
民間設備投資	5,807.1	6,989.9	7,597.6	8,105.9	8,092.9	6,961.7	2,632.4
民間在庫投資	1,216.8	1,365.9	1,514.6	1,666.5	1,800.6	1,883.4	1,799.3
輸入と海外への所得	3,585.9	4,031.7	4,463.2	4,907.2	5,310.9	5,586.6	5,143.4
国民総生産	24,447.4	27,224.0	29,848.9	32,718.4	35,339.8	37,257.7	36,885.7
労働需用量(千人)	43,119	45,230	47,198	49,076	50,515	50,985	48,783
労働供給量(千人)	48,160	48,918	49,641	50,232	50,782	51,173	51,410
労働需要量-労働供給量	-5,041	-3,688	-2,443	-1,156	-267	-188	-2,627
平均実質賃金(円)	391,118	419,529	450,036	482,748	517,846	555,509	595,885

$$(注) \frac{\partial Z}{\partial x} = 0.29651 \times 10^{23}, \frac{\partial Z}{\partial g} = 0.51114 \times 10^{19}, Z = 0.53263 \times 10^{14}$$

実質的な賃金水準を考慮しない名目賃金の変化はあり得ないのでないでしょうか。この報告のモデルはすべて実物的変数で構成されております。とくに、生産関数に登場する変数が市場の均衡条件を満足する、という前提をおくことからも当然賃金は実質賃金を考えなければならないと思います。

#### 質問二 (関西学院大学 丹羽春喜)

昭和四五年以降、GDPが成長しないという算定結果になつ

ているが(資料 ケースⅡの場合) これは非現実的だと思う。

これは生産関数が「規模に関する収穫不变」を前提しているからではないか

たとえば、次式のように

$$X_{it} = A_i [ \delta_i (K_{it})^{-\rho_i} + (1 - \delta_i) (L_{it})^{-\rho_i} ]^{-1/\rho_i}$$

「規模についての収穫進増率」 $\mu$ を導入した場合には、計算結果は相当異なってくるのではないか。

答 御指摘の点はたしかに問題になるところだと思います。私の計測結果では昭和四五年以降国民総生産が減少していくようになりますが、これにはいくつかの問題点を考えることができます。

この点ですが、産業別の生産関数をすべて「規模に関する収穫不变」と仮定していることも、御指摘のように問題になると思います。この

点は計測結果をみたときに気付いたわけですが、どのような生産関数は相当異なってくるのではないか。

数を前提にするかについては、御質問の御意見を十分に検討してみたいと思います。いずれにしても、国民総生産がある時点以降減少するという結果は、この報告に残された課題であり、今後十分検討しなければならないものと考えます。

## 経済成長の労働分析

畠 井 義 隆

明治学院大学

第1表 年度別の経済成長率と生産上昇率、就業人口増加率

(单 位 %)

年	度	経済成長率	生産性上昇率	資本生産性上昇率	資本設備率上昇率	就業人口増加率	生産年令人口増加率	就業化率上昇率	就業化率
第三期	1954	2.76	0.46	-3.40	3.86	2.30	1.80	0.50	69.01
	55	12.09	9.54	7.17	2.37	2.55	2.02	0.53	69.37
	56	8.46	6.04	2.61	3.43	2.42	2.05	0.37	69.62
	57	9.75	7.41	1.39	6.02	2.34	2.06	0.28	69.17
第四期	58	3.54	2.36	-3.65	6.01	1.18	1.98	-0.80	68.62
	59	13.23	11.89	5.46	6.43	1.34	1.77	-0.43	68.32
	60	15.22	13.70	4.12	9.58	1.52	1.58	-0.06	68.28
	61	13.92	12.49	2.18	10.31	1.43	1.77	-0.34	68.05
第五期	62	5.34	4.24	-6.85	11.09	1.10	2.22	-1.12	67.29
	63	12.01	10.84	1.12	9.72	1.17	2.60	-1.43	66.35
	64	10.52	9.09	-1.17	10.26	1.43	2.49	-1.06	65.67
第3期平均		8.27	5.87	1.95	3.92	2.40	1.98	0.42	69.29
4		11.48	10.11	2.03	8.08	1.37	1.78	-0.41	68.32
5		9.29	8.06	-2.30	10.36	1.23	2.44	-1.21	66.44
3~5期平均		9.71	8.00	0.81	7.19	1.71	2.03	-0.32	68.16

(注) 1) 資本設備率上昇率は野田他「4半期別粗資本ストックの推計」(『経済分析』第20号)より計算。

2) 就業人口増加率と生産年令人口増加率は「労働力調査」の年度平均値を用いて3ヶ年移動平均によって求めた。

のに資本生産性の向上と資本蓄積率の強化があつたらしいことになる。こうした推理を実証的な表によつて確めてみるとしよ。

第1表はこれらの関係諸数値をまとめたものである。一九五四年から六四年までの三一五期平均の経済成長率は九・七%であった。この高成長を可能ならしめた必要条件は、言うまでもなく総需要の旺盛な伸びであつたが、主たる十分条件は、生産性の上昇率が八・〇〇%という高率にあつたことは言うまでもない。一方就業人口の増加率も一・七一%と、この間の総人口の増加率〇・九九%を上廻る高い増加率があつたことは、経済成長の上で若干の貢献をしている。この高い労働生産性上昇率は第2式によつて資本生産性の上昇率と資本裝備率の上昇率の和になるが、一九五四一六年平均で前者は〇・八一%、後者は七・一九%となつてゐる。資本装備率上昇率が極めて高かつたが、これは固定資本投資が強行されてきたことを意味し、その間に資本生産性が僅かながらも上昇したことは、技術進歩が資本装備の強化に伴う低落を支えたということであろう。これによつて分ることはわが国の高度成長を十分条件的に支えた主力は設備投資であった。しかしながら、この設備投資も労働の裏付けなくしては行い得なかつたであろうから、就業人口増加率の一・七一%という高率は設備投資を支える他の一面の力として十分に評価してよい。

$$G = g + n_1 \left( \frac{G}{n_1} = \text{經濟成長率}, \frac{g}{n_1} = \text{勞動生產性上昇率} \right) \dots \quad (1)$$

第4表 産業別、期間別の就業人口増加率 (単位 %)

産業別	就業人口増加率(年度平均)				同対全産業平均値(年度平均)			
	第3期	第4期	第5期	3~5期	第3期	第4期	第5期	3~5期
全産業	2.30	1.30	1.24	1.65	—	—	—	—
農林水産業	-1.40	-2.75	-3.82	-2.56	-3.70	-4.05	-5.06	-4.21
鉱業	-3.16	-2.02	-7.67	-4.00	-5.46	-3.32	-8.91	-5.65
製造業	4.40	4.49	3.60	4.18	1.10	3.19	2.36	2.53
建設業	5.38	6.34	4.59	5.49	3.08	5.04	3.35	3.84
運輸業等	3.00	4.56	4.71	4.71	0.70	3.26	3.47	3.06
卸小売業等	5.37	2.11	3.35	3.60	2.07	0.81	2.11	2.05
サービス業	6.57	2.81	2.26	4.01	4.27	1.51	1.02	2.36

第5表 年次別、産業別の就業人口(戦後)と構成比

年次	実数			比率		就業化率			
	総数	第1次	(農林業)	第2次	第3次				
国勢調査	1947(昭22)	33,329	17,812	17,102	7,427	8,090	53.4	51.3	—
	50(25)	35,575	17,224	16,534	7,601	10,750	48.4	46.4	66.17
	55(30)	39,261	16,111	15,409	9,220	13,930	41.0	39.2	66.01
	60(35)	43,691	14,346	13,670	12,731	16,615	32.8	31.2	66.88
	65(40)	47,610	11,731	11,128	15,395	20,484	24.6	23.4	65.12
労働力調査 (三年移動平均)	1953(昭28)	39,270	16,540	15,960	11,320	11,410	42.1	40.6	68.45
	54(29)	40,300	16,440	15,910	9,270	14,590	40.8	39.5	69.01
	55(30)	41,327	16,920	15,770	10,070	14,967	39.4	38.2	69.37
	56(31)	42,327	16,100	15,560	10,590	15,637	38.0	36.8	69.62
	57(32)	42,917	15,630	15,080	13,260	14,040	36.4	35.1	69.17
	58(33)	43,423	15,120	14,570	11,550	16,753	34.8	33.6	68.62
	59(34)	44,003	14,660	14,110	12,000	17,343	33.3	32.1	68.32
	60(35)	44,670	14,330	13,760	12,580	17,760	32.1	30.8	68.28
	61(36)	45,310	13,980	13,410	12,850	15,430	30.9	29.6	68.05
	62(37)	45,807	13,510	12,940	13,880	18,417	29.5	28.2	61.29
	63(38)	46,343	12,960	12,440	14,340	19,043	26.8	28.2	66.35
	64(39)	47,007	12,440	11,880	17,770	16,800	26.5	25.3	65.67

(注) 「労働力調査」分は年度平均である。

意味している。第4表  
率は大きくなることを  
ばするほど、その減少  
のウエイトが低下すれ  
るならば、非成長産業  
のウエイトが一定であ  
れば、非成長産業の就  
業人口増加率は負値を  
示し、そして総就業人  
口と成長産業の就業人  
口の増加率が一定であ  
るならば、非成長産業

$$n_a = n_1 - n_b \mu_b$$

(5)

分ったことは、非成長産業の就業人口増加率は、全産業の就業人口増加率から、成長産業の就業人口増加率とその就業人口増加率との積になるものを差引いた値を、非成長産業の就業人口ウエイトで割ったものである。この式は  $n_a = n_1 - n_b \mu_b$  である。

第2表 産業別、期間別の成長率と生産性上昇率

(単位 %)

産業別	産業成長率(実質年度平均)				労働生産性上昇率(年度平均)			
	第3期	第4期	第5期	3~5期	第3期	第4期	第5期	3~5期
全産業	9.35	10.96	9.30	9.85	7.07	9.59	8.05	8.20
農林水産業	4.73	3.61	2.92	3.82	6.07	6.36	6.74	6.38
鉱業	2.85	-1.92	-3.16	0.01	6.01	0.10	4.51	4.01
製造業	13.25	13.53	7.74	11.82	8.85	9.04	4.14	7.64
建設業	10.46	18.69	14.39	14.47	5.08	12.35	9.80	8.98
運輸業等	9.51	12.90	6.94	10.02	6.51	8.34	2.23	5.61
卸小売業等	10.61	12.20	11.09	11.32	5.24	10.09	7.74	7.72
サービス業	7.00	9.97	15.35	10.31	0.43	7.16	13.09	6.30

(注) 1) 全産業は公務を含まない。2) 運輸業等は運輸・通信・電気・ガス・水道業である。3) 卸小売業等は卸小売・金融・保険・不動産業である。4) 産業成長率は経済企画庁の産業別純生産額を国民総支出deflatorを用いて算出した。5) 年度平均値は複利計算法による。

第3表 産業別、期間別の資本生産性上昇率と資本設備率上昇率

(単位 %)

産業別	資本生産性上昇率(実質年度平均)				資本設備率上昇率(実質年度平均)			
	第3期	第4期	第5期	3~5期	第3期	第4期	第5期	3~5期
全産業	3.30	1.46	-2.32	1.09	3.77	8.13	10.37	7.11
農林水産業	1.01	-0.11	-2.91	-0.44	5.06	6.47	9.65	6.82
鉱業	-18.36	-13.53	-14.69	-14.95	24.37	13.63	19.20	18.96
製造業	5.04	-0.75	-7.40	-0.44	3.81	9.79	11.54	8.08
建設業	-1.82	-4.10	-6.95	-4.02	6.90	16.45	16.79	13.00
運輸業等	-1.46	0.44	-4.36	-1.94	7.97	7.90	6.59	7.55
卸小売業等	5.71	3.99	-1.15	3.56	-0.47	6.10	8.89	4.16
サービス業	5.30	5.32	7.11	5.48	-3.87	1.84	5.98	0.82

(注) 算出方法については第1表を参照のこと。

全産業の規模で考えたこの問題を個別産業に置きかえて読むことは容易である。産業間にも成長の差がある(第2表)、その成長差を招いたものは必要条件としての投資と追加労働力の充足の可能性であった。それを数値として明らかにしたのが第2表および第3表である。戦後では鉱業は絶対的に非成長産業であり、農業は相対的に非成長産業であった。そして抜きんでて高成長を示しているのが建設業であった。業界人口需要の大きさと、十分条件としての生産物需要の大きさと、十分条件としての投資と追加労働力の充足の可能性であった。それらを用いて書かれており、業界人口に非成長産業だけを左辺に移してみると次のようになる。

$$N_{1n_1} = N_{a_1 n_a} + N_{b_1 n_b} \quad \text{--- (5)}$$

$N_{1n_1} = \frac{\text{就業人口} \times \text{就業率}}{\text{就業人口} \times \text{就業率}}$

この式に非成長産業、成長産業の就業人口ウエイト ( $n_a$  や  $n_b$ ) を用いて書き直し、更に非成長産業だけを左辺に移してみると

に示す農林水産業と鉱業の就業人口の減少加速化傾向は、それらの両産業のウェイトの低下に由因するところが大で、それがまたウェイトの低下をもたらしてらせん状に展開している。元来低生産性の非成長産業就業人口が高生産性産業へと移動することは、そのことでだけで大きな成長効果をもたらすが、先進国ではこうした産業構造変動の余地がないために、成長への効果が出て来ないのである。

三

戰前のわが国の産業別人口の変動の特色は、農林業人口が絶対的にはほぼ一定値を示しながら、相対的に減少していくといったところであろう。その点は第6表に示す通りである。この点の農業人口固定化の解釈をめぐって見解が二つに分れる。一つは偶然説であり、他の一つは必然説である。偶然説は経済成長のテンポが鈍く、労働需要の増勢が弱いために農村の自然増加人口を吸引するにとどまつたとする解釈であり、後者は農村には家と家業（農業）を保持することを宿命と考える倫理感があり、それが農業人口の一定化を要請したとする解釈である。この何れの説がより妥当かということを検討するためには、次の式に戰前六〇年間の長期データを入れて考えてみた。

$$(1880 \sim 1940) \quad 340 + 0.90 = (2.18 - 0.09) \times 0.403 + (3.18 + 2.59) \times 0.597$$

$$(1954 \sim 57) \quad 5.87 + 2.40 = (6.07 - 1.40) \times 0.213 + (5.17 + 4.69) \times 0.787$$

(1962～64)  $8.06 + 1.23 = (6.74 - 3.82) \times 0.132 + (6.65 + 3.39) \times 0.868$   
 $+ 3.46) \times 0.832$

戦前（1880～1940）と戦後（1962～1964）の両算式を比較して気のいいところ 1 つは、戦前の農林業と非農林業の労働生産性上昇率に 1% という差があつたことである。比率では両部門の労働生産性上昇率はほぼ二対三という大きな格差があつたが、戦後ではこうした格差は解消している。この格差の存在は、所得格差の拡張にも通ずるわけで、これは欲せざる事態と考えてよい。欲せざる事態は農民にとって自発的なものではないから、他から与えられたものとして、やはり低成長に基く低労働需要が偶然的に農村の超過労働力を吸収するにどもつたと解釈すべきであろう。結論的には偶然説を支持したい。しかしながら必然説を完全に排除してよいか、これだけの材料からでは多少の問題が残る。

二二

方程式 GC<sub>s</sub> の

ハロードの方程式  $G_C = s$  の式では、(Cを一定とする限り)  
 $G$  の値を  $s$  が決定する関係を示す。又  $G = g + n$  の  $G$  はハ  
 ロードの  $G_n$  にあたり、 $g$  は労働の生産性の上昇率、 $n$  は就業  
 労働人口の成長率)において、日本経済の  $n$  は将来非常に小さ

うことよりも、多分に短期の景気変動の解明に力点をおいていたようである。そういう意味では、 $G$  と  $G_n$  は基本的に同じ局面の概念であるようと思える。違いは一方が現実値であるのに対して、他方が可能値を示すものであるということであろう。

云う御主張だけれども、いわば、 $GC = s$  の式が短期の方程式であり、したがって  $G = g + n$  の式はクロックの  $G$  の上限を画す。

第6表 年次別、産業別就業人口（戦前）と構成比

年 次	実 数					比 率	
	総 数	第 1 次	(農林業)	第 2 次	第 3 次	第 1 次	(農林業)
1875(明 8)	17,864		14,770				
80( 13)	18,630	16,076	14,742	1,105	2,361	82.3	75.4
85( 18)	19,651	16,757	14,802	1,553	2,853	79.2	69.9
90( 23)	20,597	17,198	14,755	2,013	3,372	76.2	65.3
95( 28)	21,441	17,385	14,580	2,466	3,918	73.1	61.3
1900( 33)	22,332	17,331	14,405	2,929	4,508	70.0	58.2
5( 38)	23,424	17,038	14,356	3,367	5,194	66.6	56.1
10( 43)	24,525	16,489	14,318	3,887	5,793	63.0	54.7
15(大 4)	25,664	15,716	14,310	4,318	6,493	59.2	53.9
20( 9)	27,033	14,848	14,235	4,593	7,822	54.5	52.2
25( 14)	28,335	14,785	14,103	4,865	8,792	52.0	49.6
30(昭 5)	29,276	14,721	14,192	5,067	9,831	49.7	47.9
35( 10)	31,117	14,769	14,414	6,218	10,413	47.0	45.9
40( 15)	32,021	14,401	13,950	7,659	10,418	44.3	43.0

(出所) 一橋大学経済研究所『日本経済の成長率

そこで、両式は基本的に性格が違う、 $GC = s_{\text{式}} + n$  が G を決定する式で、 $G = g + n$  が G を決定する式である。

で  $n$  がこの  $G$  を決定することは矛盾しないのではないか。

のことは、おけることは人口の増加するが、長期的には、

のであつて、両者は基本的に性格が違うから背反するものではな

という御提示のようである。したがって  $G = s$  式で  $s$  が  $G$  を決定することと、 $G(C = n) = s + n$  式で  $n$  が  $G$  を決定することとは矛盾ないという御見解がでてくる。この点について報告者は次のよう整理して回答したい。まずハロッドの理論に則して考えてみると、成長率である  $G$  と自然成長率である  $G_n$  とは必ずしも一致するという保証はない。つまり  $G_n$  は人口の増加、技術の進歩によつて能となる最大成長率を示すものであつて、それに必要な投資  $G_n C_r$  と一致することは偶然的なことに属する。そしてハロッドが  $G$

めが可能であって、ハロッドのよう非自発的失業を起させない。中立的技術変化での $g$ といった制約はない。 $G = g + n$ はハロッドの自然成長率を説明する形式によく似ているが、同じではないのである。したがって $G = s/c = g + n$ である。この点御注意を喚起したいが、この限りにて（ $C$ が一定であれば） $s$ によって $G$ が決定されるということと、また（ $g$ が一定であれば） $n$ が $G$ を規制するということとは質問者の指摘する通り確に矛盾しない。その点報告者も決して矛盾することは言っていない。主張するところは、 $n$ の小さい国や小さくなるうとする国では、成長率を規制する上で資本よりも労働が上り有効（先決的）であろうということである。つまり $n$ が小さくなると、労働調達の困難から投資が消極的となり、それが $g$ を小さくして結局 $G$ を小ならしめることになるからである。そのことを財蓄率 $s$ という視点で眺めてみると当然低くなっている筈である。貯蓄率が下がるのはもちろん就業人口増加率の低下からだけではない。それが一つの大きな要因となることは間違いない。出来たら両式とも活用して資本・労働両面から経済成長の問題を考えた方がよいのだが、今回は報告主題の通り主として労働面からその問題に接近したに過ぎない。

## 進学率上昇についての経済的考察

### 序

昭和三十年代には、初任給の学歴別賃金格差がいちじるしく縮小した。他方、時をほぼ同じくして高校、大学への進学率が急激に上昇<sup>(1)</sup>した。このことは、学歴別賃金格差縮小が学歴別の新規労働力需要関係の組織的な偏りに起因とするという、短期不均衡論的説明の根拠となる。しかし他面、学歴構成の高度化が労働力の質的差違を縮小し、それが賃金格差の縮小を招いたとする、長期均衡論的のみ方も成立するかもしれない。本報告の意図は、この後者の論証を試みようとすることがある。

(1) 第1表参照。

### 仮定とモデル

#### 1 労働ヴィンテイジ型生産関数<sup>(2)</sup>

ある期に各段階の学校教育を修了して新規に労働過程に投入される労働力（第2世代の労働力と名づける）は、卒業年次（ $v$ ）、当該労働者の生得的能力（ $A$ ）、終了した教育水準（ $D$ ）に応じて

長尾信吾  
（広島大学）  
渡辺行郎  
（愛知教育大学）

生産活動における能率を異にするであろう。そんでも、A、Dのそれぞれの特定値の組合せは労働力の一つの vintage を構成し、そのヴィンテイジに従って各労働力は固有の能率をもつものと考えよう。<sup>(3)</sup>

(2) 本筋は名古屋大学藤井隆氏の質問に対する回答を兼ねて、報告の一部を補正して追加したものである。

(3) 一般的に「能力」をその他の要因と独立に identify することは、理論的にもかなり疑問視されている。しかしながら、は一応 identifiability を仮定する。

各労働力は労働過程への新規参入に際して、各ヴィンテイジと集合して、次のようなヴィンテイジ型の生産関数を新たに設定するものと考える。

$$Y(v, t) = G \{N(v, t), K(v, t), v, t\} \quad \text{（ただし、} v \text{ は } t \text{ なるすべての } v \text{ に属するすべてのヴィンテイジにわたる。）} \dots \dots \dots \quad (1)$$

生産物（ $Y$ ）および実物資本（ $K$ ）はすべて同質と仮定する。さらに $G$ は $N$ 、 $K$ に関して一次同次、かつ事前的にも事後的にも要素比率は可変的であると仮定する。また $G$ は、 $N$ 、 $K$ に関して連続で、しかも

第1表

連続の一次、一次の偏微係数を有するものとする。ソロウ以来のキヤピタル・ヴィンテイジ・モデルと対称的な、レイバー・ヴィンテイジ・モデルに当るものであって、各労働単位にはヴィンテイジに心じた労働効率が「体化」されるのである。

次にこの体化効率の実現の形式として、次

$Y(v, t) = G(E(v, \pi, t, \kappa(v, t)))$  は、 $\nabla$ ヴィンテイジの労働効率指標である。さらに非体化的技术を、中立的進歩として特定化しよう。

(4) オーバー・タイムにはヒックス的中立、オーバー・ヴィンテイジにはハロッド的中立の技術進歩を仮定することになる。

以上の諸仮定のもとでは、競争的均衡においては各労働ヴィンテイジに対する実物資本の配分は、すべてのヴィンテイジを通じて実物資本の限界生産力が等しくなるようになされるはずである。各期における実物資本供給量の絶対量は、本稿の論旨とは無関係であるから、外生的与件として処理する。<sup>(5)(6)</sup>

6) 事後の生産関数において資本・労働比率の可変性を仮定することはかなり非現実的であるが、本報告では対象が新規労働力の就労時における事前の生産関数に限定されるから、

この問題には無関係である。

二〇一九年五月

$$w(v, t) = \frac{e^{j\omega_x v} e^{j\omega_y t}}{\partial N(v, t)} = B(t) E(v) I(t) \dots \quad (4)$$

$$f_{\text{FC}}(v) = \frac{1}{N} \sum_{i=1}^N f_i(v)$$

$$= \phi \left\{ \frac{K(v,t)}{E(v)N(v,t)} \right\}$$

前邊の理由及び、測量關係を考慮する。

お、前述の理由からやはゞに無関係である。

すなわち賃金比率は、 $t$ に、したがつて実物資本供給量に独立に、ワインティングに固有の値をとる。

2 労働効率指標

したがって  $E(A, D, \tau) / g(\tau) = h(A, D)$  は個人の生得能力と教育等の効率を抽出した労働効率関数に相当する。



$$E_1(t) = \sum_j \frac{N_i^j(t)}{N_i(t)} \cdot E_i = \sum_j E_i \cdot \frac{N_i^j(t)}{N_i(t)} \cdot \frac{N_i(t)}{N_i(t)}$$

$$= \sum_j E_i \cdot S_i^j(t) \cdot \frac{N_i^j(t)}{N_i(t)} \quad (1)$$

ただし  $S_i(t) = N_i(t)/N(t)$ ,  $S_i^j(t) = N_i^j(t)/N_i(t)$ , また  $N_i^j(t)$  は第  $j$  知能指数階層 ( $j = 1, 2, 3$ ) の人数である。  $D_i$  は教育制度との対応上,  $i = 0, \dots, 3$  中学校,  $i = 1, \dots, 3$  高校卒,  $i = 2, \dots, 3$  大学卒に分割する。新規就労者の生得能力別学歴構成 ( $S_i^j(t)$ ) は、入手可能な知能指數別進学率のデータ ( $S_i$ ) (第2表参照) から、次の方式によって間接的に推定する。<sup>(9)</sup>

$$S_i^j(t) = 1 - S_{i-1}(t), \quad S_i(t) = S_i^j(t)(1 - S_{i-1}(t)),$$

$$S_i(t) = S_i^j(t) \cdot S_{i-1}(t), \quad S_0(t) = 1 - S_1(t), \quad (12)$$

$$S_1(t) = S_1(t)(1 - S_2(t)), \quad S_2(t) = S_2(t) \cdot S_3(t) \quad (13)$$

(9)  $(t-7, t)$  の時間的区間にわたって  $S_i^j(t)$  が一定であるならば、あいにのみ厳密に(9)式が成立する。一般的には近似的に成立するにすぎないが、報告の趣旨は昭和31年と昭和40年との2時点間の  $E_i(t)$  の比較にあるから、(9)のような便宜的な処理は致命的な欠陥とはならない。

ところで  $S_i^j(t)$  は前掲資料によれば、1954年の1年から(9)式のデータしか与えられていない。しかし前述の論拠に従えば、 $S_i^j(t)$  と  $S_i(t)$  の間には二の1やのぐたような関係があるが、これを次のように定式化しよう。

$$S_i^j(t) = S_i^{a_j(t)}, \quad a_{ij} \neq 0 \quad (14)$$

(14)に従えば、 $S_i^j(t) = 1$  の状況下に必然  $S_i^j(t) = 1$ ,  $S_i(t) = 0$  のばかりにはならぬ。 $S_i^j(t) = 0$  の意味で、右辺による左辺決定のメ

およそその世代全体の学歴構成 ( $S_i(t)$ ) を求めるとき第5表の通りである。

(第5表)  
昭和31年:  $S_i^j(31)$

$i \backslash j$	0	1	2
1	0.655	0.315	0.031
2	0.200	0.618	0.182
3	0.059	0.557	0.384
$S_i$	0.487	0.431	0.082

昭和40年:  $S_i^j(40)$

$i \backslash j$	0	1	2
1	0.426	0.480	0.094
2	0.110	0.595	0.295
3	0.032	0.473	0.495
$S_i$	0.294	0.527	0.179

(第6表)  
昭和31年データよりの  $E_i^j$  推計値

$i \backslash j$	1	2
1	1,662	2,284
2	1,743	2,672
3	1,544	2,764

昭和40年データよりの  $E_i^j$  の推計値

$i \backslash j$	1	2
1	1,310	1,472
2	1,376	1,722
3	1,218	1,781

(3)  $E_i^j$  が原理上時間を通じて不变であり、上掲の仮説が正しいかぎり常に(3)式を満足するはずである。そんどうして  $E_i(t)$  の実測値(第1表),  $N_i^j/N$  の推定値(第2表), 前述の  $S_i^j(t)$ ,  $S_i(t)$  の推定値(第5表)を代入し, かく第2表より  $E_1^1 : E_1^2 : E_1^3 = 1 : 1.05 : 0.93$ ,  $E_2^1 : E_2^2 : E_2^3 = 1 : 1.17 : 1.21$  を適用して  $E_i^j$  を推計する。仮説が正しいかぎり、おむろむろして  $E_i^j$  はほぼ一定な推定値を得るはずである。一例として、昭和31年のデータよりの推定値と、昭和40年データよりのものを示す。(第6表)

#### ④ 結果の評価

明らかに1年データからの推定した  $E_i^j$  は40年データからのそ

れとは大きく異なる。 $S_i^j(t)$  の推計における誤差を考慮したとしても、この相異は明らかに有意と思われる。仮説はしたがって棄却されねばならない。いかえれば、われわれの  $E_i^j$  によっては、現実の学歴による賃金格差を十分に説明できないことを意味する。たとえば昭和31年データから推計した  $E_i^j$  を用いて計算すると、仮説による昭和40年の賃金格差の理論値は  $E_{\text{theor}} : E_{1(\text{theor})} : E_{2(\text{theor})} = 1 : 1.60 : 2.05$  となる。三1年のそれとはかなり格差が縮小しているものの、現実の格差(第1表)  $1 : 1.26 : 1.75$  に比して、格差縮小の程度がはるかに小さい。現実の格差縮小に対する貢献度  $\Delta E_i(t) / \Delta E_1(t)$  をみれば、高校卒については  $0/34 = 0$ 、大学卒については  $0.59/0.89 = 0.66$  となる。大学卒については、それでも格差縮小の六六七セントを平均知能差の縮小で説明できるとなるが、高卒については仮説は無力となる。

仮説と現実とのこの乖離を最も自然に解釈すれば、現実における学歴賃金格差縮小は、仮説に主張されたような学歴構成の高度化

カリスマ的といは十分合理的である。そこで、 $i = 1, 2, 3$  では  $\alpha_{ij} > 1$ ,  $\alpha_{ij} < 1$ ,  $\alpha_{ij} = 1$  と想われる。<sup>(10)</sup> 式は当然、1954年に改訂されればやはりあるから、前掲データ(第2表)の  $S_i^j(t)$ ,  $S_i^j(t)$  を代入すればよい。 $\alpha_{ij}$  を推定するものがである。推定結果は第3表の通りである。

(10) 論理的には、 $\alpha_{ij}$  はあるあると対して

$$\sum_{j=1}^3 N_i S_i^{\alpha_{ij}} \equiv 1 (i=1, 2)$$

を満たさなければならぬ。

(第3表)  
 $\alpha$  の推定値

$i \backslash j$	1	2
1	1.596	1.323
2	0.334	0.807
3	0.092	0.490

(第4表)  
昭和31年:  $\bar{S}(31)$

$i \backslash j$	1	2
1	0.345	0.089
2	0.800	0.228
3	0.941	0.408

昭和40年:  $\bar{S}(40)$

$i \backslash j$	1	2
1	0.574	0.163
2	0.890	0.331
3	0.968	0.511

に伴う能力・格差縮小のみの効果でなく、学歴別労働市場における需給関係の、組織的偏りの結果であるともいえることにならう。

以上のあたりでは、仮説はあまり有力でない。しかしデータの信頼性について一言のコメントをつけ加えなければならぬ。

第2表の、知能差による賃金格差は、わが国での現実からの判断してあまりに小さくと思われる。この格差がもと大きければ、われわれの仮説は明らかに有力となる。(たとえば、高卒者、大卒者の両者について、知能差による格差比率が1:1.20:1.40を仮定すれば、昭和四〇年の学歴差による賃金格差の理論値は、同年の現実値にほぼ等しくなる。)

いずれにせよ、本報告では、資料の致命的な貧困のため、あまり多くの仮定の組合せを余儀なくされたので、推計結果自体はあくまで試算の域を出ない。

### 質問（名古屋大学 藤井 隆）

1 進学率を中心とする現象分析を詳細に展開されたわけですが、個人的資本形成としては次のような問題があるのではないですか。

$$1) \quad O = O(\bar{K}, H)$$

O: アウトプット,  $\bar{K}$ : フィジカルキャピタル

H: ヒューマンキャピタル

$$2) \quad O = C + I$$

但し分配問題は教育投資の主体別負担を考慮

$$3) \quad I = I_h + I_k$$

$I_h$ : ヒューマンキャピタルメント,  $I_k$ : フィジカルインベ

ン、論理の一貫性は保たれていると考える。なお注(2)を参考された

。

2 実物資本の供給量は、本報告の生産関数に関する仮定によつて論旨には無関係である。しかし各ヴィンテイジの生産関数における資本・労働比率は事後的には固定的であつてもよいか、事前的には可変的でなければならない。この点報告の説明は論理的一貫性を欠いていた。御指摘に感謝したい。ただ、労働の質的向上に対する学校教育活動の効果の分析というかぎりでは、教育活動に対する需要条件とは独立に立論であると考える。

ストメント

$$4) \quad \bar{K} = K_0 + I_k$$

フィジカル資本形成、サブイクス 0 : 初期値

$$H = H_0 + dH$$

ヒューマンキャピタルフォームーション

$$5) \quad dH = H(I_h)$$

$I_h$  の変化と進学率の関係

進学率の変化が追加ストックとしての人的能力に及ぼす変化

報告は主としての函數(5)の内容の変化にあると考えます  
が、それを、 $I_h$ との関係をたち切つて、進学率変化を説明条件として論をすゝめ(4)式(1)式を経由しないでいきなり  $\frac{\partial O}{\partial H}$  實質賃金率における接線には、経済分析として問題やしみたが、実は

$$\frac{K}{H} = \frac{Q_h \cdot K}{Q_h L} = \text{const}$$

として、これが限界されるために労働に対する需要が  $Q_h$  の上昇つまり  $dH$  の上昇を求めることがなり、 $dH$  を構成する学習構成が必要として問わされることになるのではありませんか。

質問の1は  $dH$  への供給条件、2は  $dH$  の需要条件、3の1つが人口水準に基いて、進学率の変化を規定するわけでした。

1 本報告の範囲では、投資配分の巨視的メカニズムに關係な

# 港湾における広域化問題

北見俊郎

（関東学院大学）

## 一 広域化問題の背景

いわゆる「港湾問題」は「経済成長」の段階において発生した。この問題の発生は、現象的な側面からすると、周知のように昭和三六・七年頃の「船ごみ」を契機とする。したがって、これにともなう港湾労働力の量質二面にわたる不足、および港湾労働法の制定、港湾施設の不備、非体系、港湾運送業の集約化、港湾の管理・運営ならびに行政の諸問題等、経済発展とともに港湾の諸問題が昭和三〇年後半から四〇年にかけて相次いで起きあがるにいたった。こうした諸問題は、わが国の経済成長が流通過程の合理化をも必須のものとせしめてきたあらわれであり、港湾の輸送体系が、開放経済体制をむかえた国民経済の要請の中で次第に再編成されつつあることを示す。<sup>(1)</sup>

この港湾における問題を「港湾問題」という形でとりあげるためにには、もちろん、個々の諸問題が少なくも共通の社会・経済的背景なり、問題発生の必然的な歴史的関係が必要である。わが国の港湾は、明治以降生産力の展開とともに貿易量の増大を、「その時々のそれなりの方法」をもってさばき、交通におけるターミナルとしての役割を果してきた。「その時々のそれなりの方法」と

は、例えは、都市窮乏者階層、もしくは農村からの豊富な低賃金労働力が港湾労働力の背景となりえた時期においては、港湾運送における機械化および機能施設への投資を行なわず、その豊富な低賃金労働に依存するという「合理化」の方策がとられた。これは単に港湾労働の問題にとどまらず、港湾運送業への施策をはじめ、港湾整備のあり方をも示すもので、いわば戦前における「富国強兵策」の一環としての港湾の位置付けがうかがわれる。(つまり、国家経済もしくは社会的総資本の名において、その立場からの流通過程の「合理化」政策の中でもわが国の全体的な港湾体制が形成されてきた。この全体的な港湾体制は戦後においても本質的に異なることはなかつた。経済成長期の「港湾問題」は、内容的にはそのような体制的なあり方がこの時点における「合理化」にとって意義を失いつつあることが自覚されるにおよび、新しい「合理化」の方策を必要とした。港湾労働力の絶対的な不足は一方で機械化を本格的にとりあげざるを得ず、港湾労働法の制定も欠くべからざる任務をもって登場した。港湾運送の集約化という再編成も必須のものであるし、また、港湾の管理・運営問題もかつての「合理化」対策の支点でもあった豊富な低賃金労働力を失った現在では何らかの形で脱皮を迫られるにいたった。これは、財政的なゆきぎりまり、行政的な諸問題をふくめて

港湾における経済性の原則を確認すると共に、「運営より経営へ」の問題意識をもたしめるにいたっている。<sup>(3)</sup>

一方、港湾における現代的問題意識には、以上の「合理化」理念にもとづく港湾輸送体系の再編成と共に、港湾の体制的なあり方としての問題が残されている。このことは、港湾における生産関係、行政、管理・運営、労資関係等のあり方の問題である。戦前における「富國強兵策」の一環としての合理化「方法」についてはここで問わない。問うとすればその「方法」の生ずる基盤、国家経済の機構に位置づけられた港湾の「あり方」に対する反省である。経済成長期における港湾の再編成が、すでに述べたように種々な方法でなされようとしているが、問題は合理化の方法が変化したことである。港湾の近代的な位置付けの再検討がなされていない。この港湾の位置付け、もしくは「あり方」とは、港湾そのものの内容的な「近代化」が合理化諸対策によってどのように成しとげられるものであるかという疑問とつななる。

「合理化」対策の進捗が、港湾と国民経済、もしくは港湾と他の生産関係、または港湾内部の生産関係をいかに近代化させうるものとなるか。輸送体系の合理化は intermodal transportation (協同貫輸送) 等の時代的な要請に応えようとするが、その結果、以上のよくな港湾の体制的側面をいかに「近代化」させうるか。つまり港湾の前近代的位置付けをそのままにして、体系的側面の合理化を計るものであるとすれば、現在における「港湾問題」とその諸対策もまた「港湾問題」の発生は、経済成長期における国民経済が再生産過程を押し進めるために、流通過程の合理化を割り切って概ねばならず、そのためには、とくに交通におけるターミナルとしての港湾を各方面に亘って再編成してゆかねばならなかつたことに起因する。「港湾における諸問題」は、それ以前においてもかぎりなく戦前における「その時々のそれなりの方法」と何ら異なるところはないことになる。

## 二 「広域港湾」の問題意識

(1) 拙著「港湾論」(海文堂)序章、「経済発展と港湾」および第二章「港湾における『合理化』の問題性」参照。

(2) 拙著「国民経済と港湾」(日本港湾協会) 第二章「国民経済の発展と港湾の形成」参照。

(3) 拙著「港湾論」(前出) 第十二章「港湾管理・運営問題と港湾の近代化」参照。

(4) 「港湾問題をめぐる合理化と近代化」(横浜市『労働経済』一九六八年、No.15) 参照。および拙稿「港湾の近代化と全港湾輸送体制」(日本港湾経済学会『港湾経済研究』No.5) 参照。

ふへへ。こわば、政策的必然性がないから、「港湾問題」はやはり「港湾における諸問題」としてとどまる可能性がある。じつはいわゆる「港湾機能の体系的再編成をもつて流通過程の合理化に位置づける」というのが、そのよりよほだな港湾機能の体系的再編成を、たんに合理化一般に位置づけることじめかず、その再編成の過程において、港湾機能を形成する体制的な近代化をも田がねばならない。とくに交通におけるターミナルの経済・社会は、歴史的にもむわめて前近代的な構造性にみわしていることは周知の通りである。体系的な合理化に際して、体制面の近代化を計らなければ、港湾が一貫輸送の要請に即応するいへんじつて、構造的には前近代的諸関係を秘めた形で残されうる。すでにのべたように、わが国における「港湾問題」のとりあげられ方、およびそれの諸対策が体系的な合理化をねらう線が強いだけに、港湾の広域化問題についての点を注意する必要がある。

ふともと、港湾における広域化の発想は、経済発展が要請する港湾機能の効率化を阻害する諸条件を地域的拡大によつて排除しようとするにある。阻害する諸条件とは、二重投資、集積港湾の立地的不合理性、港湾管理・運営の不合理性、港湾行政の多元性、港湾財政のゆがめどまり等である。こうした諸条件が主として大都市港湾地域において複雑化し、全体的に港湾の機能低下をもねつてゐるので、これな一定の立場より統一・再編成を試みようとするものある。また、おとでやれるように特定の集積港湾地域（港単位）を全体的にひとえ、開発の面から、その地域の「秩序ある開発計画をたてよう」と

以上の「基本構想」は、東京湾、大阪湾周辺地域がいやれもわが国における産業・経済の中心であり、（東京湾地域は、人口において全国の二十九・四%、工業生産額三五・八%、港湾取扱貨物量二十一・一%をしめている。大阪湾地域は、人口において一四・八%、工業生産額二三・九%、港湾取扱貨物一三・七%をしめる）とやれており、港湾計画における推定値をたえず上回る状態でおよそ五年間に約1倍の比率で増加し、今後もこのようないくつかの傾向があると想」もうちだわれてゐる。

第1表 東京湾内各港取扱貨物量の目標  
(単位:トン)

港名	種別	昭和40年実績				昭和50年推定			
		合計	外貿	内貿	合計	外貿	内貿	合計	
千葉港区	計公専	32,532	16,440	324	16,116	16,092	9,443	6,649	101,860
葉港	計公専	31,736	16,392	26	22	748	51	697	5,790
葛南港区	計公専	1,181	14	3	11	1,167	113	1,054	8,600
東京港	計公専	32,106	6,883	117	6,766	25,223	3,943	21,280	72,450
川崎港	計公専	32,604	5,765	117	5,648	9,601	1,271	8,330	37,950
横浜港	計公専	49,372	21,671	458	21,213	27,701	14,174	13,527	90,650
横須賀港	計公専	21,912	12,629	5,900	6,729	9,343	5,527	3,816	29,830
木更津港	計公専	3,888	540	378	162	3,348	442	2,906	8,750
東京湾合計	計公専	173,838	75,426	7,391	68,035	98,412	43,392	55,020	397,590
	専	44,143	19,746	6,608	13,138	24,397	15,951	15,150	45,480
	専	129,695	55,680	783	54,897	74,015	34,946	39,069	304,440
	専	645	—	—	645	270	375	22,600	10,730
	専	284	—	—	284	123	161	1,800	120
	専	361	—	—	361	147	214	20,800	10,610
	専	—	—	—	—	—	—	570	570
	専	—	—	—	—	—	—	10,040	10,190
	専	—	—	—	—	—	—	4,560	4,560
	専	—	—	—	—	—	—	5,630	5,630

(注) ① 上記には、港全體でフューリー貨物を除く。  
② フューリー貨物は旧換算による。

③ 運輸省港湾局「東京湾港湾計画の基本構想(案)」(昭和42年9月)による。

第2表 大阪湾諸港取扱貨物量の目標

(単位:千トン)

港 名	種 別	昭和40年実績			昭和50年推定		
		外 貿	内 貿	合計	外 貿	内 貿	合計
神戸	計	42,173	16,352	7,092	9,260	25,821	11,366
	公専	28,786	12,872	6,638	6,234	15,914	7,742
	計	13,387	3,480	454	3,026	9,907	3,624
尼崎、西宮、芦屋	計	11,370	1,971	63	1,908	9,399	1,576
	公専	2,802	—	—	2,802	2,217	2,585
	計	8,568	1,971	63	1,908	6,597	1,359
大阪府下諸港	計	38,213	11,433	2,237	9,196	26,780	6,615
	公専	31,873	10,446	2,220	8,226	21,427	5,903
	計	6,340	987	17	970	5,353	712
大阪港合計	計	21,497	3,230	1	3,229	18,267	5,014
	公専	8,866	21	1	20	8,845	2,660
	計	12,631	3,209	0	3,209	9,422	2,354
大・阪・湾・合・計	計	113,253	32,986	9,393	23,593	80,267	24,571
	公専	72,327	23,339	8,859	14,480	48,988	16,522
	計	40,926	9,647	534	9,113	31,279	8,049

(注) ① 昭和40年実績は、大阪港南港埋立用土砂を除く。フェリー・ポート航送量は、移出6,074千トン(神戸3,955、深日2,119)、移入5,920千トン(神戸3,746、深日2,174)を含む。

② 昭和50年目標には、フェリー・ポート航送量を含まない。フェリー・ポート航送量の目標は移出、移入とも28,000千トン(神戸16,300、深日11,700)である。

③ 運輸省港湾局「大阪灣港湾計画の基本構想(案)」(昭和42年8月)P.10により本表を作製。

したがって、各湾内の諸港整備も、第一表第2表に示される取扱

貨物量の目標値によって、それぞれ計画的に、各港の特性、機能の効果的な分担を考慮している。また後背地との関連を考慮して貨物の流通を合理的ならしめ、港湾施設の利用効率を高め、埠頭の物資別専門化をはかる等々の基本構想にたてている。

(1) 指稿「東京湾港湾開発問題と広域港湾への考察」(『東京湾荷役』Vol.13 No.1) 参照。および、『東京湾港湾問題』問題

と『広域港湾』の基礎課題』(『経済系』No.79) 参照。

(2) 運輸省港湾局「東京湾港湾計画の基本構想」(案) (昭和41年9月) 1頁。

(3) 運輸省港湾局「大阪灣港湾計画の基本構想」(案) (昭和41年8月) 1頁。

(4) 右記、運輸省港湾局編・両港湾計画の基本構想参照。

### III 港湾の近代化と広域化問題

一節においては、地域化問題の背景として、わが国における「港湾問題」の構造的な側面にふれた。それでは、わが国における重化学工業生産力の進展、貿易量の増大というプロセスの中や、流通費の削減、とくに港湾経費の削減という流通過程の合理化が新しい港湾輸送体系の確立、もしくは再編成を必要とするとした。こうした要請にしたがってやへる広域港湾への発想、計画等について東京湾、大阪湾の「基本構想」の大要を二節にのべた。以上の両節ですでに述べたように、港湾の広域化がめざす港湾輸送体系の「合理化」に際して、港湾輸送体制の「近代化」をめざしながらはじめていく。

かが大きな課題である。

二節に述べた「湾」を単位とする計画の基本構想は、今後やむに名古屋港を中心とする伊勢湾ないびに、関門港を中心とする地域において具体的にとりあげられる可能性をもつておらう。これらは全国的な規模での合理的な輸送体系化が、将来のシナ・ヘルツの「港湾近代化」によるむずび合われねぬものやあらかが「広域化問題」の焦点であると考えられる。あらためてのくわもやみな、「港湾近代化」のシナ・ヘルツは、将来の特定時点は、現在からえてくる根本的な港湾の前近代的諸問題を本質的に解決された形で投影する作業からはじめよう。二節でも述べたように、もとある港湾における広域化の発想は、港湾機能の効率化を阻害する諸条件を地域的拡大によって排除しなくてはならない。したがって東京湾、大阪湾の開発計画の「基本構想」には二重投資をかけて、機能の効果的な分担を計り、施設の合理的配置を行い、総合的に各港の適正配置を行う立地論的要素が強んでいる。このいと自体は港湾の合理化に必須な機能上の問題として要を得てゐる。しかしながら、現実に国民経済における港湾の役割は、そのような物理的諸条件を中心とする要因によって形成されるのではなく、むしろ経済社会的な構造を背後にもつ制度的な要因をもつてゐる。二節でとりあげた「港湾問題」の性格それ自体が、何より上位のいふものがたるものであり、かつ「港湾問題」の発生も「基本構想」にみられるような物理的諸条件を中心とする港湾政策のあり方の結果であつたといふ過言ではない。みんな、これが二節でのべたよつて、「港湾問題」の発生以来、各港湾対策の中では、港湾労働、運送業、

港湾の管理・運営の諸問題がきわめて精力的にとりあげられているが、これらも全体的には「合理化対策」にとどまつておらず、したがつて「広域化問題」もこの一環として発想されたものになっていることには何等の不思議はない。しかし、こうした政策もしくは対策の基本的態度は、「港湾問題」を発生せしめた基盤ときわめて多くの共通点をもつものであり、一筋でのべた「その時々のそれなりの方法」にとどまる。いわば「広域化問題」も現時点における「それなりの方法」としての合理化のための新しい支点となる可能性をもつてゐる。

ここでいう「港湾近代化」へのビジョンに際して、現在の港湾輸送体制内にある前近代的諸問題としてまずとりあげねばならないのは、まず以上のような政策もしくは対策上のあり方を根本的に検討する必要があるということである。次に、広域港湾の形成が、何よりも機能上の効率性をねらうものであれば、わが国港湾の各方面にわたってきわめて大きな役割を占めている行政上の諸問題をも根本的に再検討する必要もある。とくに、歴史的にもわが国の港湾は周知のよう伝統的、中央集権的体制の中で育成されてきた。したがつて港湾機能にとってもとも本質的な経済的合理性が、法的規制、経済外的規制と数多くの矛盾を生み、機能上の低下をきたしてきた面もある。<sup>(3)</sup>さらに「港湾運営」という表現によつても示されるように、港湾全体の機能を合理的に遂行せしめるには「経営」概念もとづく機構、人事、財政、経理等の再編成、ならびに港湾運送業、労働との関連も制度的に検討をする。<sup>(4)</sup>問題は以上の各方面における諸問題が、現状としてゆきづまりを生んでいる点からしてこれらの

#### 四 あとがき

紙巾の都合もあって港湾における広域化問題の基本的な要項にとどまつた。広域港湾における行政、経営、財政、法制化の諸問題、ならび港湾運送業、労働の諸問題にかんする個々のあり方については問題意識のみにふれ、内容的な点は省略した。さらに広域港湾の経営を中心とする問題については、当然「ポート・オーソリティ論」をふくめるべきであるがこれも意識的に省略した。広域港湾についての以上の具体的な問題については既発表の拙稿「東京湾港湾開発問題と広域港湾への一考察」(『港湾荷役』Vol. 13 No. 1) および「東京湾港湾」問題と「広域港湾」の基礎課題」(『経済系』No. 79)、「広域港湾経営のあり方」(『広域港湾の諸問題』昭和四三年一月)、ならびに、北見他著『港湾運営の実証的研究』(日本産業構造研究所、昭和四一年三月)の各論稿の御参照が願えれば幸である。しかし、いずれにしても、広域港湾に関する研究は、きわめて幅広い内容をもつので、この小誌は序説的な一部を意味するものであり、今後の論文を併せることによって補なつてゆかねばならない性質のものである。

なお、本報告にかんして、慶応大・増井健一教授、大分大・松浦茂治教授より有益な御示唆と御質問を頂いたことを感謝する。これに対し、別途お応えすべきではあるが、紙巾の制限のために本文中にその意をふくめさせて頂いたことを御海容願う次第である。

問題点を、法制、行政、運営上の制度的、機構的な面から本格的な解決の方向に根ざしたビジョンをたててはじめて港湾の「近代化」が実現されるものである。また、そのような本格的な解決を実質的に目してこそ「広域化」の意義がある。

すでにのべた「基本構想」は、このような内容的な諸問題についてはふれずに物理的な計画に終つてゐるが、「基本構想」が実体としてうごき出せるためには以上の諸問題を近代的な関係において変革しなければならない。このことは、現在までの港湾を支えてきた基盤をそのままにして、單に同心円的拡大という形で「広域港湾」の実現に向うことではない。そうでなければ、それは、新しい「合理化」の支点を挿入するにとどまり、根本的に近代化の方向になりきれないという矛盾を本質的に残すことにならう。

(1) 宮崎茂一稿「港湾開発のあり方」(日本港湾協会編『広域港湾開発と地域経済』昭和四十三年十一月) 参照。

(2) 拙著『港湾論』(海文堂) 第十六章「経済発展と港湾のビジョン」参照。

(3) 北見・寺谷・柴田・松木・南波著『港湾運営の実証的研究』—大阪湾諸港の現状とその広域的運営をめぐつて』(日本産業構造研究所、昭和四十一年三月) 第六章「港湾管理行政の構造と問題点」一三三—一四三頁。

(4) 拙稿「広域港湾の経営のあり方」(神戸市企画局編『広域港湾の諸問題』—ポート・オーソリティの可能性を求めて』昭和四十三年十一月) 参照。

## 織維流通機構の問題点

石井金之助

（需要研究所）

### 一 流通機構の変化条件

流通機構は変化する必然性をもつてゐる。なぜならば流通とはもともと固定的なものではなく、生産および消費の両サイドの変化により変化してゆくものである。すなわち、生産および消費の変化を独立変数としてみれば、流通は従属変数と見るべきであろう。

戦後の特徴として考える場合、技術革新によります生産面に変化がおこり、次いで所得増加、消費構造の変化により消費側面にも変化がみられている。双方ともたんに量的変化のみでなく、質的変化、パターンの変化であり、現在もつゞいている。要するに流通機構を流れる商品の量ならびに質の上に大きな変化がみられる際には、当然の結果として流通機構もこれに適合して質的、量的な変化をとげざるをえない。織維産業の場合その典型的な要因は合成織維工業の発達と既製品消費の発展といえよう。

もちろん流通機構を構成する産業要素の中にも変化がおき、これが流通機構のあり方を変えてゆくこともある。現在最も典型的な問題は労働力需給のひっ迫ということである。すなわち日本経済は労働力過剰型から不足型へと転換しており、流通機構はこれにより在來の労働集約的な性格から脱却せざるをえないものである。

この三つの条件によつて織維を含めてわが国の流通構造は現在大きな変化を要請されているわけである。したがつて流通機構の変化も歴史的な必然といえよう。

流通環境の変化もまた流通構造を変えてゆく、前に述べた商品の変化を一応内部環境の変化と規定すれば、市場における人口学的な変化は流通の外部環境の変化といえよう。戦後の日本経済成長の基礎には農村→都市への人口の急激な流動がある。そしてメトロボリスからメガラポリスの形成がおこなわれている。こうした人口の過密地域は織維をはじめ各商品の最も有力な市場である。したがつてそこに流通企業は集中してゆくが同時にその地域は陸上交通が錯綜して商品の配達条件は悪化の一途をたどる。こうした地域条件に適合するために流通機構は自らを変化せしめて発展してゆくのである。

### 二 流通機能の変化

では流通機構の変化とはいつたい何をいうのであろうか、それは流通を担当する企業のもつ機能の変化を意味する。流通機能には、

- ①販売、購入などの交換機能、②輸送、在庫などの物理的流通機能、  
③金融、危険負担等々の諸機能がある。かつて物資の生産構造が脆弱だった時代では、流通企業における集荷機能が非常に重要だったが、今日では①生産と消費間の情報伝達機能、②需要創出機能、③需給調整機能、④価格決定機能などが重要となつてゐる。
- 流通機構の変化はこのような機能ファクターの組合せにおけるウェイトが変化することであり、したがつてそれに適合した流通企業内および企業間の関連結合の仕組みが変化することである。

### 三 原糸メーカー主導の流通改革

もつとも末端流通機構にはこれまで巨大な資本をもつ百貨店が存在していたが、中間の流通企業たる卸および一般小売部門は相対的に低地位にあつた。それによって織維流通システムは前方関連型をとつていた。

とくに戦後における合織工業の発達によつてこの前方関連タイプは顕著になつていった。

- （c）織布部門——（d）縫製部門などの生産部門を流通部門でつないでいることで、流通と生産（加工を含め）が複雑に有機的なシステムを構成していることである。したがつて流通サイドからいえば、単純に生産過程で完成品として産出された商品を配送、販売するのではなく、物が原糸部門から末端消費に流れるうちに加工され、付加価値が加わつてゆくシステムをとる。私はこれをトランسفアーマシン型の流通または加工流通と呼んでいる。

資本主義初期段階では流通部門が生産部門に対して主導的な立場をとつてゐたが、資本主義の成熟とともに、生産資本と流通資本の地位は逆転していった。しかし、わが国の特徴としては、原糸生産部門の優位がめだち、これが商業資本として独特な強大な力をもつてゐる総合商社と融合した資本集団となり絶対的な主導性をもつてゐた。これに反して流通システムの途中にある加工部門は零細な中小企業群によつて構成されている。そして前者による後者の支配体制が長い間確立されてゐた。

この三つの条件によつて織維を含めてわが国の流通構造は現在大きな変化を要請されているわけである。したがつて流通機構の変化も歴史的な必然といえよう。

流通環境の変化もまた流通構造を変えてゆく、前に述べた商品の変化を一応内部環境の変化と規定すれば、市場における人口学的な変化は流通の外部環境の変化といえよう。戦後の日本経済成長の基礎には農村→都市への人口の急激な流動がある。そしてメトロボリスからメガラポリスの形成がおこなわれている。こうした人口の過密地域は織維をはじめ各商品の最も有力な市場である。したがつてそこに流通企業は集中してゆくが同時にその地域は陸上交通が錯綜して商品の配達条件は悪化の一途をたどる。こうした地域条件に適合するために流通機構は自らを変化せしめて発展してゆくのである。

末端流通機構である小売部門でも大きな変革がおこりつつある。

それはスーパー・マーケットを中心とした量販店の発達である。量販店の発達はマスプロダクションに対応したマスセールスの確立が基本条件であるが、日本の場合には前に述べた人口の運動化、それに伴う道路、交通機関など社会資本の投入による立地メリットと、三年以降おこった消費者物価上昇がこれを助けている。

ともかく量販店の発達によって、中間流通機構ならびに加工部門は急速に、これへの適合化を促がされているのが実情である。

ときあたかも、日本は貿易為替の自由化、さらに資本取引きの自由化を迎えた。そしてあらゆる産業部門にとって企業体質の改善、産業体制の合理的な整備を必要としている。織維産業も同じである。

なぜならば織維産業は現在でも全製造業中の付加価値において一・四%、雇用者数において一七・五%を占め、とくに輸出の面においては、わが国輸出額の一六%を占めている重要な産業だからである。

とくに、米、英をはじめとする先進諸国では政府の強力な支援の下で織維産業の構造改善がおこなわれた結果、国際競争力を増強してきているし、発展途上国においては豊富、低廉な労働力を基調として織維産業の発展があり、これら双方の国々の織維製品の進出によってわが国の織維市場は脅威にさらされている有様である。

それゆえ、急速に織維産業の構造改善が必要となり国際競争力の増強がのぞまれている。これにこたえたのが、昨年成立した特定織維工業構造改善臨時措置法であり、本年以降もその適用範囲は加工部門、流通部門へと拡げられようとしている。

#### 四 流通改革政策の方向

流通機構の改革はいうまでもなく、前に述べたような流通企業のもつ諸機能のうち、市場環境の変化に対応して強めなければならぬ機能を強め、その合理的な組合せを可能とするような企業体制をつくり上げることである。とくに現代の市場環境に対しても(a)生産と消費間の情報伝達機能、(b)需要創出機能、(c)需給調整機能、(d)価格決定機能の強化が必要である。

資本自由化によって巨大な海外の資本が進出してくることを予想すると、それは直接原糸生産部門へ入ってくるより、脆弱な流通や加工部門へ投入されるおそれが濃い。とくに米国資本においてはA&Pやセーフウェイのような流通資本、バーリントンなどのような加工資本の進出が予想される。

前にあげた流通諸機能の強化は当然、ばく大な資金を必要とする。それゆえこのような資金の調達力をもつ企業の規模は大きくなっている。すなわち、流通の合理化、近代化にも規模の利益が發揮されるわけである。

またわが国の労働力不足はますます激しくなってゆこう。それゆえ、機械化できる作業は流通部門でも機械化が必要となっている。それにも当然、資金が必要となっている。

さらにわが国の織維流通業では、仲間取引きや返品制度、手形サインの長すぎる点、出張店員制、あるいは完全なボリュームディスカウントが確立されていない点等に矛盾や非合理性が多い。

流通経路も総合商社——一次問屋——二次問屋——小売というよ

うに複雑で長い。

これらは結局、前に述べた原糸メーカーが流通や加工部門に対して余りに優位性をもつことの結果である。たとえば原糸メーカー自体の生産力が急激に増大したにもかかわらず、過当競争をしているため、糸や原反の流通機構への押しこみがおこなわれる結果、リスクカバーのため流通経路は長くなる。返品制度も全く同じ理由からである。

流通機構の改革ということはこういった非合理性をなくすことである。究極のところ、前に述べた前方関連型の流通を消費主導の後方関連型の流通体系に再編成してゆくことであろう。

わが国は国民一人当たりの所得水準に比べて織維消費は高い国である。たとえば一人当たりの国民所得水準ではアメリカの五分の一くらいだが、織維消費量では六〇%となる。また経済成長により消費者の所得水準が高まるにつれ、消費欲望はますます多様化してゆく傾向をもつ、したがって最終製品のロットはますます小さくなっている。

合織の発達、紡糸部門の合理化によってマスプロ体制はますますすむが、最終消費の段階では製品のロットはますます小さくなるという矛盾がおこる。こうした矛盾を調整し、原糸生産のマスプロ化と消費の多様化をアジャストしてゆくのがこんどの流通機構の重要な役割となっている。

そのためには、一つ一つの企業の体質強化と平行して、企業と企業の間の連関が合理的に強まつてゆく必要がある。すなわち、グループ化というか有機的な連関をもつた企業が集團化し、この連関を

強めてゆく。これは結局は企業統合がおこなわれてゆくことになる。

統合は水平的および垂直的の双方に向っておこなわれよう。そしてそれら企業集団の中軸となる企業をわれわれはコンバーチャーと呼んでいるのである。

こんごわが国でもアメリカやイギリスのようにコンバーチャーが出現してゆこう。しかし、コンバーチャーはあくまで日本型のコンバーチャーとなるであろう。

#### 質問一 (駒沢大学 松尾幹之)

私、現在、生鮮食料品の流通問題を勉強しているのですが、

スーパー・マーケットの現状をみると、生鮮食料品のマージンは極めて小さいのに、衣料品のマージンは極めて高い。極端に

言えば、生鮮食料品の安値を「おとり」にして、客を集め、これまで衣料品を売りつけて經營をうまく運営しているようみえるのですが、どうしてこのような姿になるのか。衣料品販売の

「うまみ」がどうしてこのように大きいのか。この点について教えて載ければ有難い。

答 全く現在のスーパー経営はお説のとおりです。衣料品販売の小売マージンは三割くらいあるのに對し、加工食品のそれは一割か八分にしかなっていない。もちろんスーパー・マーケットではこのマージン率をもつと少なくして商品の回転をよくしている。

衣料品の小売マージンがこのように大きいのは、結局、消費の多様化などにより、消費者主導型の市場性格になっているにもかかわらず、原糸メーカーは相変わらず過当競争を繰返し、製品の押しこみ販売をおこなっている結果だと思います。それに消費者欲望の多様

化を過度に刺激し、促進してゆくためメーカーは流行をつくり出している。そして流行の期間はますます短かくなっている。しかもこのような流行作成にも綿密な調査に基づかずデザイナーまかせになっている観がするので、シーズン半ばになると値くずれ製品が市場に出回ってくる。

スーパーの中ではこうした値くずれ製品を専門に仕入れて販売している店も多い。値くずれ製品は換金物が多いため、極めて安くたたくことができるので、販売マージンは大きい。

最近はチーン化をすゝめた量販店ではロットの小さいものは卸を通すが規格製品はデザインを指定して縫製メーカーに大量に直接発注している例も多くなった。この際もたとえば五千ダース注文してつくらせて、自店に在庫をもたず、その都度配達させて、シーズン中に四千ダースを売り残りの千ダースは縫製メーカーに抱かすという有様である。

結局、原糸メーカー自身が企業過多で協調体制ができ上っている点、卸 자체もいっそうそれが甚しいうえ、零細で資金力がないこと、加工業者も全く同じという構造的矛盾と百貨店が織維製品については全く問屋ヘリスクを押しつける商習慣がついていることが小売業のマージン率を割高にしていて最大の原因だと思います。それに量販店や百貨店を除く一般小売店が零細で商業的な段階にあることも関係していると考えていい。

質問二（金沢工業大学）丹野平三郎

織維流通構造の改善をはかる場合、流通部門それ自体の構造改善を促進するというアプローチの仕方と我が国における織維

産業のピラミッド型の分業体系を形成している生産機構、あるいは織維産業構造の改善を促進しつつ、それに対応して流通構造を改善するというアプローチの仕方があると思いますが、流通機構と生産機構の関連をどのようにとらえて流通構造改善策をお考えになつておられますか。

答 私の発表の中で申上げたように、私は織維産業では生産（加工を含めて）と流通は切り離せないものだと考えます。ところがいままで政府の施策は生産にばかり、重点をおいて企業本質の強化をつとめてきた。しかも通産省のやり方は原糸メーカーの生産力強化のみの政策だったといえます。その結果、慢性的な過剰生産的性格を産業にあたってきたと思う。

こんどの特織法による構造改善策でも未だ完全にこうした在米の考え方から脱却していないことは事実でしょう。だが、染色とかメリヤスという部門に構造改善をすゝめようとしている点は数歩の前進といえよう。

私はむしろこの際、流通に力点をかけて思い切ってその構造を近代的、合理的に変えてゆくべきだと考えます。流通機構が力をもつて生産を導いてゆくような体制をつくることが消費主導型の消費財産業のあり方だと考えます。

そういうと流通企業は商業資本だからより保守的で、相場本位で無責任に価格操作をおこなうのではないかというひともあるが、私はそうは思わない。資本主義の未成熟の段階にあつた商業資本と、今日消費主導性を發揮できるよう成長した商業資本とは完全に性格が異ってきてているのではないか。

だからといって現実の問題がそくなっているというわけではなく、彼らは多分に古い性格を残している。それどころか近代的な企業と思える総合商社や百貨店などでも未だ古い商業資本的本質をもつているといえよう。

こうした本質を完全になくすためには、取扱い製品に対する自己責任制を確立すべきであろう。卸や小売のブランドの強化もその一つであり、返品制度の排止や、キャンセルデリバリー制の実現などをはかる必要がある。もっとも後者はなかなかむずかしい問題だが、量販店などには率先してやらせるべきであろう。

資本自由化でアメリカ資本などが入つてくるにちがいない。そしてこれている近代的な取引き制度をとつてくるにちがいない。そしてこれが刺激となって日本の取引き制度も改まってゆくことになろう。もちろん、こうしたプロセスのはざましいことではないから、政府も業界もこの際大いに考え直さねばならないことだと思う。

酒井正三郎

（南山大学）

われわれは、今日経済学のなかで、経済過程の測定についての一定の計算技術が発展してきており、それが経済政策や経済計画の設計について大きな役割を演じていることを知っている。かようなものは、その創唱者の一人によつて、かつて「社会会計」と名づけられたものであるが、それが真に社会会計というに値するかどうかについては、私にとっては一つの疑問であった。なるほど、それは企業の会計ではなく、それらを含む一国経済全体の会計であるという意味では、社会会計といえるかも知れない。しかし、それは、社会の一つの下位体系としての経済体系の会計にすぎない。この意味では、それは、むしろ経済会計というべきであろう。これに対して経済体系をもその一つの下位体系として含むところの全体社会の会計こそ、眞の意味で社会会計と呼ばれるべきであろう。しかし、この意味の社会会計を構成するには、まだ二つの点で時期尚早であった。その一つは、かような諸社会体系の活動を適切に示すようないわゆる「社会的指標」がまだ十分に整備されていないことであり、もう一つは、それらの相互作用関係を適切に説明しうるような社会の一般理論が十分に確立されていないということである。しかし、

## II

前述のように、社会会計の目的は、国民国家の水準における社会体系、いかえれば、全体社会の状態を記述するために必要なことを広い条件で規定することである。このためにグロスは、まず体系状態を分析するのに経済会計の果した役割を認め、「体系状態」という概念を導入することが望ましいといつてゐる。そこでわれわれは、まず体系状態とは何かということから説明をはじめよう。

彼によれば、体系状態とは、体系の目標と業績とをともに示すような概念である。国民総産出高の毎年の増加とか、G.N.P.に対する純投資の割合とか、国際収支のバランスという国民所得会計の多くの概念は、過去ならびに現在の体系の構造についての情報を与え、望ましい未来の体系状態、すなわち目標を示し、かつ評価の基準を明らかにするという意味で、それは問題の規定・決定・意志伝達過程の情報的内容、ならびに社会変化と影響の特定の測定という実質的内容をもつてゐる。

彼は一方においてこのように経済会計が一国の体系状態を明らかにする有用性を認めながら、他方においてその有する欠点を指摘することも忘れてはいない。それは、経済会計のもつ欠点とは、何であろうか。その一つは、いわば技術的なものであるが、他はもつと本質的なものである。いま、彼に従つてこのことに簡単にふれておこう。

第一は、モルゲンシュテルンの言葉でいえば、経済的観察の不正確性といふことである。モルゲンシュテルンは、国民所得統計には、

いのうな意味で拡大された社会会計の作製は、アメリカの宇宙計画の社会に対する第二次的效果を予測するために必要であるとの認識かい、最近アメリカの一人の学者の手によってようやくその構想が企てられるにいたつて。そして、彼はこれを「社会体系会計」といつてゐる。それは、たしかに一つの偉大な科学的挑戦である。しかしそれは多分に論争を引きおこす領域への最初の出發であるにすぎない。したがつてこのよだな企図は、当然のことながら多くの問題をもつことを承認しながら、いりでは、彼のこの仕事の意義とその輪郭を伝え、それについての私の見解を述べておこうというのが、本稿の目的である。

(1) J. R. Hicks : Social Framework, 1st ed., 1942, 酒井正三郎訳.. 経済の社会的構造, 昭和四十二年一月。

(2) Bertram M. Gross : The State of the Nation, Social Systems Accounting, in Raymond A. Bauer: Social Indicators, 1966, pp. 154—271. なお、この著書には、以下のよだな大著があつて、それがこの仕事の前提となつていることを注意しておかなければならぬ。Bertram M. Gross : The Managing of Organizations, 2 Vols, 1964.

IIIの謬謬の源泉があるといつてゐる。その一つは、不適当な基礎資料、第二は、概念へ資料をあてはめるさいの不適切性、そして最後は、ギャップをうめるための補充や帰属計算の使用といふことである。そして、それらは、経済統計が多くの場合、設計された実験の結果として得られたものでなくして、企業や政府活動の副産物として得られたものに基づいている。たしかに、このようないくつかの欠点があることは、これを認めなければならない。しかし、彼によれば、それは経済統計の使用を完全に否定するほどの論拠ではない。

反対に、正確性を高めることには、しばしば現実との関連を損うことによつて得られる危険がある。経済統計は全体として財貨や役の貨幣的価値を強調する。かくして、それは非貨幣的価値、すなわち、産出価値の代用物として費用が用いられるような公共用役に対する差別的取扱い。例えば、健康や余命にかかる数字は、国民経済勘定には直接に組みいられないから、この領域における進歩は、目標設定においても、業績の評価においても、全く無視されるであろう。かくて一言にしていえば、経済会計は、人間生活における重要なもののすべての公約数として貨幣単位を用いて生活に接近するといふ、一つの新しい実利主義を促進した。そして、この欠点は、経済学者の用いるよりも、もつと多くの变数を含むより広いモデルを開発するたえざる努力によつてのみ克服されるであらう。しかし、経済会計を技術的に整頓する多くの努力のなかにも、経済学を越えるところの若干の改善の道があつた。いこでは、彼のあげる一・二の例だけを引用してみよう。

その一つは、ケンドリックが『アメリカにおける生産性の趨勢』のなかで提示した「隠れた投資」という概念である。それは(1)教育費とか、保健費という、従来は消費支出と考えられていた人間への投資と、(2)企業や政府による研究・開発・訓練などの無形の投資を含んでいる。ワイルスは、また現存する生産指數や生計費指數が財貨の量の変化のみを考慮に入れて、その質の変化を無視していることを指摘し、それらが適当に調整されるべきことを説いている。しかし、このようにして改善された経済会計の体系にすべての適切な情報を取り込むことは、一般に廻り道であろう。こういう見解の下に、グロスは、貨幣的集計値における計算に限定されない、非貨幣的集計値をも含むようなり広い社会会計の体系を築き上げる方が、より効果的であると結論して、彼自身の社会体系分析の構想を展開しようとする。そこで、われわれは、いまや彼の構想をうかがうこととしよう。

さて、社会行動を理解するうえでの主要な困難は、人間や集團や組織体のはなはだしい多様性である。ここで人は、同時に相互作用するきわめて多くの変数が、かつてウェーバーが「有機的複雑性」と名づけたものを生み出すことを見出すであろう。それは、都市とか、都市地域とか、国民国家といふような地域的実体の場合においては、さらに著しいものとなる。かよにして、国民社会を理解しようととするどんな努力も、各種の下位体系の間の相互作用関係を取扱うことを必要とする。

この複雑性を処理するために、社会科学者は、少数の操作可能な局面に注意を集中するという論理的な道を歩いてきた。このことが、

がって体系の行動をすべて予見することは不可能であるということである。

そこで、いま社会体系をもつと注意深く定義することとしよう。ここでグロスは、システムという概念がいろいろな意味をもつことに言及している。たとえば、体系という言葉には、方程式の体系とか、価値の体系とか、法律の体系とか、宇宙の体系とか、有機的な体系とか、管理の体系や、支配や制御の体系など、種々な用法がある。そこで、この言葉はそれぞれいろいろな意味をもつけれども、その間に共通の意味もまた存在する。いま、この共通の意味を整理してみると、(1)具体的な体系をさす場合と、(2)抽象的な体系を指す場合と、そして(3)具体的な体系をあらわすための概念的体系を意味する場合とが区別せられる。ここで彼が体系というのは、まさにこの第三の意味においてである。

### 三

さて、体系の状態をあらわすためには、構造と業績という二つの概念が必要だとせられる。ある分析家は時として構造にのみ注意を集中して、業績を無視しようとするし、他のそれは、構造を無視して業績のみを見ようとする。しかし、それはおのの一面的であつて、社会体系のすぐれた研究は、この両者を同時に取扱わなければならぬというものが、彼の見解である。しかし、これはすでに機能<sup>1)</sup>構造分析という見解をとる学者からは、自明のことと考へられるが、彼は機能という概念は、著しく静態的であつて動態的でないという理由で、機能という概念にかえて、業績という概念をとろうと

心理学や経済学や政治学や社会学や人類学や、そしてまた地理学や歴史学などの科学の分業を意味した。それは、また管理論や組織論、意思決定論や言語学、サイバネティクスや電子計算機の科学などの新しい発達を導いた。

しかしこのような進歩は、少數の变数のみに注意を集中する部分モデルに基づく理論と研究の蓄積を生んだが、それを他のモデルと結びつけるために必要とせられる架橋については、ほとんど何らの情報をも与えなかつた。

ただ、システム理論の発達のみが、総合への可能性を提供している。それは、部分モデル間のギャップをうめ、またモデルと現実との開きを狭めることに役立つ。しかし、その初期の段階では、それはサイバネティック技術者の「ハード・グッズ」モデルからの借り物を意味していく、環境から孤立した形で封鎖的に社会体系を規定しようとしていたが、今日では、社会体系をもつと開放的・動態的に考えようとする努力が払われるようになつてている。

われわれは、ここで社会体系の基本的な特質にふれておかなければならない。その第一は、体系の開放性といわれるものである。換言すれば、それは境界をもつ。したがつて、そのある活動は境界を越えて、他の社会的・生物的・物理的環境と結びついているということである。第二は、体系の動態性ということである。その意味は、社会体系は、時間の経過とともに、一つの体系状態から他の体系状態に変わるということである。そして、第三は、体系の非体系性ということである。それは、体系が確固とした一組の関係から成立するものではなくして、ルーズな体系であるということであり、した

している。

そこで、われわれは、まず彼のいわゆる「構造要素」というものをかえりみることとしよう。彼は具体的な社会体系には、それが、それから構成せられる三つの要素があるものとしている。その一つは、分化した下位体系であり、第二は、それらの対内関係であり、そして第三は、対外関係である。そのうち第一の要素については、四つのことを明らかにしておかなければならぬ。まず下位体系として考えられるものは、個人であれ、非公式集團であれ、組織体であれ、それは何でもよい。第二に、すべての下位体系は物理的資源と密接に結ばれていることである。第三は、すべての社会体系がある種の指導体系をもたなければならないということであり、第四は、すべての社会体系が価値によって指導されているということである。かくて、社会体系の構造は、つぎのように定義せられる。

それは、(1)人間と(2)非人間の資源から構成せられるが、それらは(3)相互にまた(4)外的環境に関係をもち将来の業績能力を与えることに役立つ(5)一定の価値と(6)中央指導体系に従うところの(7)下位体系のなかに編成せられる。

これらの各要素は、それ自身多元的である。かくて多くの研究者は、一つの構造要素の一つもしくは二つの次元を研究することに多くの歳月を費している。これらの要素の包括的な分析は、システムの人間的・制度的資産と同時に、実物的・金融的資産を示す「貸借対照表」とみなされるであろう。

体系構造の各要素は、ある空間的・時間的次元をもつてゐる。その最も顕著なものは、全体社会の土地質量の地理的な広がりであ

第2表 体 系 業 繢(3)

業績要素	組織体	国民
1. 欲求の充当 欲求の主体 彼らの欲求 欲求充当の程度	成員, 需要者の網の目, 支配者, 原因 雇用, 労働条件, 高い所得, 興味ある仕事, 経営への参加, 地位, 尊敬 表明された意見, 選択, 支払い, 結果	人々, 団体, 組織体, 委員会, 外国需要者, 外国の供給者および友好者 完全雇用, 公正雇用, 高い所得, 余暇, 健康, 社会的参加, 人間的権威, 一般的厚生 表明された意見, 選択, 支払い額, 結果
2. 産出の生産 産出のミックス 数量 品質	最終生産物のタイプ(機能, 任務) 貨幣的, 付加価値(総) 与えられた満足, 生産物の特徴, 生産工程, 投入の品質	各部門の最終生産物ミックス, 経済会計にあらわれない産出高 貨幣的: GNP, 総取引高 与えられた満足, 生産物の特徴, 生産工程, 投入の品質
3. 体系への投資 ハードグッズ 人材 下位体系 对外関係	土地, 建物, 設備, 機械, 原料 訓練 組織の改善 支持基盤の作成	開発, 保存資源, 建物等 教育, 健康 制度の創造と適応 非友好国との分断, 友好国との国際的組織の創造
4. 投入の能率的利用 ポテンシャルの実現 利潤可能性 単位当たり費用 部分的投入比率	設備能力の高度利用, 浪費の削減 正味資産, 総資産もしくは販売額に対する純利潤もしくは単位利潤 総単位費用, 組織体によって支払われない投入の費用 産出高と労働, 資本ないし原料の比率	設備能力の高度利用, 産出高の完全雇用水準 関係なし 総単位費用(直接, 間接) 産出高と労働・資本の比率
5. 資源の獲得 貨幣 人材 財貨	投入, 借入金, 投資 人員の補充 調達	外国貿易, 海外投資, 課税 移入民, 人口増加 外国貿易, 征服, 掼取
6. 準則の遵守 对外的準則 対内的準則	規則, 法律, 道徳律への合致と逸脱 組織体の規則	国際法および道徳律への合致と逸脱 憲法と法律
7. 合理的な行動 技術的合理性 管理的合理性	関連科学と技術の利用 組織体の管理にかんする最良可能な方法の利用	科学技術の促進と利用 国民を指導する最良可能な方法の利用

第1表 体 系 構 造(2)

構造要素	組織体	国民
1. 人々 特質	地位, 債給, 完全もしくは不完全就業, 期限, 年令, 性別 教育, 健康, 経験, 能力	年令別, 性別, 人種別, 宗教別, 職業別, 雇用地位別 教育, 健康, 能力
2. 非人間的資源 物理的資産	土地, 建物, 設備, 機械, 原料	自然資源(土地, 水, 動植物), 原料, 人工資源 国内貨幣供給, 外貨準備
貨幣的資産	現金, 銀行預金, 受取手形, 有価証券	正味資産, 国内負債, 対外負債
資産に対する請求権	正味資産, 負債	
3. 下位体系 類型 構造的形式	種々の役割をもつ単位, 立地別 部門と下位部門, 委員会, 非公式集団	部門分割と特殊化的程度 地域的実体, 公式組織体, 団体(その集合と配置)
分化	部門分割と特殊化(分業)の程度	法律の基礎, 政府—非政府連続
4. 内部関係 協同と紛争 階層関係 階層関係 多頭関係 意思伝達	内部紛争の範囲と程度 紛争解決の程度 上層—下層関係の網の目 対内的交渉の手続き, 委員会 公式的, 非公式的意思伝達の網の目	内部紛争の範囲と強度 紛争解決の程度 上層—下層関係の網の目 市場, 政府間交渉, 議会制度 マス・メディア, 非公式的網の目
5. 対外関係 外部体系	地域的諸社会, 公式的組織体, 団体個人 対外的役割 環境的	外国, 國際組織, ブロックと連合 従属国家と支配国家 需要者—供給者 友好国と非友好国 分散的—集中的, 安定的 分散的—集中的, 安定的 擾乱的, 騒乱的
6. 価値 対内—対外的志向 能動性—受動性	団結心, 組織強化, 社会奉仕 手段の能動主義, 安定性, 常軌化	国民的一体性, 国民主義, 國際主義 手段の能動性, 安定性, 宿命論
7. 指導体系 内部構造 体系と環境への結びつき	役割分化, その分有者, 緊張と統合 支持基盤, 参入通路	役割分化, 職業, 緊張と統合 支持基盤, 参入通路

り、人口の地理的分布であり、また非人間的資源の決定的なターゲットである。またすべての下位体系には、「ホーム・ペース」と活動領域がある。体系構造はある。時間の特定点に位置し、時間を通じて変化する性質がある。

つぎに、われわれは、システムの「業績要素」に論及することとしよう。これとしうる。

それは以下三つの要素に分けられ

を分析する出発点は、産出—投入概念である。それは以下三つ

れる。(1)投入を獲得すること、(2)産出を生産すること、(3)システム

に対して投資すること、これである。

いじでも、われわれは、また四つのことを区別をすることができる。であろう。(1)システムの産出の種類・数量・品質をのべるための情報と、かかる用役のもたらす現実の厚生・効用・便益などを示す情報との区別、(2)投入の使用を節約するための情報(能率・生産性・利潤可能性等々)。(3)業績のきわめて重要な面は、システムとその構成要素が種々の行動的な準則(法律的・倫理的・組織的・職業的)に従うことである。(4)これらの業績の各局面は、それぞれ合理性の程度をあらわすものとして見られるであろう。

かくてわれわれは、社会体系の業績は、以下七つの活動から成立するものと考える。(1)投入を獲得し、(2)各種の産出の品質と数量を生産し、(3)将来の産出のための体系の能力に投資し、(4)投入を能率的に使用し、(5)上述のことを各種の準則と、(6)各種の技術的・管理的合理性に従いながら行なって、(7)各種の欲求主体の欲求を満足させるということ、これである。

これらの諸要素は、またそれ自体多元的な副次要素ないし副次要素から構成せられる。かかる構成要素の包括的な分析は、「業績計算書」とみなされるであろう。それは必然的に、従来の経済会計によって提案された多くの情報を含んでいる。

体系構造と同様に、各業績もまたそれ自身の空間的・時間的次元をもつてゐる。時間的次元における急激な変化は、時々じめわめて重要であるから、たゞ空間的次元が変化していくともやむ、注

う。最初に私のいいたいことは、これは、まことに壮大な構想であるといふことである。このような社会体系の一般モデルは、まだ何人にも考えられなかつた偉大な着想であり、それは、そのかぎり著者のなみならぬ苦心によつて作りあげられたものであるといふは、いうまでもない。しかし、いじいじとは、この構想が完全無欠であるといつてゐるのではない。そこには、いろいろなお解決を必要とする問題が残されている。紙面の余白がないので、私はこのに私の気のついた重要な諸問題点のみを指摘するにとどめたいが、それらの問題点は、私のみるところ、形式上の問題点と実質的なそれとに分れるであろう。そこで、私はまず前者から述べゆくにとしよう。

その第一は、この社会体系会計は、形式的には、国民的経済会計の形式を踏襲している。そのため、構造表と業績表が示されているのであるが、それはすでにみられたように、前者とちがつて複式簿記表示ではないということである。いじいじの意味で、それは果して、著者のいうように真に国民的経済会計の拡大であるといえるかどうかということがある。もし社会会計体系が、彼のいうように、国民的経済会計のもうメリットを生かそうとして考えられたものと解するだらば、このいじいじは、この社会体系会計のもう最も重要な問題点であると思われる。

この問題と直接に関連して、私が疑問とする第一の点は、このフレーム・ワークのなかには、国民社会の定量的データのみならず、

定性的データが含まれるのであるか、どうかということであり、もし、定性的データが含まれるとすれば、それは、こののような形式に

意は空間的次元からはなれてしまふことがある。

本節を結ぶに当つて、二つのことを述べておこう。その一つは、構造と業績との関係である。この関係は、企業の貸借対照表と損益計算書のそれよりも、もっと複雑である。しかし、基本的には、これら両者の関係は、似ている。将来の業績に対する変化的重要な計画は、体系構造における著しい変化を必要とするし、逆に体系構造の変化は、将来の業績に対する重要な含意をもつてゐるからである。

第二は、この意味の完全な体系状態の分析は、必ずしも必要ではないし、また多くの場合不可能であろう。特定の目的には、一定の選択された变数の記述のみが必要であらう。すべての可能な変数への一般システム接近の価値は、特定の情況に最も適切な変数を選択し、事情が動くごとに人の焦点をかえさせるような基礎を提供することにある。

いよいよ、私は彼が以上のような構造と業績の諸要素を、国民経済会計の手法によつて表示したものを持ておこう。この二つの表は、多くの説明を必要とするが、私は紙面の関係で全くこれをお省略する」とじした。

(1) 本節は前掲書、第一部の大要である。op. cit., pp. 160—185.

(2) op. cit., pp. 188—189.

(3) op. cit., pp. 217—219.

#### 四

いじいじ、最後にこの構想にかんする私の若干の批評を述べておこう。

表示するにとどめだけの意義があるかということである。それは、国民社会のオーバービュウを与えるという意味では、有効かもしれない。しかし、それをこのようない形に苦心して配置することによって、やむないときより多くの程度の正しい社会にかんする状態の測定と、やむに評価が可能であるか。このことは、不幸にして私は、まだ十分に明らかでない。

そりや、このように表示されるのは、ゆづら定量的データのみであると解してみよう。そのとおり、各定量的データは、どのように関係づけられるのであるか。しかし、当然のことながら、それらの各データは、互いにその性質を異にしている。それらは、單に併列記入すれば、よいのであるか。もし、そうであれば、そこには問題はなかろう。しかし、国民経済会計におけるように、それらの数字は、加算や減算が可能であろうか。私の見るところ、経済会計の大きなメリットの一つは、このようない手順によつて、例えば、経済活動の純結果を示し、また目標の指定にも役立つ、きわめて有効な概念としてGNPをとらえたことにあるのである。しかし、前述のようにデータの異質性のためにそれが、もし不可能であるとするとすれば、このこの社会体系会計のもう一つの限界があるのであるからうか。これが第三の問題点である。そして、おそらく、このようない性質のために、社会体系会計は、経済会計のように、複式簿記の形式をとらずに構想せられたのではないかといふのが、私の憶測である。

いじいじ、私は実質的な疑問に目を向ければよ。周知のようないし、経済会計については、その背後に経済理論が存在し、そこで作られ

た体系的な概念に対応して、近時ではそれを国民経済について実測した数字が、たとえ不完全であっても、ほぼわれわれが利用しうるところまですんでる。しかし、このようなことが、他の社会科学の分野とそのもの現象において同様になされていると思われない。こうして、私は経済指標のほかに多くの社会指標を含むことを要求することの社会体系会計は、ここでこの表に組み入れられるうる諸データが、果して十分に存在しないのではないかという強い疑念をもつてゐる。あるいは、著者は、これに答えて、すでに十分にそれは存在しているというかもしれないが、そのような社会指標が、結果して経済指標のもつほどの理論的意義と、統計的正確性をもつているかどうかを、私はなお疑問としている。

これが私の実質的な問題点の二つである。これらの点については、著者も私と同様に、考へていることは、彼の論文からも十分にうかがいうることであるが、これは、社会体系会計を作製しようという観点からは、どうしても重大な実質的障害であり、とり除かなければならぬ性質のものであると思われる。

この点にかんしてもう一つ実質的な難点と考えられるものを、私はあげておきたい。社会体系の状態を定時的につかみ、また同時にその目標を明らかにするためには、社会指標は、随時的ではなく、規則的に生産せられなければならない。こういう意味の継続的データなしでは、おそらくまた社会体系会計の作成が困難であることは、いうまでもなかろう。幸いにして一部の社会指標については、著者のいう通りに、最近においては、このような整備の方向に向いつつあるが、私のいたいことは、このような一般システムにおいては

ます、problem indicator を費用概念として、集計するようには出来ないでしょか。

2 経済会計ではセクターの設定とセクター間の関連が重要ですが、社会体系会計では、セクターの設定はどうなるのでしょうか。

3 経済会計と非経済関係を区別してそれぞれを体系として完成了上で、両体系の相互関連を考えることは如何でしょか。

答 ご質問は、みな社会会計の核心にふれた重要な質問であつて、お答えがなかなかむづかしいと存じますが、私の現在の考へを述べておきます。ただ「社会体系会計」というこの構想は試論的に工夫せられたものであつて、これから、なお整備することの必要が多いと思われますので、皆さんにもこの構想をきいて頑き、いろいろの疑問を出していただいて、だんだん手直すべきものと、考へておりますことを、最初に申しあげておきます。このような前提で、ご質問に逐次私の解答を与えていきたいと存じます。

1、公害問題といったものは、業績表では、私は(6)「準則の遵守」のなかで考慮されるものではないかと考へております。この項では、私は、それを一つ一つ定量化することは、まだ考へておりません。むしろ、そこではただ公害の発生件数を全体としてとらえていることが考へられているとみております。私は、それらの一つ一つを金額的にとらえることは、なお、別のこととして考へております。「問題指標」といったものは、このようなものではないかと私は現在は考へているのです。交通事故の件数とか犯罪の件数など

もつと包括的なデータが当然必要であるし、それがすでに存在しているとは、どうしてもいえないのではないか。これが私の第三の実質的問題点としてあげておきたいものである。

問題が大きいだけに、私のいいたいことは、まだ無数にある。しかし、私に許された紙面はすでに消費されていると思われるから、私はこの辺で本稿の筆をおかなければならぬ。

質問一 (神戸大学 百々和) 一、体系業績の(3)「体系への投資」に関する、経済的なものの投資と非経済的なものの投資の比率が重要な意味をもつと思うが、その点はどのように考慮されているのでしょうか。

答 お説のとおりであります。しかし、経済的なものへの投資、非経済的なものへの投資といふことの意味が、必ずしも私には明瞭でありません。投資の概念は、従来の経済学でいっているようなものよりもっと広く考えられることが前提であると思います。そしてその中で従来経済会計で考へていた投資を、ここで経済的投資といふれば、それはこの広い投資の概念の一部であるから、その他の投資—ここで非経済的なものへの投資と名づけられるもの—との比重が考慮されるべきであります。このような意味の投資は、非常に大きなものになると私は考へております。

質問二 (明治学院大学 磯部浩一)

1 最近公害問題が喧しくなつておりますが、体系業績の表の中でどこに入れられるのでしょうか。

2 公害対策については、その費用は貨幣的に定量可能と思いませんか。

質問一 (神戸大学 百々和) 一、公害問題といつたものは、業績表では、私は(6)「準則の遵守」のなかで考慮されるものではないかと考へております。この項では、私は、それを一つ一つ定量化することは、まだ考へておりません。むしろ、そこではただ公害の発生件数を全体としてとらえていることが考へられているとみております。私は、それらの一つ一つを金額的にとらえることは、なお、別のこととして考へております。「問題指標」といったものは、このようなものではないかと私は現在は考へているのです。交通事故の件数とか犯罪の件数など

も、非経済的下位体系についても、勘定が同一の標準形式で作られなければならぬと思いますが、そのようなことが、他の下位の体系

でどのようにして考えられるかということ。第二は、経済会計と違つて、非経済的部門についてはその経済的局面のみを考えるということでは、問題は解決しない。それぞれの下位体系は、それぞれ固有の問題をもっている。そこで勘定の一つ一つの課目が必ずしも同一ではないということも出てくるであろう。そうしたときに、それを統合することは、なかなか事実上できないという問題があり、理論的にもそれを可能にするような枠組が、すでにできていることが同時に必要であると思います。この後の点は私の第二の質問に対してもあるが、大きな枠をまず構想してみることに一つの意味があるのではないかというのが、私の現在の考え方です。

その上また、これらの体系においては利用すべきデータが経済会計のようには存在しないということもあって、このような荒げぎりではあるが、大きな枠をまず構想してみることに一つの意味があるのではないかというのが、私の現在の考え方です。

質問三（桜美林大学 佐藤克己）

一、Kardiner の一次社会と二次社会との相互影響の関係を（歴史的な系列を先進国と後進国との比較に類推適用できると思いますが）システムの中に導入してはどうかと思いますが、如何でしょうか。例えば第1表の人々のセクターに家族構成（単婚家族か・大家族か）のファクターを導入することにすれば、投資（経済に限定せずに）誘因なども、その効果として（output）、その関連をも（投入は計測できないにしても）測

して私は適切な解答ができません。構造表で私が「人々」といったものは、全体社会の主体として、それを考へているのであります、家族の問題も、お説のようにここで考慮されるべきであるかもしけません。もう一度よく考へることにしたいと思っております。

(二) 値値の項の一つとして、宿命論的な考え方があることに言及しておりますが、そういう受動的な価値観でなく、もと能動的な価値観のあることも、「受動性—能動性」という概念で考えられていると思いますが、これでは不十分なのでしょうか。この点、私は質問に対してもう一度質問をさせて頂かなければなりません。

(三) 社会・経済発展理論をご研究になつてのこと、それはまことに結構なことと存じますが、それは大変むつかしい仕事であるので、時間をかけてゆづくり基礎的なところから上げていくことが肝要だと、私は思つております。どうか難題に直面していくくがないで、不退転の決心で精進して頂きたいと考えております。

定できるのではないか？

二、第6の価値のインディケーターに宿命論というのがありますか、現代的な問題として（文化大革命、毛語録の学習）歴史的な問題としてプロテスタンティズムなどイデオロギーのファクターを導入することが肝要ではないでしょうか？

三、「社会・経済発展の理論」なるものをお小生のライフ・ワークとしているのですが、将来何かと御指導の程をお願い申し上げます。

答 私の現在考へていることは、ある社会の二時点間の厚生比較、もしくは比較的同質的な二つの社会の厚生比較であります。こういふ意味では、全く発展の段階を異にする社会の比較ということは、まだ私の考へには入っておりません。しかし、そういう問題も無視できないので、それはそれとして別途に考へられることが必要あります。そういう意味で、全体としての社会の発展の理論は、ここでは私は直接に考へていないということを最初に申しあげておかなければならぬでしよう。ところで貴兄のご質問は、この後のような方向ですべて提出されていると思ひます。このことで、多少私のいおうとしていることと問題がちがつてゐるようになります。このことを最初に断つておきます。

(一) Kardiner というのは、アーラム・カーデナーのことですか。その点まずお伺いします。彼のことであつたら、一次的制度と二次的制度といふ区別を考へておられます。一次社会と二次社会といふ区別は用いておらないように思ひます。文化人類学のことはよく承知しておりませんから、それをまずお教え頂かないと、ご質問に対